

平成 25 年度

# 環境大気調査報告書

平成 26 年 9 月

石川県



大気汚染防止法第 18 条の 24、第 20 条及び第 22 条の規定により、  
本県の区域に係る大気汚染の状況を調査したので、同法第 24 条の規  
定によりその結果を公表する。

平成 26 年 9 月

石川県知事 谷 本 正 憲



## 目 次

<b>第 1 章 大気汚染常時監視</b>	1
1 平成 25 年度の大気汚染常時監視結果の概要	1
2 大気汚染常時監視体制	1
3 大気汚染の環境基準	4
4 一般環境大気測定局における常時監視結果	6
5 自動車排出ガス測定局における常時監視結果	23
<b>第 2 章 常時監視結果の詳細</b>	33
1 一般環境大気測定局の年間測定結果	33
2 自動車排出ガス測定局の年間測定結果	37
3 一般環境大気測定局の年間測定結果の経年変化	39
4 自動車排出ガス測定局の年間測定結果の経年変化	46
<b>第 3 章 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) 成分測定結果</b>	49
1 測定目的	49
2 測定地点	49
3 測定方法	49
4 測定結果	51
<b>第 4 章 環境大気測定車による測定結果</b>	57
1 珠洲測定地点	58
2 白山市鶴来測定地点	59
3 輪島測定地点	60
<b>第 5 章 有害大気汚染物質調査結果</b>	63
1 調査目的	63
2 調査地点	63
3 調査方法	63
4 調査結果	64
5 経年変化	65
<b>第 6 章 酸性雨調査結果</b>	67
1 調査目的	67
2 調査地点及び調査期間	67
3 調査方法	67
4 調査結果	68
5 経年変化	69
6 その他の酸性雨影響調査	72

第7章	黄砂実態把握調査結果	75
1	黄砂飛来状況	75
2	調査地点及び調査期間	75
3	調査方法	75
4	調査結果	75
5	まとめ	78
	参考資料	81

## 第1章 大気汚染常時監視



# 第1章 大気汚染常時監視

石川県域にあっては、大気汚染防止法に基づき、県と金沢市及び七尾市が連携を取りながら、昭和46年度から自動測定機による大気汚染常時監視を行っている。

なお、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）については、平成21年9月に環境基準が設定されたことから、平成22年度より常時監視を行っている。

## 1 平成25年度の大気汚染常時監視結果の概要

平成25年度における本県の大気汚染の状況は、これまでの測定結果と同様、全国的にみて概ね中位から低位のレベルであった。

長期的評価による環境基準の達成状況は、一般環境大気測定局における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素、自動車排出ガス測定局における二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、すべての測定局で環境基準を達成していた。微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）については、測定を行った一般環境大気測定局のうち6測定局及び自動車排出ガス測定局の測定を行った1測定局で、環境基準を達成しなかった。

短期的評価による環境基準の達成状況は、光化学オキシダントにおいて、全国的な傾向と同様にすべての測定局で環境基準を超過する状況となつたが、光化学オキシダント注意報等の発令には至らなかつた。

経年的な濃度変化は、一般環境大気測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が横ばいから減少傾向、一酸化炭素及び光化学オキシダントが横ばい傾向であった。自動車排出ガス測定局では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が横ばいから減少傾向、一酸化炭素が横ばいであった。

なお、平成26年2月26日に微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の濃度が、1日平均値で70μg/m<sup>3</sup>を超えると予想されたため、石川県で初めての注意喚起情報を発表した。

## 2 大気汚染常時監視体制

平成25年度は、一般環境大気を対象に23測定局、道路沿道の大気を対象に年度中に廃止したものと含め5測定局の計28測定局で測定を実施した。

また、移動測定車による常時測定局の補完的な測定を3地点(延べ5カ月)で実施した。

測定局・測定項目の概要を図1-1及び表1-1に示す。

なお、大気汚染の常時監視にあたっては、開始当初からテレメータを導入したデータ処理を行つておらず、現在は、平成20年度に運用を開始したサーバ及びパソコンを主体としたシステムによりデータ処理を行うとともに、インターネットを活用して測定値等の情報発信を行つてゐる。

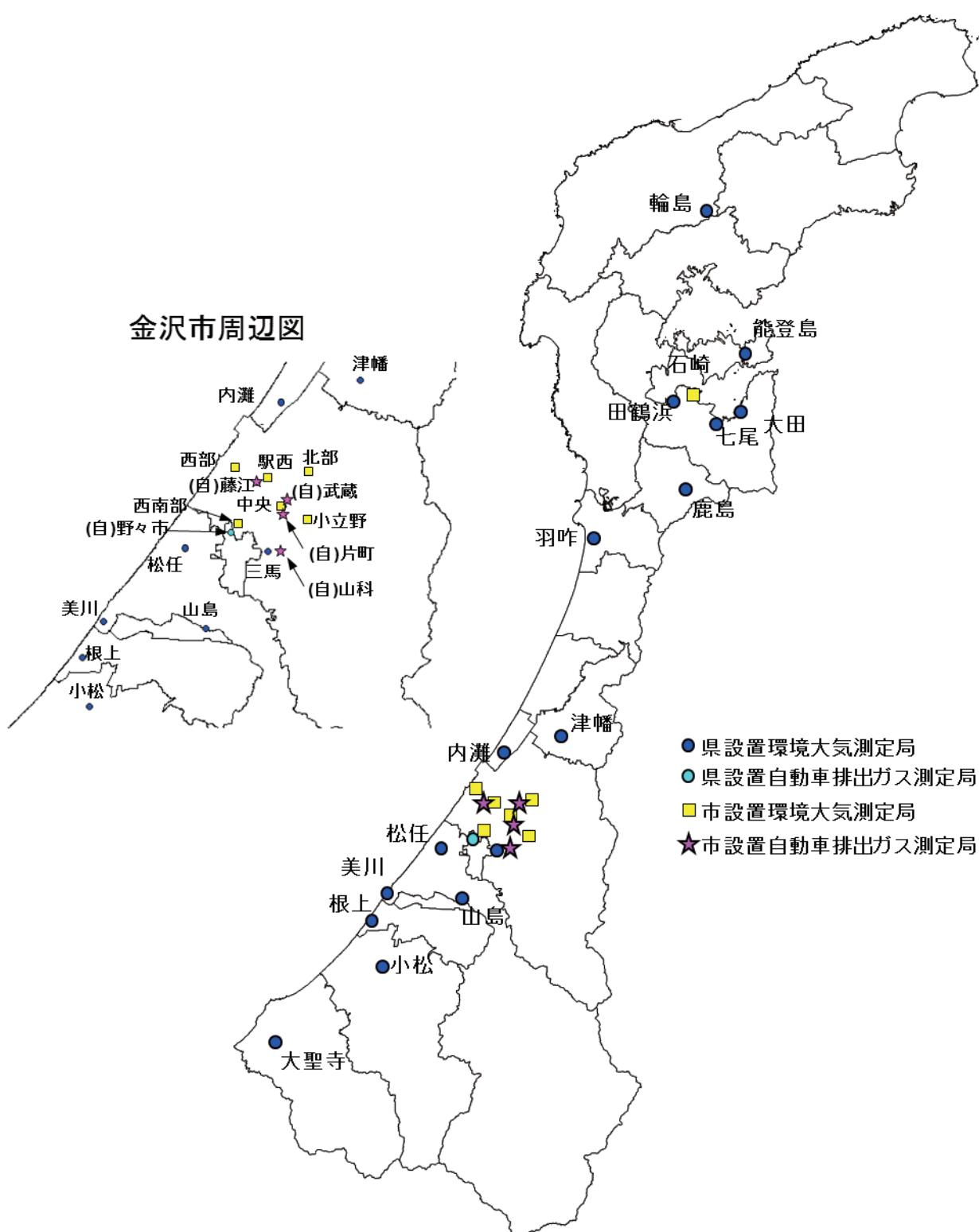


図 1－1 県内における大気汚染監視網



### 3 大気汚染の環境基準

環境基本法第 16 条の規定により、大気の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、環境基準が定められている。

大気汚染の状況を環境基準により評価する手法について、環境省は短期的評価と長期的評価の 2 とおりの方法を示している。

短期的評価とは、環境基準が 1 時間値又は 1 時間値の 1 日平均値として定められている項目について、測定を行った時間又は日について評価する方法であり、長期的評価については、年間に渡る測定結果を長期的に観察した上で評価する方法である。

表 1－2 大気汚染に係る環境基準について

物質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM2.5)
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

(評価方法)

① 短期的評価（二酸化窒素及び微小粒子状物質を除く。）  
測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値若しくは 8 時間平均値または各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

② 長期的評価

ア 二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質  
1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高いほうから数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1 日平均値の年間 2% 除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。

イ 二酸化窒素  
1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低いほうから数えて 98% 目に当たる値（1 日平均値の年間 98% 値）を環境基準と比較して評価を行う。

ウ 微小粒子状物質  
長期基準（1 年平均値が 15 μg/m<sup>3</sup> 以下）、短期基準（1 日平均値の年間 98% 値が 35 μg/m<sup>3</sup> 以下）の評価を各々行い、両者の基準を達成することで評価する。

長期的評価では、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については年間の測定時間が 6,000 時間以上、微小粒子状物質については年間の有効測定日数が 250 日以上の測定局を「有効測定局」とし、有効測定局を対象として環境基準の評価を行うこととなっている。（光化学オキシダントを除く。）

なお、炭化水素については環境基準が定められていないが、中央公害対策審議会答申「光化学オキシダントの生成防止のための大気中の炭化水素濃度の指針について」（昭和 51 年 8 月）において、「光化学反応性を無視できるメタンを除いた非メタン炭化水素について、光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06 ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値は、0.20 ppmC から 0.31 ppmC（炭素原子数を基準として表した ppm 値）の範囲を指針値とする。」とされていることから、評価にあたってはこの指針値を用いた。

平成 25 年度における環境基準の達成状況は、表 1－3 に示した。

表1-3 有効測定局における環境基準達成状況

測定局種別	市町	測定局	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) (長期的評価)			二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) (長期的評価)			一酸化炭素 (CO) (長期的評価)			光化オキシダント (Ox) (短期的評価)			浮遊粒子状物 (SPM) (長期的評価)			微小粒子状質 (PM2.5) (長期的評価)		
			23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度
一般環境大気測定局	金沢市	三馬	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○				
		西南部	○	○	○	○	○	○			●	●	●	○	○	○			●	
		小立野	○	○	○	○	○	○			●	●	●	○	○	○				
		中央				○	○	○			●	●	●							
		駅西				○	○	○			●	●	●							
		西部				○	○	○			●	●	●							
		北部	○	○	○	○	○	○			●	●	●	○	○	○				
自動車排出ガス測定局	七尾市	七尾	○	○	○	○	○	○			●	●	●	○	○	○	○	○	●	
		大田												○	○	○				
		田鶴浜												○	○	○				
		能登島	○			○					●			○	○	○				
		石崎	○	○	○	○	○	○						○	○	○				
	小松市	小松	○	○	○	○	○	○			●	●	●	○	○	○	●	●		
		輪島市	輪島															○		
		加賀市	大聖寺	○			○	○	○		●	●	●	○	○	○			●	
	羽咋市	羽咋				○	○	○			●	●	●	○	○	○			●	
		山島				○	○	○			●	●	●	○	○	○				
		白山市	松任	○	○	○	○	○	○		●	●	●	○	○	○	○	○	●	
	能美市	美川												○	○	○				
		根上	○	○	○	○	○	○			●	●	●	○	○	○				
		津幡町	津幡				○	○	○		●	●	●	○	○	○				
		内灘町	内灘				○	○	○		●	●	●	○	○	○				
		中能登町	鹿島				○				●	●	●	○						
自動車排出ガス測定局	金沢市	武蔵				◎	○	○	○	○	○			○	○	○				
		片町				◎	◎	○	○	○	○			○	○	○				
		藤江				○	○	○	○	○	○			○	○	○				
	野々市市	野々市				◎	○	○	○	○	○			○	○	○			●	

注) 記号は下記のとおりである。

○ : 環境基準達成

● : 環境基準非達成

◎ : 二酸化窒素の環境基準 0.04 ppm～0.06 ppm のゾーン内にあるもの

#### 4 一般環境大気測定局における常時監視結果

平成 25 年度の一般環境大気測定局の測定項目及び有効測定局数は、表 1－4 のとおりである。

微小粒子状物質については、平成 25 年 7 月 1 日より輪島測定局、大聖寺測定局及び羽咋測定局で、平成 26 年 3 月 22 日より西部測定局及び北部測定局で測定を開始した。なお、西部測定局及び北部測定局の微小粒子状物質については、有効測定日が 250 日に満たないことから有効測定局とならなかったが、それ以外の項目については有効測定局であった。

以下に測定項目別の状況を示すが、前年度との比較を行う場合は、当該年度における有効測定局を対象としている。

表 1－4 一般環境大気測定局における項目別測定状況（平成 25 年度）

項目	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	窒素酸化物 (二酸化窒素 一酸化窒素) (NOx)	一酸化炭素 (CO)	光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM2.5)	炭化水素 (メタン・ 非メタン 炭化水素) (HC)
測定市町数	5	9	1	10	9	7	3
測定局数	9	17	1	17	18	9	3
有効測定局数	9	17	1	17	18	7	3

## (1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、石油や石炭等の化石燃料に含まれる硫黄分の燃焼により発生するものが大部分であり、主な発生源としては工場や事業所に設置されたボイラー等の固定発生源である。

### ① 測定結果及び環境基準の達成状況

二酸化硫黄の測定結果及び環境基準の達成状況は、表1-5のとおりであった。

環境基準の長期的評価については、9測定局すべての測定局で達成していた。昭和54年度までは超過する測定局もあったが、昭和55年度以降すべての測定局において継続して達成している。

短期的評価については、1時間値の環境基準(0.1ppm)を超える値が石崎測定局で1時間出現したが、1日平均値の環境基準(0.04ppm)を超えた日はすべての測定局で出現しなかった。

本県の二酸化硫黄濃度は、年平均値の濃度分布を全国の状況と対比して表1-6に示したとおり、全国的にみて低位のレベルにあった。

表1-5 平成25年度二酸化硫黄濃度の測定結果

項目		平成25年度測定結果	24年度測定結果
年平均値		0.001ppm～0.002ppm 〔三馬、西南部、小立野、七尾、小松、松任、根上〕(北部、石崎)	0.001～0.003ppm 〔三馬、西南部、小立野、七尾、小松、松任、根上〕(石崎)
長期的評価	1日平均値の年間2%除外値 (基準0.04ppm)	0.002ppm～0.014ppm (小松、松任)(石崎) (9局すべて達成)	0.002～0.022ppm 〔三馬、小松〕(石崎) (根上) (9局すべて達成)
短期的評価	1時間値の環境基準(0.1ppm)を超えた局及び時間数 1日平均値の環境基準(0.04ppm)を超えた局及び日数	石崎(1) (9局中8局で達成) なし (9局すべて達成)	石崎(2) (9局中8局で達成) なし (9局すべて達成)

表1-6 二酸化硫黄濃度の年平均値の濃度分布

濃度区分(ppm) 項目	0 ↓ 0.002	0.0021 ↓ 0.004	0.0041 ↓ 0.006	0.0061 ↓ 0.008	0.0081 ↓ 0.010	0.0101 ↓ 0.012	0.0121 ↓ 0.014	0.0141 ↓ 0.016	0.0161 以上	合計
平成25年度 石川県の測定局数 (累積%)	9 (100)	0	0	0	0	0	0	0	0	9
平成24年度 全国の測定局数 (累積%)	619 (60.6)	281 (88.1)	96 (97.5)	21 (99.5)	2 (99.7)	0	1 (99.8)	0	2 (100)	1,022

## ② 経年変化

10 年間継続測定局における二酸化硫黄年平均値の経年変化は、図 1－2 のとおり、横ばいから減少傾向であった。

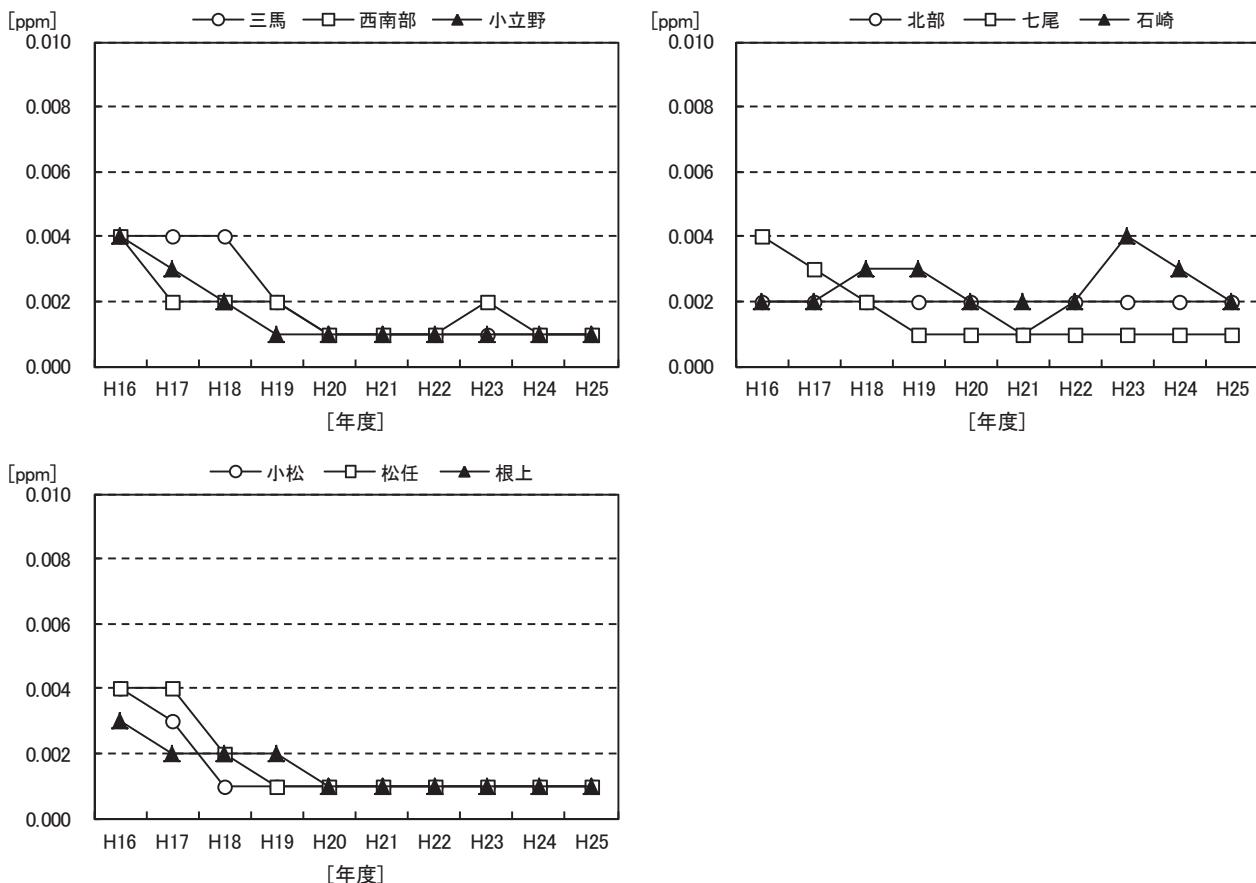


図 1－2 10 年間継続測定局における二酸化硫黄年平均値の経年変化

参考として工場、事業場における硫黄分の多い重油の販売実績を図 1－3 に示す。

近年は硫黄分の多いC重油の消費が少なくなるとともに、A重油についても、より硫黄分の少ない灯油やガス燃料等への転換が図られている。

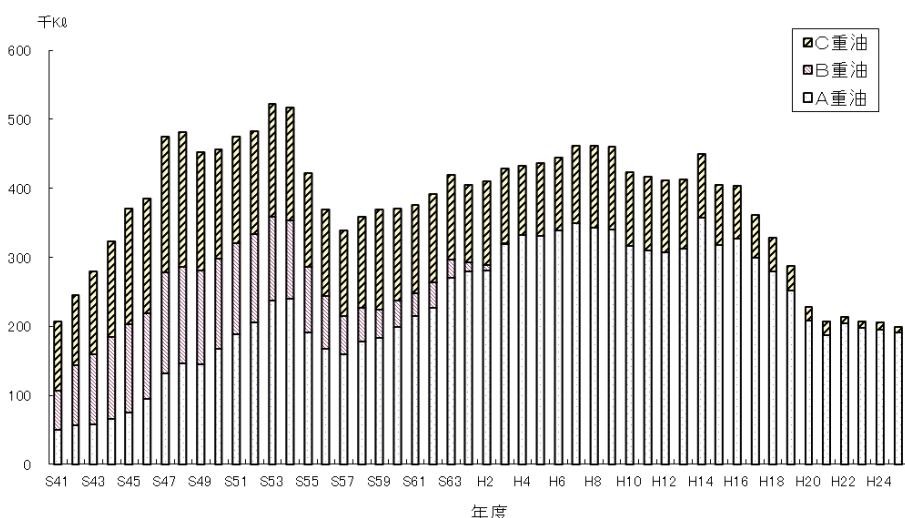


図 1－3 石川県における重油販売量の推移(日本石油連盟調べ)

## (2) 窒素酸化物（二酸化窒素及び一酸化窒素）

大気中の窒素酸化物の大部分は、高温で物が燃焼する際に発生するもので、主な発生源としては、自動車等の移動発生源と工場等の固定発生源があげられる。

### ① 二酸化窒素の測定結果及び環境基準の達成状況

二酸化窒素の測定結果及び環境基準の達成状況は、表1-7のとおりであった。

長期的評価による環境基準(上限値 0.06 ppm)については、17局すべての測定局で達成していた。

なお、1日平均値が環境基準(0.06 ppm)の上限値を超える日については、昭和53年度からすべての測定局で出現しておらず、環境基準のゾーン(0.04~0.06 ppm)にある日については、前年度に引き続きすべての測定局で出現しなかった。

表1-7 平成25年度二酸化窒素濃度の測定結果

項目		平成25年度測定結果	24年度測定結果
年平均値		0.003 ppm ~ 0.010 ppm (石崎、羽咋)(西南部)	0.003 ~ 0.010 ppm (石崎、(西南部) 羽咋)
長期的評価	1日平均値の年間98%値 (基準0.06 ppm)	0.012 ppm ~ 0.021 ppm (七尾、小松、山島、津幡)(西南部) (17局すべて達成)	0.007 ~ 0.023 ppm (羽咋)(西部) (17局すべて達成)
1日平均値が環境基準の上限値(0.06 ppm)を超えた局及び日数		なし (17局すべて該当なし)	なし (17局すべて該当なし)
1日平均値が環境基準のゾーン(0.04~0.06 ppm)であった局及び日数		なし (17局すべて該当なし)	なし (17局すべて該当なし)

表1-8 二酸化窒素濃度の年平均値の濃度分布

項目\濃度区分(ppm)	0 ≤ 0.005	0.006 ≤ 0.010	0.011 ≤ 0.015	0.016 ≤ 0.020	0.021 ≤ 0.025	0.026 ≤ 0.030	0.031 ≤ 0.035	0.036 以上	合計
平成25年度 石川県の測定局数 (累積%)	6 (35.3)	11 (100)	0	0	0	0	0	0	17
平成24年度 全国の測定局数 (累積%)	184 (14.3)	487 (52.2)	391 (82.6)	184 (97.0)	39 (100)	0	0	0	1,285

表1-9 二酸化窒素濃度の1日平均値の年間98%値の濃度分布

項目\濃度区分(ppm)	0 ≤ 0.010	0.011 ≤ 0.020	0.021 ≤ 0.030	0.031 ≤ 0.040	0.041 ≤ 0.050	0.051 ≤ 0.060	0.061 ≤ 0.070	0.071 以上	合計
平成25年度 石川県の測定局数 (累積%)	2 (11.8)	14 (94.1)	1 (100)	0	0	0	0	0	17
平成24年度 全国の測定局数 (累積%)	111 (8.6)	334 (34.6)	468 (71.1)	288 (93.5)	84 (100)	0	0	0	1,285

## ② 二酸化窒素の経年変化

10 年間継続測定局における二酸化窒素年平均値の経年変化は、図 1－4 のとおり、横ばいから減少傾向であった。

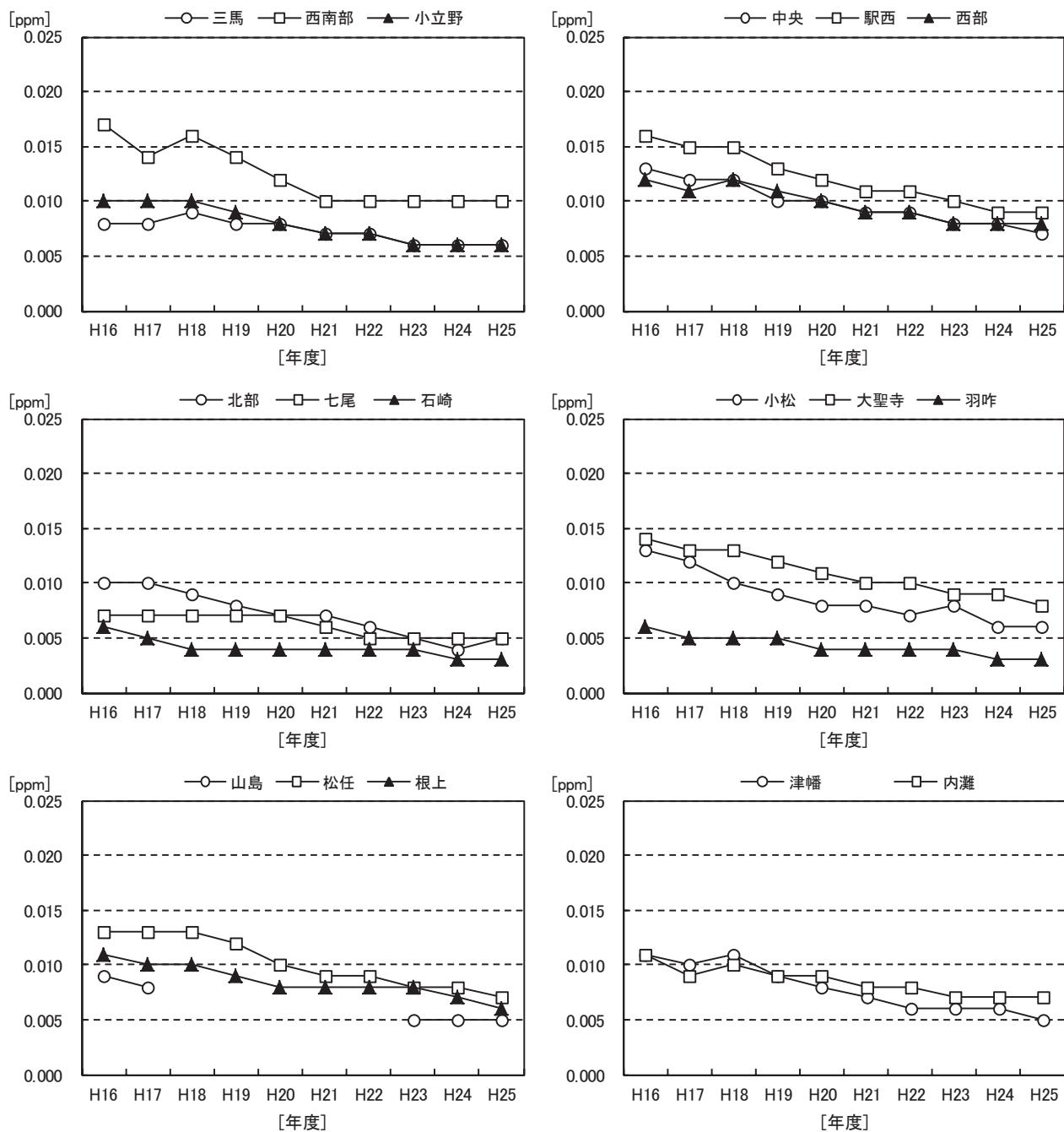


図 1－4 10 年間継続測定局における二酸化窒素年平均値の経年変化

### ③ 一酸化窒素の測定結果

一酸化窒素の測定結果は、表1-10のとおりであった。

本県の一酸化窒素濃度は、年平均値の濃度分布を全国の状況と対比して表1-11に示したとおり、全国的にみて中位のレベルにあった。

表1-10 平成25年度一酸化窒素濃度の測定結果

項目	平成25年度測定結果	24年度測定結果
年平均値	0.000 ppm ~ 0.003 ppm (羽咋) (西南部、大聖寺)	0.000 ~ 0.003 ppm (羽咋) [西南部、小立野、大聖寺]

表1-11 一酸化窒素濃度の年平均値の濃度分布

項目	濃度区分 (ppm)	0 ↓ 0.010	0.011 ↓ 0.020	0.021 ↓ 0.030	0.031 ↓ 0.040	0.041 ↓ 0.050	0.051 ↓ 0.060	0.061 以上	合計
平成25年度 石川県の測定期数 (累積%)		17 (100)	0	0	0	0	0	0	17
平成24年度 全国の測定期数 (累積%)		1,267 (98.6)	17 (99.9)	1 (100)	0	0	0	0	1,285

なお、図1-5に示すとおり交通量の多い沿道に位置している測定期局（西南部、大聖寺及び山島）は、一酸化窒素の比率が高くなっている、燃焼過程から発生する窒素酸化物のほとんどが一酸化窒素である自動車排出ガスの影響を受けたものと考えられる。

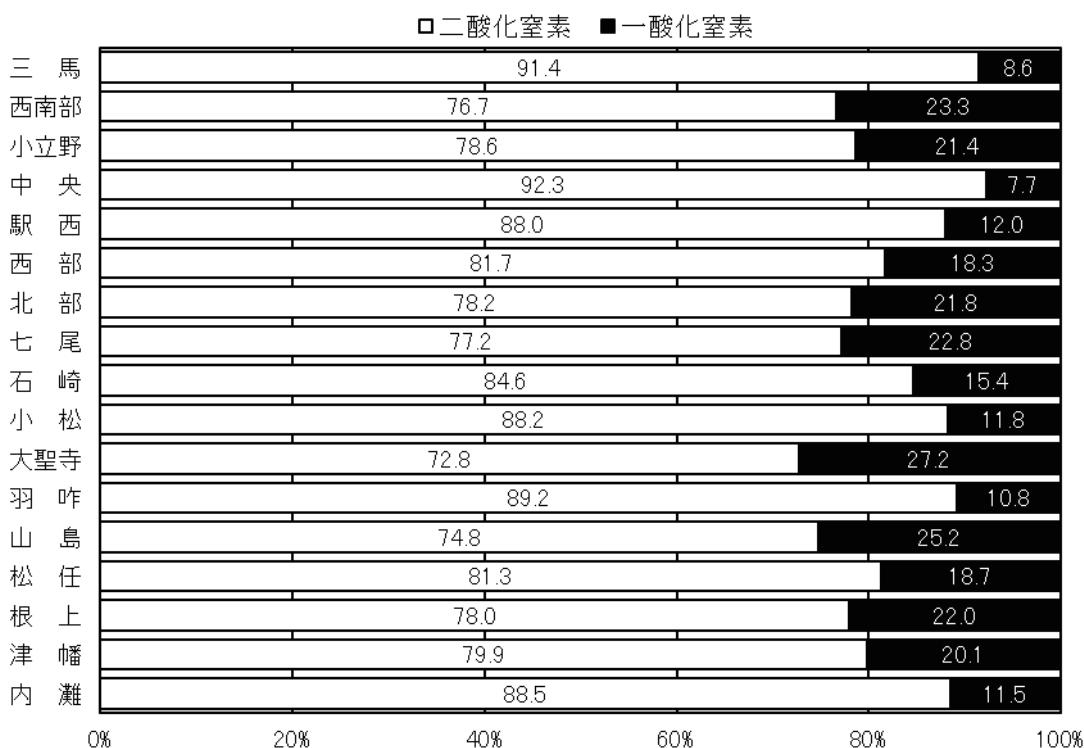


図1-5 一般環境大気測定期局における二酸化窒素と一酸化窒素の比率(平成25年度)

### (3) 一酸化炭素

大気中の一酸化炭素は、その大部分が自動車排出ガスによるものである。

#### ① 測定結果及び環境基準の達成状況

一酸化炭素の測定結果及び環境基準の達成状況は、表 1－12 のとおりであった。

長期的評価による環境基準については、三馬測定局が測定を開始した昭和 46 年度以降継続して達成しており、平成 25 年度も達成していた。短期的評価による環境基準についても、長期的評価と同様に昭和 46 年度の測定開始以降継続して達成していた。

本県の一酸化炭素濃度は、年平均値及び 1 日平均値の 2 %除外値の濃度分布を全国の状況と対比して表 1－13 に示したとおり、全国的にみて低位のレベルにあった。

表 1－12 平成 25 年度の一酸化炭素測定結果

項目		平成 25 年度測定結果	24 年度測定結果
年 平 均 値		0.2 ppm	0.2 ppm
長 期 的 評 價		0.5 ppm (環境基準を達成)	0.4 ppm (環境基準を達成)
短 期 的 評 價		なし (環境基準を達成)	なし (環境基準を達成)
1 時間値の 1 日平均値が環境基準(20 ppm)を超えた局と回数		なし (環境基準を達成)	なし (環境基準を達成)
1 時間値の 1 日平均値が環境基準(10 ppm)を超えた局と日数		なし (環境基準を達成)	なし (環境基準を達成)

表 1－13 一酸化炭素濃度の年平均値及び 1 日平均値の 2 %除外値の濃度分布

項目	濃度区分 (ppm)	0	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	合 計
		↓	↓	↓	↓	↓	以上	
年平均値	平成 25 年度 石川県の測定局数(累積%)	0	1 (100)	0	0	0	0	1
	平成 24 年度 全国の測定局数(累積%)	0	46 (68.7)	21 (100)	0	0	0	67
2 %除外値の 1 日平均値	平成 25 年度 石川県の測定局数(累積%)	0	0	1 (100)	0	0	0	1
	平成 24 年度 全国の測定局数(累積%)	0	1 (1.5)	26 (40.3)	35 (92.5)	4 (98.5)	1 (100)	67

#### ② 経年変化

三馬測定局における一酸化炭素年平均値は、図 1－6 のとおり、横ばい傾向であった。

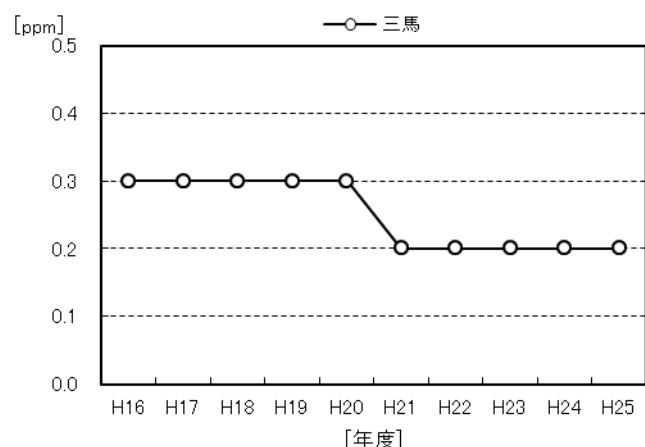


図 1－6 三馬測定局における一酸化炭素年平均値の経年変化

#### (4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、一次汚染物質である自動車や工場等から排出される窒素酸化物や炭化水素等が太陽光線による光化学反応で二次的に生成されるオゾン等の酸化性の汚染物質のことである。

光化学オキシダント濃度が高くなると、目への刺激、のどの痛み、胸苦しさを典型的な症状とする健康被害を引き起こす可能性がある。また、近年は、光化学オキシダント濃度の上昇要因の一つとして、大陸からの越境大気汚染の影響が指摘されている。

##### ① 測定結果及び環境基準の達成状況

光化学オキシダントの測定結果及び環境基準の達成状況については、表1-14のとおりであった。

環境基準の達成状況については、前年度に引き続き17測定局すべてで達成しなかった。これは全国的な傾向で、平成24年度結果では全国にある1,143局で達成したのは3局であり、99.7%にあたる1,140局で環境基準を達成しなかった。

環境基準を超えた日数及び時間数は、それぞれ表1-15、16のとおりで、本県の環境基準を超えた日数及び時間数は、全国的にみて中位のレベルにあった。

本県で環境基準が達成されたのは、昭和46年度の測定開始以来、昭和57年度の西南部測定局及び津幡測定局の2局のみである。

また、昼間（午前5時～午後8時）における光化学オキシダントの高濃度日（0.100 ppm以上）の出現状況は、表1-19のとおり延べ1日であった。

表1-14 平成25年度光化学オキシダント濃度の測定結果

項目	平成25年度測定結果						24年度測定結果		
昼間(午前5時～午後8時)の1時間値の最高値(基準0.06 ppm)	0.081 ppm ~ 0.108 ppm (北部) (小立野) (17局すべて環境基準を超過)						0.084 ~ 0.101 ppm (七尾) (中央) (17局すべて環境基準を超過)		
昼間(午前5時～午後8時)の日最高1時間値の年平均値	0.037 ppm ~ 0.054 ppm (小松) (西部)						0.041 ~ 0.054 ppm (根上) (西部)		

表1-15 昼間（午前5時～午後8時）の1時間値が0.06 ppmを超えた日数の分布

項目\超過日数	0	1	21	41	61	81	101	121	141	計
平成25年度石川県の測定局数(累積%)	0	0	5 (29.4)	3 (47.1)	4 (70.6)	4 (94.1)	1 (100)	0	0	17
平成24年度全国の測定局数(累積%)	3 (0.3)	69 (6.3)	115 (16.4)	248 (38.1)	354 (69.0)	258 (91.6)	82 (98.8)	14 (100)	0	1,143

表1-16 昼間（午前5時～午後8時）の1時間値が0.06 ppmを超えた時間数の分布

項目\超過時間数	0	1	101	201	301	401	501	601	701	801	901	計
		~100	101~200	201~300	301~400	401~500	501~600	601~700	701~800	801~900	901以上	
平成25年度 石川県の測定局数 (累積%)	0	0	4	3	3	3	3	0	1	0	0	17
平成24年度 全国の測定局数 (累積%)	3	96	145	240	300	218	108	27	5	1	0	1,143

## ② 経年変化

10年間継続測定局における光化学オキシダントの昼間の日最高1時間値の年平均値は、図1-7のとおり、小立野測定局等、若干の上昇傾向を示す局もあるものの、概ね横ばい傾向であった。

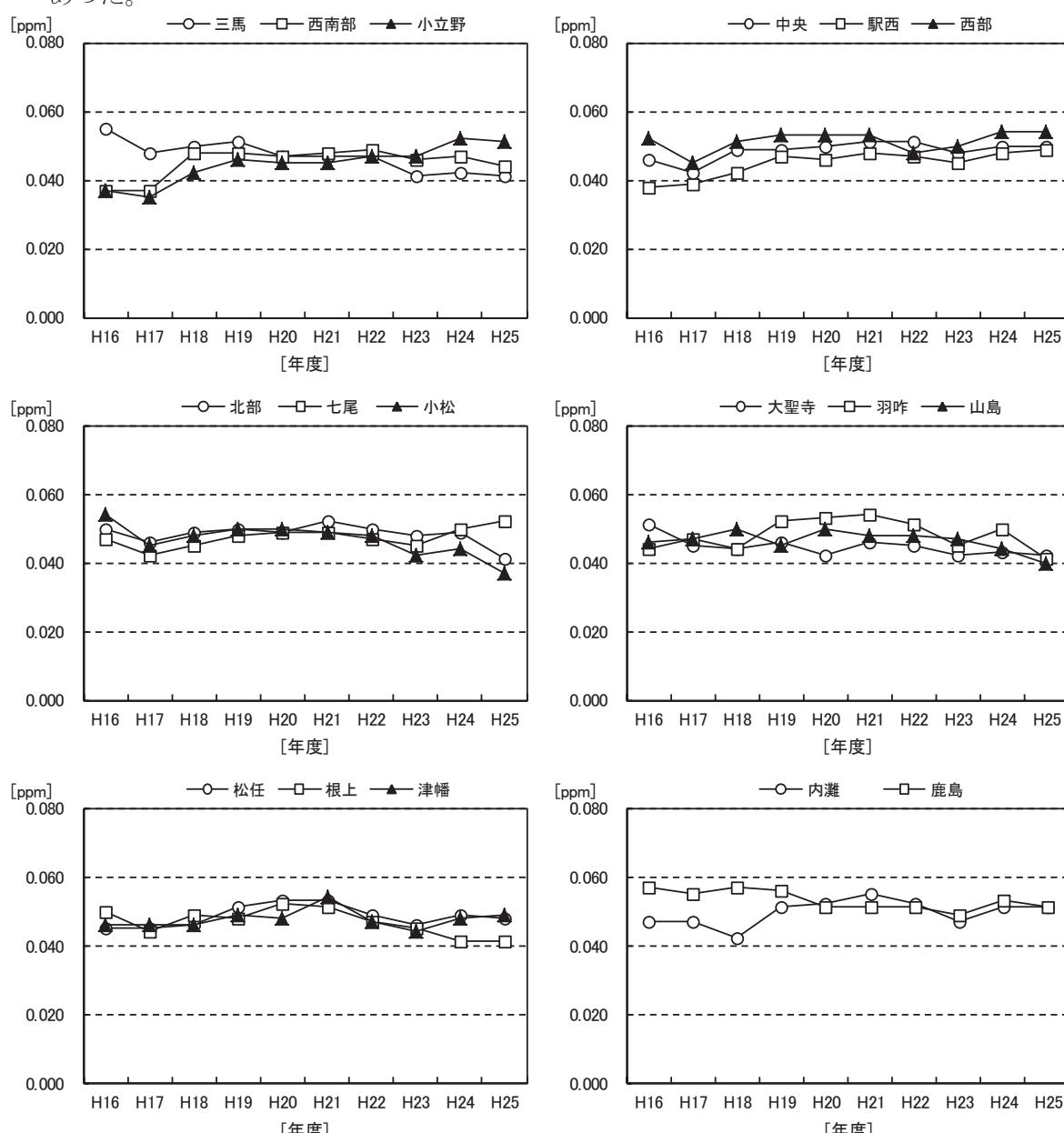


図1-7 10年間継続測定局における光化学オキシダントの昼間の日最高1時間値年平均値の経年変化

### ③ 緊急時の措置

本県では、大気汚染防止法第 23 条の緊急時の措置規定により、石川県大気汚染緊急時対策実施要綱（昭和 49 年 9 月 7 日 石川県告示第 622 号）を策定し、緊急時の発令基準（表 1-17）を定める等、緊急時の措置等必要な事項を規定し、これまでに 4 回の光化学オキシダント注意報等を発令している（表 1-18）。

平成 25 年度は、光化学オキシダント注意報等を発令する状況には至らなかった（表 1-19）。

表 1-17 石川県大気汚染緊急時対策発令基準（光化学オキシダント）

区分	発 令 基 準	解 除 基 準
予 報	一以上の測定局の光化学オキシダント測定値が気象条件から見て、注意報の状態になるおそれがあると認められるとき。	
注意報	一以上の測定局の光化学オキシダント測定値の 1 時間値が 0.12 ppm 以上になり、かつ、気象条件から見て、その状態が継続すると認められるとき。	発令地域内のすべての測定局において、左欄に掲げる各区分別の基準値を下回り、かつ、気象条件から見て、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。
警 報	一以上の測定局の光化学オキシダント測定値の 1 時間値が 0.24 ppm 以上になり、かつ、気象条件から見て、その状態が継続すると認められるとき。	
重大警報	一以上の測定局の光化学オキシダント測定値の 1 時間値が 0.40 ppm 以上になり、かつ、気象条件から見て、その状態が継続すると認められるとき。	

表 1-18 光化学オキシダント注意報等の発令状況

発令年月日	発 令 内 容	被害等の状況
昭和 54 年 7 月 7 日	注意報(金沢地域)、予 報(小松地域)	被害届出なし
平成 14 年 5 月 22 日	予 報(七尾地域)	被害届出なし
平成 16 年 6 月 5 日	予 報(七尾地域)	被害届出なし
平成 19 年 5 月 9 日	予 報(中能登区域)	被害届出なし

表1－19 昼間の光化学オキシダント高濃度発生状況(0.100 ppm以上)

月	平成21年度				平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度				
	日	発生時刻	局数	最高値(ppm) (局名)	日	発生時刻	局数	最高値(ppm) (局名)	日	発生時刻	局数	最高値(ppm) (局名)	日	発生時刻	局数	最高値(ppm) (局名)	日	発生時刻	局数	最高値(ppm) (局名)	
4	8	15	1	0.101 (大田)																	
	11	10~20	7	0.113 (大田)																	
	12	13~19	3	0.101 (大田)																	
5	1	14~18	6	0.102 (大田)	21	11~16	1	0.102 (山島)	16	14	2	0.104 (山島)	17	15~16	1	0.101 (中央)	13	16~19	8	0.108 (小立野)	
	2	13~15	1	0.102 (大田)	22	16	1	0.100 (内灘)													
	21	12~13	2	0.106 (津幡)																	
6	2	14~19	12	0.110 (大田)																	
7																					
北陸3県の発令状況	発令なし				発令なし				発令なし				発令なし				発令なし				

## (5) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、化石燃料の燃焼などで生ずる浮遊粉じんのうち、粒径  $10 \mu\text{m}$  以下のもののことである。浮遊粒子状物質は、沈降速度が小さく、大気中に比較的長時間滞留し、人の気道又は肺胞に沈着して呼吸器に影響を及ぼすおそれがあることから、監視を行っている。

### ① 測定結果及び環境基準の達成状況

浮遊粒子状物質の測定結果及び環境基準の達成状況は、表 1-20 のとおりであった。

長期的評価による環境基準については、18 測定局すべてで達成していた。平成 14 年度に黄砂の影響によりすべての測定局で達成しなかったが、平成 15 年度以降はすべての測定局において継続して達成している。

短期的評価による環境基準については、18 測定局すべてで達成していた。

本県の浮遊粒子状物質濃度は、年平均値及び 1 日平均値の年間 2%除外値の濃度分布を全国の状況と対比して、表 1-21、22 に示したとおり、全国的にみて低位のレベルにあった。

表 1-20 平成 25 年度浮遊粒子状物質濃度の測定結果

項目		平成 25 年度測定結果				24 年度測定結果	
年 平 均 値		0.014 mg/m <sup>3</sup> ~ 0.020 mg/m <sup>3</sup> (小立野) (大田)				0.014 ~ 0.020 mg/m <sup>3</sup> (小立野) (石崎)	
長期的 評 価	1 日平均値の年間 2%除外値 (基準 0.1 mg/m <sup>3</sup> )	0.051 mg/m <sup>3</sup> ~ 0.065 mg/m <sup>3</sup> (小立野) (石崎) (18 局すべて達成)				0.042 ~ 0.060 mg/m <sup>3</sup> (能登島、小松) (石崎) (18 局すべて達成)	
短期的 評 価	1 時間値の環境基準(0.20 mg/m <sup>3</sup> )を超えた局と時間数	なし (18 局すべて達成)				石崎(10) (18 局中 17 局で達成)	
	1 日平均値の環境基準 (0.10 mg/m <sup>3</sup> )を超えた局と日数	なし (18 局すべて達成)				石崎(1) (18 局中 17 局で達成)	

表 1-21 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の濃度分布

濃度区分 (mg/m <sup>3</sup> )	0	0.011	0.021	0.031	0.041	0.051	0.061	合計
項目	0.010	0.020	0.030	0.040	0.050	0.060	以上	
平成 25 年度 石川県の測定局数 (累積%)	0	18 (100)	0	0	0	0	0	18
平成 24 年度 全国の測定局数 (累積%)	20 (1.5)	821 (63.7)	464 (98.9)	15 (100)	0	0	0	1,320

表 1-22 浮遊粒子状物質濃度の 1 日平均値の年間 2%除外値の濃度分布

濃度区分 (mg/m <sup>3</sup> )	0	0.021	0.041	0.061	0.081	0.101	0.121	0.141	合計
項目	0.020	0.040	0.060	0.080	0.100	0.120	0.140	以上	
平成 25 年度 石川県の測定局数 (累積%)	0	0	11 (61.1)	7 (100)	0	0	0	0	18
平成 24 年度 全国の測定局数 (累積%)	0	268 (20.3)	967 (93.6)	84 (99.9)	1 (100)	0	0	0	1,320

## ② 経年変化

10 年間継続測定局における浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は、図 1－8 のとおり、横ばいから減少傾向であった。

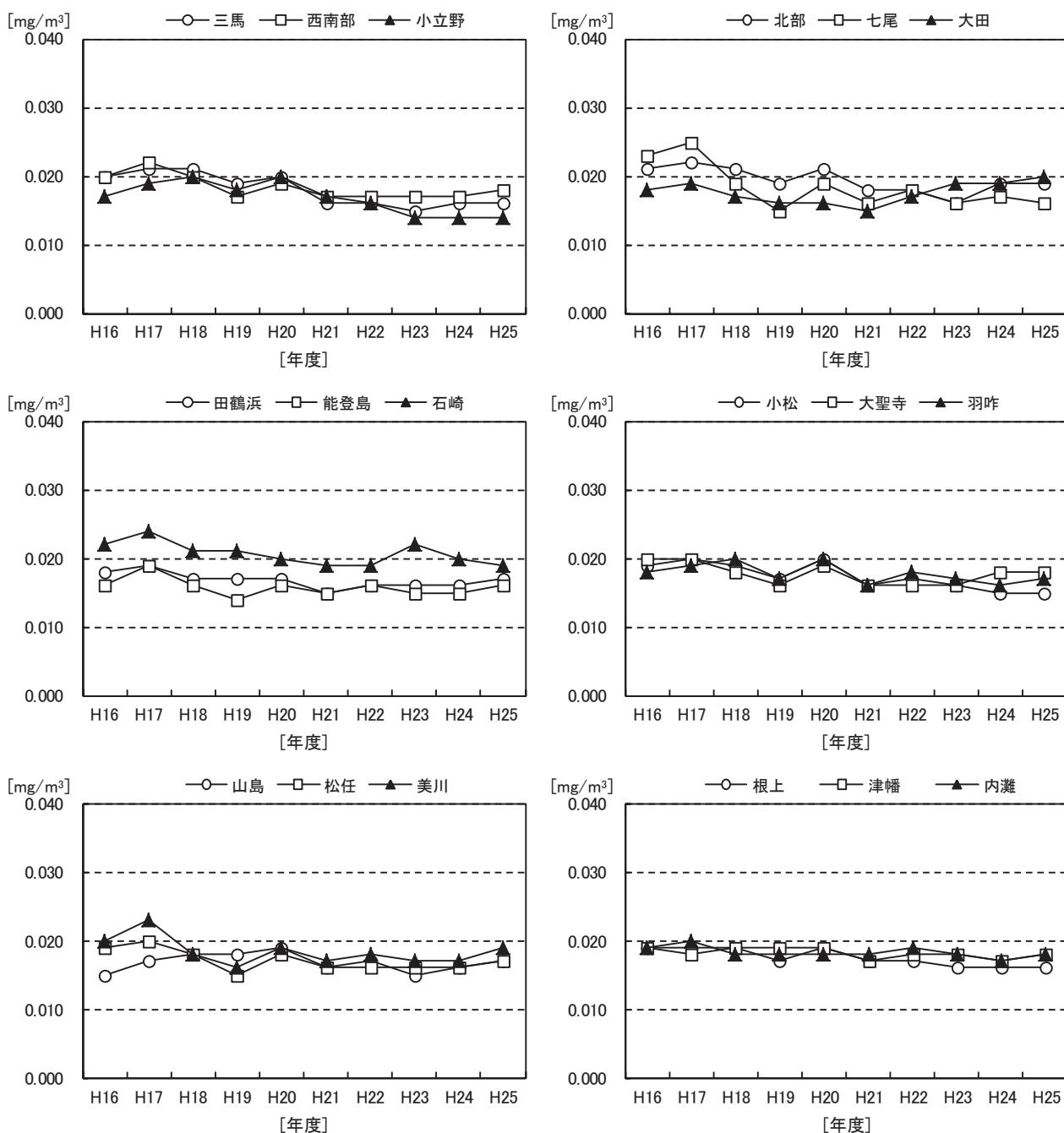


図 1－8 10 年間継続測定局における浮遊粒子状物質年平均値の経年変化

## (6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、「粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子」と定義されている。

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、呼吸器に吸入され、人の健康に影響を及ぼす粒径 $10 \mu\text{m}$ 以下のものは「浮遊粒子状物質」として監視を行ってきたが((5) 浮遊粒子状物質を参照)、これよりも微小な粒子状物質についても、呼吸器疾患、循環器疾患及び肺がんの疾患に関して一定の影響を与えるとされることから、平成21年9月9日に「微小粒子状物質」の環境基準が定められた。

### ① 測定結果及び環境基準の達成状況

微小粒子状物質の測定結果及び環境基準の達成状況は、表1-23、24のとおりであった。

なお、西部測定局、北部測定局は有効測定局ではないことから、評価を行わなかった。

環境基準の達成は、長期基準(1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ )、短期基準(1日平均値の年間98%値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ )の評価を各々行い、両者の基準を達成することで評価することとされている。

長期基準については、七尾測定局を除く6測定局で達成していた。

短期基準については、輪島測定局のみの達成であったため、環境基準を達成したのは、輪島測定局のみであった。

本県の微小粒子状物質濃度は、年平均値及び1日平均値の年間98%値の濃度分布を全国の状況と対比して表1-25、26に示したとおり、全国的にみて低位のレベルにあった。

表1-23 平成25年度微小粒子状物質濃度の測定結果

項目		平成25年度調査結果		24年度調査結果
長期基準に関する評価	年平均値 (基準 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ )	$11.2 \mu\text{g}/\text{m}^3 \sim 15.1 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (輪島) (七尾) (7局中6局で達成)	$11.6 \mu\text{g}/\text{m}^3 \sim 13.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (松任) (七尾) (3局すべて達成)	
短期基準に関する評価	1日平均値の年間98%値 (基準 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ )	$34.3 \mu\text{g}/\text{m}^3 \sim 38.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (輪島) (松任) (7局中1局で達成)	$31.6 \mu\text{g}/\text{m}^3 \sim 35.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (七尾) (小松) (3局中2局で達成)	
	環境基準の長期的評価による1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	1日～7日 (西南部) (羽咋)	0日～1日 (七尾、松任) (小松)	

注) 松任測定局の測定値は、環境省実施の「微小粒子状物質(PM2.5)モニタリング試行事業」により得られたものである。

表1-24 平成25年度微小粒子状物質の環境基準の達成状況

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

測定局	長期基準に関する評価		短期基準に関する評価		環境基準達成状況
	年平均値 (15以下)	評価	1日平均値 <年間98%値> (35以下)	評価	
西南部	13.1	○	35.7	×	×
七尾	15.1	×	38.4	×	×
小松	13.6	○	38.7	×	×
輪島	11.2	○	34.3	○	○
大聖寺	12.7	○	37.6	×	×
羽咋	13.1	○	38.4	×	×
松任	13.4	○	38.8	×	×

表1-25 微小粒子状物質濃度の年平均値の濃度分布

項目\濃度区分 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0	5.1	10.1	15.1	20.1	25.1	30.1	合計
項目	5.0	10.0	15.0	20.0	25.0	30.0	以上	
平成25年度 石川県の測定期数 (累積%)	0	0	6 (85.7)	1 (100)	0	0	0	7
平成24年度 全国の測定期数 (累積%)	1 (0.3)	7 (2.6)	184 (61.5)	109 (96.5)	11 (100)	0	0	312

表1-26 微小粒子状物質濃度の1日平均値の年間98%値の濃度分布

項目\濃度区分 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0	15.1	25.1	35.1	45.1	55.1	65.1	合計
項目	15.0	25.0	35.0	45.0	55.0	65.0	以上	
平成25年度 石川県の測定期数 (累積%)	0	0	1 (14.3)	6 (100)	0	0	0	7
平成24年度 全国の測定期数 (累積%)	1 (0.3)	5 (1.9)	133 (44.6)	145 (91.0)	27 (99.7)	1 (100)	0	312

### ① 経年変化

微小粒子状物質の年平均値の経年変化は、図1-9のとおりであった。測定を開始してからの期間が短いものの、横ばいからやや増加であった。

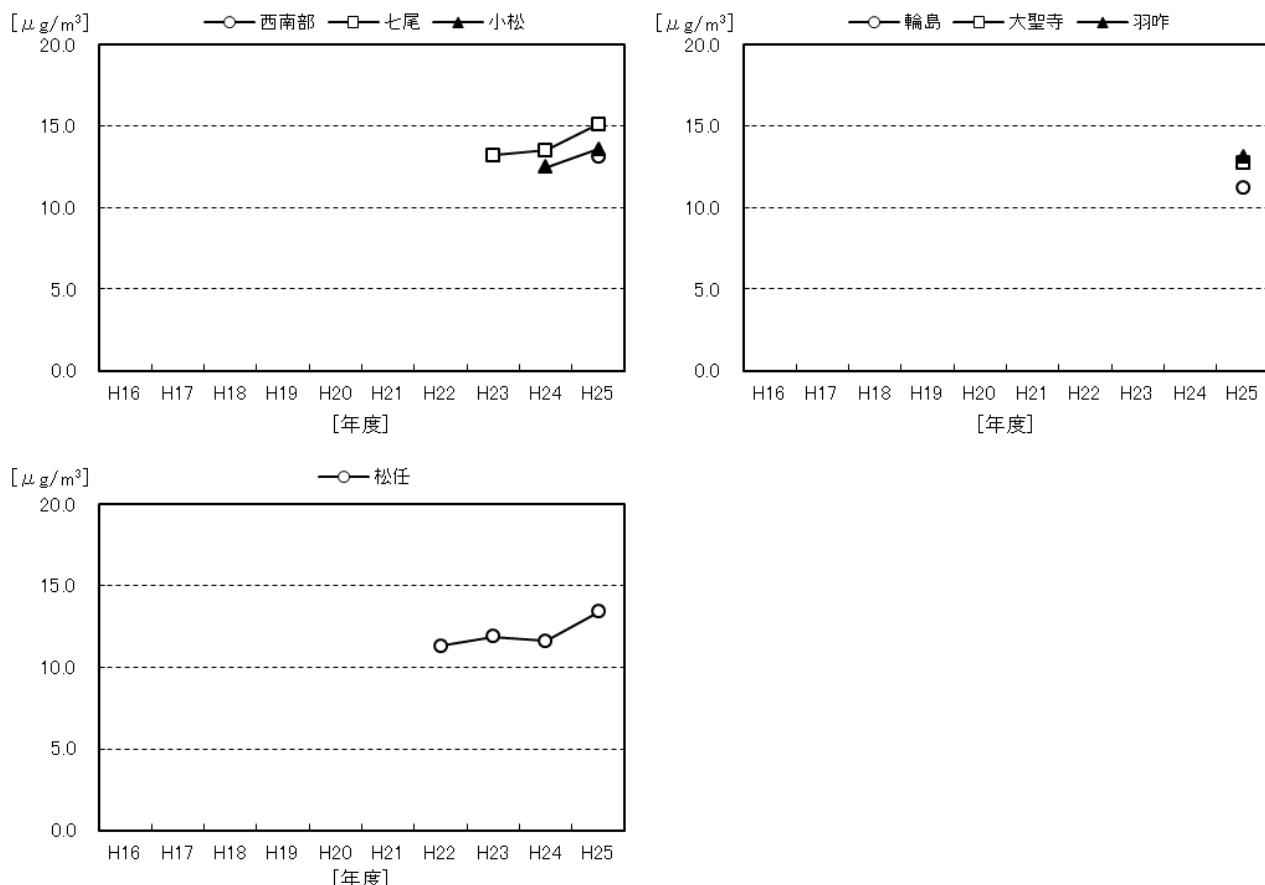


図1-9 微小粒子状物質年平均値の経年変化

### ③ 注意喚起情報の発表

本県では、国の定める「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、「石川県PM2.5大気汚染対策要領」を制定して、微小粒子状物質の濃度が1日平均値で $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予測される日には、「PM2.5に関する注意喚起情報」を発表することとしている。

注意喚起情報は、「午前中の早めの時間帯での判断」として、①各日の午前5時から7時までの県内の各測定期間の1時間値の平均値の中央値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、当日の午前8時頃に発表することとし、平成25年3月15日から運用を開始した。その後、注意喚起情報の発表の見逃しを減らすため、国から「午後からの活動に備えた判断」を加えた判断方法の改善が示されたことから、②各測定期間における午前5時～12時の1時間値の平均値についての最大値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、午後1時頃に発表することを追加して、平成25年12月9日から運用を開始した。

平成25年度は、平成26年2月26日午前5時から正午までの平均値が、表1-27のとおり、輪島測定期間で $85.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ となったことから、平成25年3月の制度運用以来、初めての注意喚起情報を発表した。

なお、2月26日は輪島測定期間等4測定期間で、1日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える結果となった。

表1-27 注意喚起情報の発表に係る微小粒子状物質濃度の測定結果（平成26年2月26日）

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

区分	測定期間	西南部	七尾	小松	輪島	大聖寺	羽咋	松任	野々市
午前中の早めの時間帯での判断	午前5～7時の平均値	65.0	50.3	58.0	83.3	57.3	59.0	75.7	70.3
	順位	4	8	6	1	7	5	2	3
	中央値	62.0 (順位4と5の平均値)							
	判定	発表不要 (判断基準：中央値85超)							
午後の活動に備えた判断	午前5～12時の平均値	62.1	59.4	58.1	85.5	62.1	65.6	76.9	69.1
	最高値	85.5							
	判定	注意喚起情報発表 (判断基準：最高値80超)							
	日平均値	64.6	73.5	63.3	77.3	60.6	64.6	76.3	73.8

注) 自動車排出ガス測定期間を含めて判断を行う。

2月25日から27日にかけては、日本各地でもPM2.5濃度の上昇が観測され、北陸地方や西日本を中心に、25日は山口県、26日は10府県（福島、新潟、富山、石川、福井、三重、大阪、兵庫、香川及び山口）、27日も富山県で注意喚起がなされた。

この濃度上昇の要因については、①日本海側の地域を中心に広域的に高濃度が観測されたこと、②日本海の離島（佐渡島、隱岐島、対馬）でも濃度上昇が確認されたこと、③PM2.5のシミュレーション結果でも、北東アジアにおける広域的な汚染の一部が日本に及んでいたこと、④日本の中心部を東進した移動性高気圧の影響により、大気汚染物質が滞留しやすい状況にあったことから、通常の国内の汚染レベルに加えて、大陸からの越境汚染の影響により高濃度なったと考えられた。

## (7) 炭化水素（非メタン炭化水素及びメタン）

炭化水素は、主として自然界に由来するメタンと人為的に排出される非メタン炭化水素に大別され、光化学オキシダントの原因物質のひとつとされている。

### ① 測定結果及び指針値の達成状況

炭化水素の測定結果と指針値の達成状況は、表1-28のとおりであった。

指針値を超える日については、大田測定局で1日、内灘測定局で2日みられた。

本県の非メタン炭化水素濃度は、午前6時から9時における年平均値の濃度分布を全国の状況と対比して表1-29に示したとおり、全国的にみて低位のレベルにあった。

表1-28 平成25年度炭化水素濃度の測定結果

項目		平成25年度測定結果	24年度測定結果
非メタン炭化水素	年平均値	0.05 ppmC ~ 0.08 ppmC (内灘) (大田)	0.05 ~ 0.09 ppmC (内灘) (三馬)
	午前6時から9時における年平均値	0.06 ppmC ~ 0.08 ppmC (内灘) (三馬、大田)	0.06 ~ 0.09 ppmC (内灘) (三馬)
	午前6時から9時までの3時間平均値が指針値の上限値(0.31 ppmC)を超えた日数と割合	大田 1日 (0.3 %) 内灘 2日 (0.6 %) (3局中1局で達成)	なし (3局すべて達成)
メタン	年平均値	1.90 ppmC ~ 1.95 ppmC (大田) (三馬)	1.87 ~ 1.98 ppmC (大田) (三馬)

表1-29 非メタン炭化水素の午前6時から9時までの3時間平均値の濃度分布

項目	濃度区分 (ppmC)	0	0.11	0.21	0.31	0.41	0.51	0.061 以上	合計
平成25年度 石川県の測定局数 (累積%)		3 (100)	0	0	0	0	0	0	3
平成24年度 全国の測定局数 (累積%)		85 (25.4)	211 (88.4)	38 (99.7)	1 (100)	0	0	0	335

### ② 経年変化

10年間継続測定局における非メタン炭化水素の午前6時から9時における年平均値の経年変化は、図1-10のとおり、横ばいから減少傾向であった。

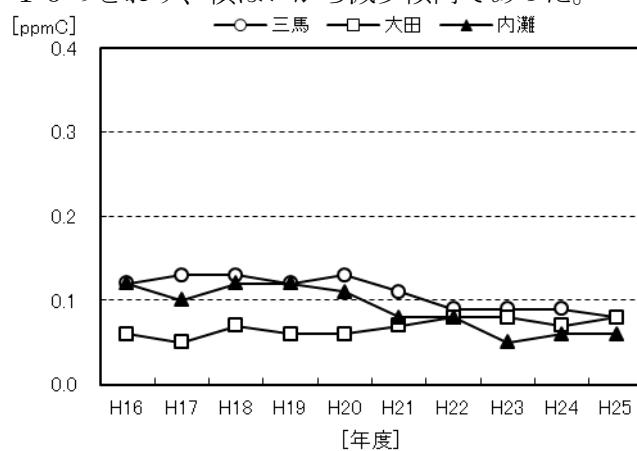


図1-10 非メタン炭化水素の午前6時から9時における年平均値の経年変化

## 5 自動車排出ガス測定局における常時監視結果

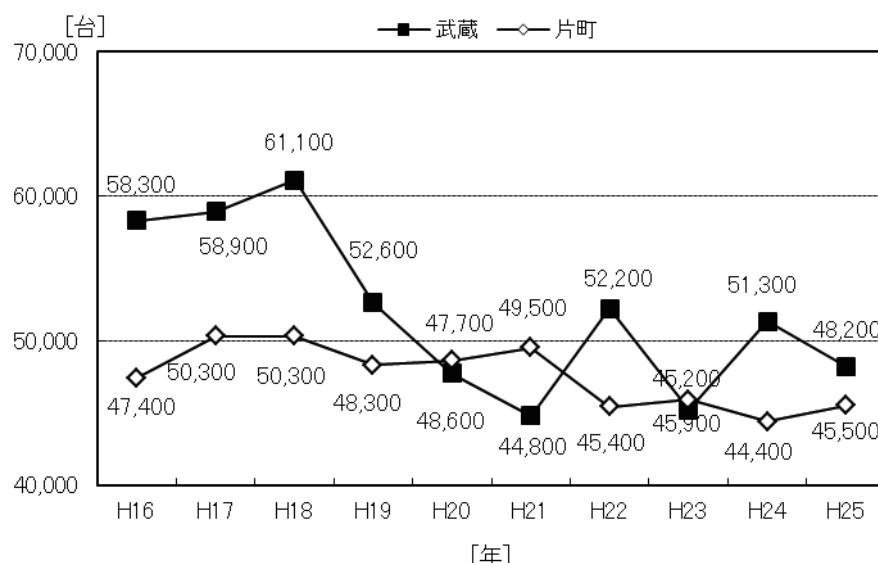
本県の自動車排出ガス測定局の測定状況は、表1-30のとおりで、山科測定局の窒素酸化物、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については、平成26年3月22日より測定を開始したため、有効測定局とならなかったが、それ以外は有効測定局であった。

以下に測定項目別の状況を示すが、前年度との比較を行う場合は、当該年度における有効測定局を対象としている。

表1-30 自動車排出ガス測定局における項目別測定状況

項目	窒素酸化物 〔一酸化窒素 二酸化窒素 (NOx)〕	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM2.5)	炭化水素 〔メタン・ 非メタン炭化水素 (HC)〕
測定市町数	2	2	2	2	1
測定局数	5	5	5	2	1
有効測定局数	4	4	4	1	1

自動車排出ガスによる大気汚染は、交通量の増減に大きく左右されるため、参考として金沢市内の主要な交差点の交通量の推移を図1-11に示す。



注) 1. この図は県警交通部がまとめた資料をグラフ化したものであり、台数は県警交通部設置の車両感知器により感知された車の1日あたりの平均台数である。

2. この図の値は、歴年値(1月～12月)であり、大気汚染物質濃度の年度値(4月～翌年3月)とは3カ月のずれがある。

図1-11 金沢市内主要交差点の全方向流入交通量推移

## (1) 窒素酸化物（二酸化窒素及び一酸化窒素）

### ① 二酸化窒素の測定結果及び環境基準の達成状況

二酸化窒素の測定結果及び環境基準の達成状況は、表1-3-1のとおりであった。

長期的評価による環境基準(上限値 0.06 ppm)については、4測定局すべてで達成していた。

なお、4測定局すべてで1日平均値が環境基準の上限(0.06 ppm)を超えた日ではなく、藤江測定局では、1日平均値が環境基準のゾーン(0.04~0.06 ppm)の値を観測した日もみられなかつた。

本県の二酸化窒素濃度は、年平均値及び1日平均値の年間98%値の濃度分布を全国の状況と対比して表1-3-2、3-3に示したとおり、全国的にみて中位のレベルにあった。

表1-3-1 平成25年度二酸化窒素濃度の測定結果

項目		平成25年度測定結果				24年度測定結果			
年平均値		0.018 ppm ~ 0.026 ppm (藤江) (武蔵)				0.019 ~ 0.026 ppm (藤江) (武蔵、片町)			
長期的評価	1日平均値の年間98%値 (基準 0.06 ppm)	0.031 ppm ~ 0.037 ppm (藤江) (武蔵) (4局すべて達成)				0.034 ~ 0.041 ppm (藤江) (片町) (4局すべて達成)			
1日平均値が環境基準の上限値 (0.06 ppm)を超えた値を観測した局 及び日数		なし (4局すべて該当なし)				なし (4局すべて該当なし)			
1日平均値が環境基準のゾーン(0.04~ 0.06 ppm)の値を観測した局及び日数		武蔵(2)、片町(2)、野々市(3)				武蔵(2)、片町(12)、 藤江(1)、野々市(5)			

表1-3-2 二酸化窒素濃度の年平均値の濃度分布

項目\濃度区分 (ppm)	0 ↓ 0.005	0.006 ↓ 0.010	0.011 ↓ 0.015	0.016 ↓ 0.020	0.021 ↓ 0.025	0.026 ↓ 0.030	0.031 ↓ 0.035	0.036 ↓ 0.040	0.041 ↓ 0.045	0.046 以上	合計
平成25年度 石川県の測定局数 (累積%)	0	0	0	2 (50.0)	1 (75.0)	1 (100)	0	0	0	0	4
平成24年度 全国の測定局数 (累積%)	1 (0.2)	20 (5.2)	76 (23.9)	107 (50.2)	119 (79.6)	56 (93.3)	21 (98.5)	5 (99.8)	1 (100)	0	406

表1-3-3 二酸化窒素濃度の1日平均値の年間98%値の濃度分布

項目\濃度区分 (ppm)	0 ↓ 0.010	0.011 ↓ 0.020	0.021 ↓ 0.030	0.031 ↓ 0.040	0.041 ↓ 0.050	0.051 ↓ 0.060	0.061 ↓ 0.070	0.071 ↓ 0.080	0.081 ↓ 0.090	0.091 以上	合計
平成25年度 石川県の測定局数 (累積%)	0	0	0	4 (100)	0	0	0	0	0	0	4
平成24年度 全国の測定局数 (累積%)	1 (0.2)	18 (4.7)	71 (22.2)	151 (59.4)	127 (90.6)	35 (99.3)	2 (99.8)	1 (100)	0	0	406

## ② 二酸化窒素の経年変化

二酸化窒素年平均値の経年変化は、図1－12のとおり、横ばいから減少傾向であった。

表1－34に示したとおり長期的評価による環境基準(上限値 0.06 ppm)については、平成17年度以降すべての測定局において継続して達成している。

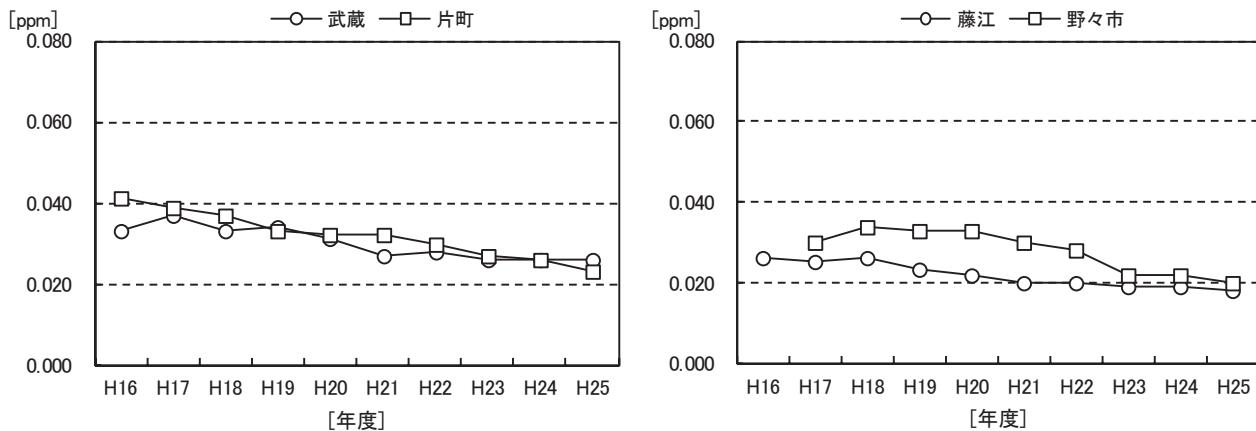


図1－12 二酸化窒素年平均値の経年変化

表1－34 二酸化窒素の長期的評価による環境基準適合状況

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
測定局数	4	5	5	5	4	4	4	4	4	4
適合局数	3(2)	5(4)	5(4)	5(3)	4(3)	4(3)	4(3)	4(3)	4(1)	4(0)
適合率(%)	75	100	100	100	100	100	100	100	100	100
環境基準超過局	片町	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注) ( ) 内の数値は、環境基準のゾーン(0.04～0.06 ppm)内の測定局数を示す。

### ③ 一酸化窒素の測定結果

一酸化窒素の測定結果は、表1-35のとおりであった。

本県の一酸化窒素濃度は、年平均値の濃度分布を全国の状況と対比して表1-36に示したとおり、全国的にみて中位のレベルにあった。

表1-35 平成25年度一酸化窒素濃度の測定結果

項目	平成25年度測定結果	24年度測定結果
年平均値	0.008 ppm ~ 0.023 ppm (藤江) (野々市)	0.010 ~ 0.026 ppm (藤江) (野々市)

表1-36 一酸化窒素濃度の年平均値の濃度分布

項目\濃度区分(ppm)	0	0.011	0.021	0.031	0.041	0.051	0.061	0.071	0.081	0.091	合計
年平均値	0.010	0.020	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.090	以上	
平成25年度 石川県の測定局数 (累積%)	1 (25.0)	1 (50.0)	2 (100)	0	0	0	0	0	0	0	4
平成24年度 全国の測定局数 (累積%)	120 (29.6)	168 (70.9)	74 (89.2)	26 (95.6)	11 (98.3)	2 (98.8)	3 (99.5)	1 (99.8)	1 (100)	0	406

### ④ 一酸化窒素の経年変化

一酸化窒素年平均値の経年変化は、図1-13のとおり、横ばいから減少傾向であった。

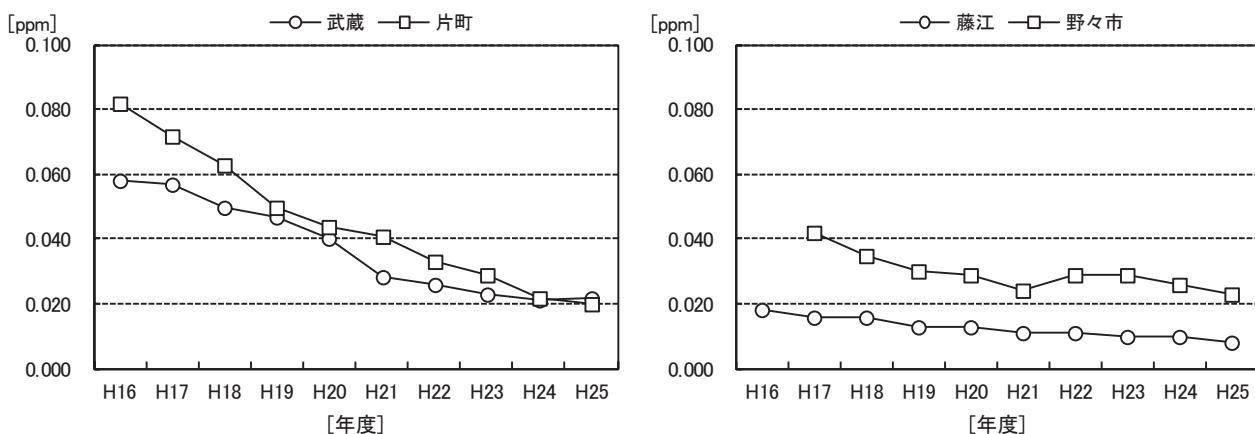


図1-13 一酸化窒素年平均値の経年変化

## (2) 一酸化炭素

### ① 測定結果及び環境基準の達成状況

一酸化炭素の測定結果及び環境基準の達成状況は、表1-37のとおりであった。

長期的評価による環境基準については、4測定局すべてで達成していた。昭和52年度からすべての測定局において継続して達成している。

短期的評価による環境基準については、4測定局すべてで達成していた。昭和63年度に片町測定局で1日平均値の環境基準(10 ppm)を超える環境基準を達成しなかつたが、平成元年度以降はすべての測定局において継続して達成している。

本県の一酸化炭素濃度は、年平均値及び1日平均値の2%除外値の濃度分布を全国の状況と対比して表1-38に示したとおり、全国的にみて中位のレベルにあった。

表1-37 平成25年度一酸化炭素濃度の測定結果

項目		平成25年度測定結果	24年度測定結果
年平均値		0.3 ppm ~ 0.8 ppm (藤江) (片町)	0.4 ~ 1.0 ppm (藤江、野々市) (片町)
長期的評価	1日平均値の年間2%除外値 (基準10 ppm)	0.5 ppm ~ 1.6 ppm (藤江) (片町) (4局すべて達成)	0.6 ~ 1.8 ppm (藤江、野々市) (片町) (4局すべて達成)
短期的評価	1時間値の8時間平均値が環境基準(20 ppm)を超えた局と時間数	なし (4局すべて達成)	なし (4局すべて達成)
	1日平均値の環境基準(10 ppm)を超えた局と日数	なし (4局すべて達成)	なし (4局すべて達成)

表1-38 一酸化炭素濃度の年平均値及び1日平均値の年間2%除外値の濃度分布

項目	濃度区分 (ppm)	合計						
		0 0.3	0.4 0.7	0.8 1.1	1.2 1.5	1.6 1.9	2.0 以上	
年平均値	平成25年度石川県の測定局数(累積%)	1 (25.0)	2 (75.0)	1 (100)	0	0	0	4
	平成24年度全国の測定局数(累積%)	62 (25.7)	176 (98.8)	3 (100)	0	0	0	241
1日平均値の2%除外値	平成25年度石川県の測定局数(累積%)	0 (50.0)	2 (75.0)	1 (100)	0	1 (100)	0	4
	平成24年度全国の測定局数(累積%)	0 (58.9)	142 (96.7)	91 (99.6)	7 (100)	1 (100)	0	241

### ② 経年変化

一酸化炭素年平均値の経年変化は、図1-14のとおり、横ばい傾向であった。

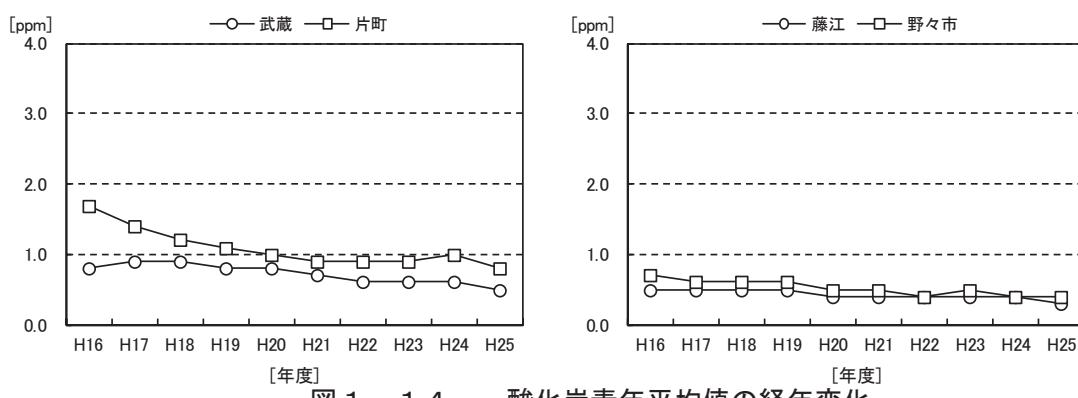


図1-14 一酸化炭素年平均値の経年変化

### (3) 浮遊粒子状物質

#### ① 測定結果及び環境基準の達成状況

浮遊粒子状物質の測定結果及び環境基準の達成状況は、表1-39のとおりであった。

長期的評価による環境基準については、4測定局すべてで達成していた。平成14年度に、黄砂の影響により、駿河測定局（平成20年度廃止）で達成しなかったが、平成15年度以降はすべての測定局において継続して達成している。

短期的評価による環境基準については、1時間値及び1日平均値のいずれも、片町測定局で達成しなかったが、武蔵測定局、藤江測定局及び野々市測定局の3測定局では達成していた。

本県の浮遊粒子状物質濃度は、年平均値及び1日平均値の年間2%除外値の濃度分布を全国の状況と対比して表1-40、41に示したとおり、全国的にみて1局は、やや高位のレベルにあるが、それ以外は低位のレベルにあった。

表1-39 平成25年度浮遊粒子状物質濃度の測定結果

項目		平成25年度測定結果		24年度測定結果	
年平均値		0.016 mg/m <sup>3</sup> ～0.025 mg/m <sup>3</sup> (武蔵) (片町)		0.016～0.031 mg/m <sup>3</sup> (武蔵) (片町)	
長期的評価	1日平均値の年間2%除外値 (基準0.10 mg/m <sup>3</sup> )	0.048 mg/m <sup>3</sup> ～0.081 mg/m <sup>3</sup> (武蔵) (片町) (4局すべて達成)		0.038～0.090 mg/m <sup>3</sup> (武蔵) (片町) (4局すべて達成)	
短期的評価	1時間値の環境基準 (0.20 mg/m <sup>3</sup> )を超えた時間数	片町(45) (4局中3局で達成)		片町(117) (4局中3局で達成)	
	1日平均値の環境基準 (0.10 mg/m <sup>3</sup> )を超えた日数	片町(2) (4局中3局で達成)		片町(5) (4局中3局で達成)	

表1-40 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の濃度分布

濃度区分 (mg/m <sup>3</sup> )\項目	0	0.011	0.021	0.031	0.041	0.051	0.061	合計
	0.010	0.020	0.030	0.040	0.050	0.060	以上	
平成25年度 石川県の測定局数 (累積%)	0	3 (75.0)	1 (100)	0	0	0	0	4
平成24年度 全国の測定局数 (累積%)	4 (1.0)	183 (47.5)	195 (97.0)	12 (100)	0	0	0	394

表1-41 浮遊粒子状物質濃度の1日平均値の年間2%除外値の濃度分布

濃度区分 (mg/m <sup>3</sup> )\項目	0	0.021	0.041	0.061	0.081	0.101	0.121	0.141	合計
	0.020	0.040	0.060	0.080	0.100	0.120	0.140	以上	
平成25年度 石川県の測定局数 (累積%)	0	0	3 (75.0)	0	1 (100)	0	0	0	4
平成24年度 全国の測定局数 (累積%)	0	53 (13.5)	303 (90.4)	37 (99.7)	1 (100)	0	0	0	394

## ② 経年変化

浮遊粒子状物質年平均値の経年変化は、図1－15のとおり、横ばいから減少傾向であった。

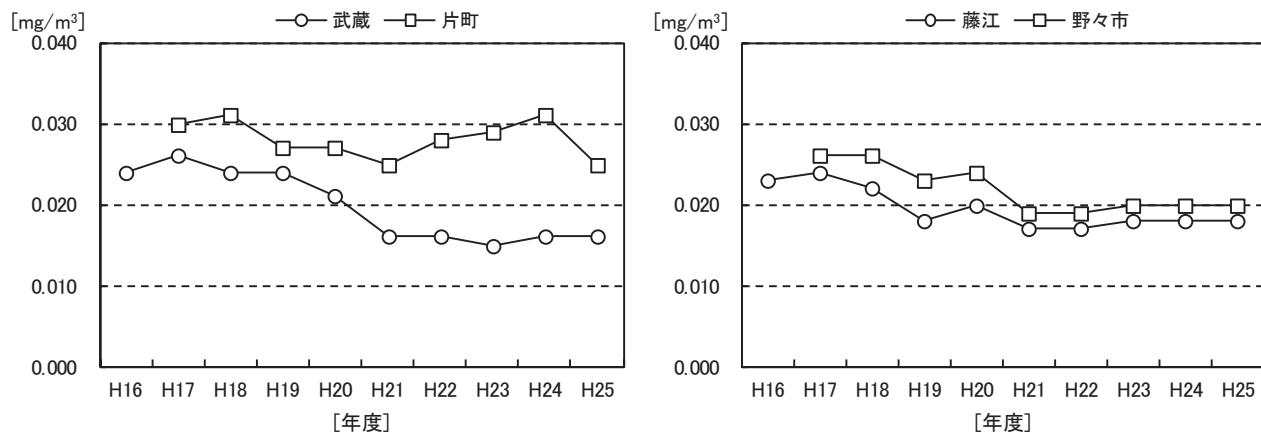


図1－15 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化

#### (4) 微小粒子状物質 (PM2.5)

##### 測定結果及び環境基準の達成状況

微小粒子状物質の測定結果は、表1-42のとおりであった。

なお、山科測定局は有効測定局ではないことから、環境基準の達成について評価を行わなかった。

環境基準の達成は、長期基準と短期基準の評価を各々行い、両者の基準を達成することで評価することとされている。表1-43のとおり、長期基準については達成していたが、短期基準については達成していなかったため、全体として環境基準は達成しなかった。

参考に、本県の微小粒子状物質濃度は、年平均値の濃度分布を全国の状況と対比して表1-44に示したとおり、全国的にみて低位のレベルにあった。

表1-42 平成25年度微小粒子状物質濃度の測定結果

項目	平成25年度調査結果	平成24年度調査結果
年平均値	14.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (野々市)	11.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (野々市)
環境基準の長期的評価による1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	7日 (野々市)	—

表1-43 平成25年度微小粒子状物質の環境基準の達成状況

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

測定局	長期基準に関する評価		短期基準に関する評価		環境基準達成状況
	年平均値 (15以下)	評価	1日平均値 <年間98%値> (35以下)	評価	
野々市	14.6	○	38.2	×	×

表1-44 微小粒子状物質濃度の年平均値の濃度分布

濃度区分 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0	5.1	10.1	15.1	20.1	25.1	30.1	合計
項目	5.0	10.0	15.0	20.0	25.0	30.0	以上	
平成25年度 石川県の測定局数 (累積%)	0	0	1 (100)	0	0	0	0	1
平成24年度 全国の測定局数 (累積%)	1 (0.8)	1 (1.6)	54 (45.5)	63 (96.7)	4 (100)	0	0	123

## (5) 炭化水素（非メタン炭化水素及びメタン）

### ① 測定結果及び指針値の達成状況

炭化水素の測定結果と指針値の達成状況は、表1-45のとおりであった。

指針値を超える日については、武藏測定局で1日みられた。

本県の非メタン炭化水素濃度は、午前6時から9時における年平均値の濃度分布を全国の状況と対比して表1-46に示したとおり、全国的にみて中位のレベルにあった。

表1-45 平成25年度炭化水素濃度の測定結果

項目		平成25年度測定結果	24年度測定結果
非メタン炭化水素	年平均値	0.14 ppmC	0.13 ppmC
	午前6時から9時における年平均値	0.12 ppmC	0.12 ppmC
	午前6時から9時までの3時間平均値が指針値の上限値(0.31 ppmC)を超えた日数と割合	武藏1日(0.3%)	なし
メタン	年平均値	1.92 ppmC	1.89 ppmC

表1-46 非メタン炭化水素の午前6時から9時における年平均値の濃度分布

項目\濃度区分 (ppmC)	0 ↓ 0.10	0.11 ↓ 0.20	0.21 ↓ 0.30	0.31 ↓ 0.40	0.41 ↓ 0.50	0.51 ↓ 0.60	0.061 ↓ 以上	合計
平成25年度 石川県の測定局数 (累積%)	0	1 (100)	0	0	0	0	0	1
平成24年度 全国の測定局数 (累積%)	14 (8.6)	99 (69.8)	43 (96.3)	6 (100)	0	0	0	162

### ② 経年変化

武藏測定局の非メタン炭化水素の午前6時から9時における年平均値の経年変化は、図1-16のとおり、減少から横ばい傾向であった。

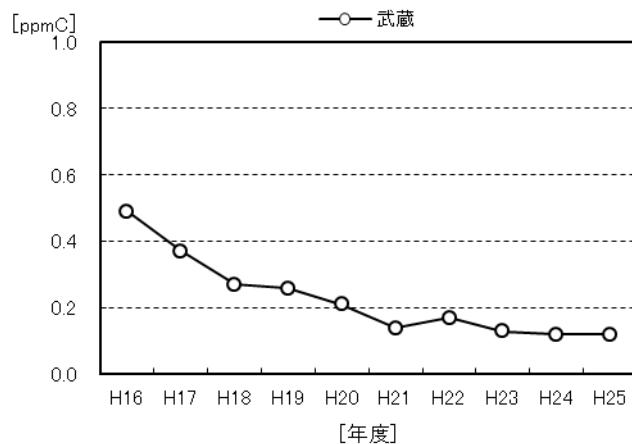


図1-16 非メタン炭化水素の午前6時から9時における年平均値の経年変化



## 第2章　常時監視結果の詳細





(3) 一酸化窒素及び窒素酸化物

市町	測定局	用途地域	一酸化窒素(NO)					窒素酸化物(NO+NO2)					
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1日平均値の年間98%値	
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(%)	
金沢市	三馬	住	363	8,547	0.001	0.030	0.002	363	8,547	0.006	0.066	0.014	91.4
金沢市	西南部	住	365	8,676	0.003	0.079	0.009	365	8,676	0.013	0.115	0.027	76.7
金沢市	小立野	住	359	8,566	0.002	0.041	0.003	359	8,566	0.008	0.065	0.016	78.6
金沢市	中央	住	363	8,648	0.001	0.054	0.003	363	8,648	0.008	0.137	0.019	92.3
金沢市	駅西	住	365	8,666	0.001	0.085	0.006	365	8,666	0.010	0.131	0.023	88.0
金沢市	西部	住	365	8,671	0.002	0.080	0.007	365	8,671	0.010	0.124	0.026	81.7
金沢市	北部	住	364	8,625	0.001	0.057	0.005	364	8,625	0.007	0.094	0.018	78.2
七尾市	七尾	住	363	8,554	0.001	0.078	0.006	363	8,554	0.006	0.105	0.018	77.2
七尾市	石崎	住	363	8,648	0.001	0.036	0.003	363	8,648	0.004	0.050	0.010	84.5
小松市	小松	準工	362	8,626	0.001	0.038	0.003	362	8,626	0.006	0.062	0.014	88.2
加賀市	大聖寺	住	364	8,737	0.003	0.073	0.011	364	8,737	0.011	0.097	0.024	72.8
羽咋市	羽咋	商	363	8,630	0.000	0.043	0.002	363	8,630	0.004	0.074	0.009	89.2
白山市	山島	未	363	8,578	0.002	0.089	0.009	363	8,578	0.007	0.147	0.022	74.8
白山市	松任	住	356	8,449	0.002	0.046	0.005	356	8,449	0.008	0.082	0.019	81.3
能美市	根上	住	363	8,618	0.002	0.052	0.005	363	8,618	0.008	0.079	0.019	78.0
津幡町	津幡	住	359	8,569	0.001	0.069	0.003	359	8,569	0.007	0.085	0.014	79.9
内灘町	内灘	住	357	8,432	0.001	0.055	0.005	357	8,432	0.008	0.094	0.020	88.5

(4) 一酸化炭素

市町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		1日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	1日平均値の年間2%除外値	1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による1日平均値が10ppmを超えた日数	1時間値が30ppm以上となったことがある日数
			(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	日	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)	(日)
金沢市	三馬	住	365	8,722	0.2	0	0.0	0	0.0	1.1	0.5	○	0	0

注)「環境基準の長期的評価による1日平均値10ppmを超えた日数」とは、1日平均値の高い方から2%の範囲の1日平均値を除外した1日平均値のうち10ppmを超えた日数である。

ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外当日に入っている日数分については除外しない。



### (7) 微小粒子状物質

市町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1日平均値が35μ g/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1日平均値の最高値	1日平均値の年間98%値	環境基準の長期的評価による1日平均値が35μ g/m <sup>3</sup> を超えた日数	黄砂観測日に1日平均値が35μ g/m <sup>3</sup> を超えた日数	黄砂観測日に1日平均値が35μ g/m <sup>3</sup> を超えた日を除いた1日平均値の98%値
						(日)	(時間)	(μ g/m <sup>3</sup> )	(日)	(%)	(μ g/m <sup>3</sup> )	(μ g/m <sup>3</sup> )
金沢市	西南部	住	358	8,629	13.1	8	2.2	64.6	35.7	1	0	35.7
金沢市	西部	住	9	228	19.3	0	0.0	30.4	—	0	0	—
金沢市	北部	住	9	228	18.3	0	0.0	28.5	—	0	0	—
七尾市	七尾	住	357	8,596	15.1	12	3.4	73.5	38.4	5	0	38.4
小松市	小松	準工	361	8,677	13.6	12	3.3	63.3	38.7	5	0	38.7
輪島市	輪島	未	272	6,527	11.2	5	1.8	77.3	34.3	0	0	34.3
加賀市	大聖寺	住	272	6,529	12.7	10	3.7	60.6	37.6	5	0	37.6
羽咋市	羽咋	商	272	6,527	13.1	12	4.4	64.6	38.4	7	0	38.4
白山市	松任	住	360	8,654	13.4	12	3.3	76.3	38.8	5	0	38.8

注) 「環境基準の長期的評価による1日平均値が35μ g/m<sup>3</sup>を超えた日数」とは、1年間の1日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、35μ g/m<sup>3</sup>を超えた日数。

松任測定局の測定値は、環境省実施の「微小粒子状物質(PM2.5)モニタリング試行事業」により得られたものである。

黄砂観測日は金沢地方気象台が観測地点(金沢)で観測した日であるが、平成25年度には黄砂を観測した日が無かった。

### (8) 非メタン炭化水素

市町	測定局	用途地域	測定時間	年平均値	6~9時における年平均値	6~9時測定日数	6~9時3時間平均値	6~9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合	6~9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	(日)	(%)	(日)	(%)
					(時間)		(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
金沢市	三馬	住	8,627	0.07	0.08	364	0.25	0.02	1	0.3	0	0	0.0
七尾市	大田	未	8,580	0.08	0.08	362	0.35	0.01	2	0.6	1	0	0.3
内灘町	内灘	住	8,522	0.05	0.06	357	0.50	0.00	7	2.0	2	0	0.6

### (9) メタン及び全炭化水素

市町	測定局	用途地域	メタン					全炭化水素						
			測定時間	年平均値	6~9時における年平均値		6~9時測定日数	6~9時3時間平均値	測定時間	年平均値	6~9時における年平均値		6~9時測定日数	6~9時3時間平均値
					最高値	最低値					(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)
金沢市	三馬	住	8,627	1.95	1.96	364	2.19	1.64	8,627	2.03	2.04	364	2.29	1.70
七尾市	大田	未	8,580	1.90	1.91	362	2.05	1.78	8,580	1.97	1.99	362	2.30	1.85
内灘町	内灘	住	8,522	1.92	1.95	357	2.28	1.76	8,522	1.96	2.01	357	2.47	1.77



(5) 微小粒子状物質

市町	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 ( $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ )	1日平均値が 35 $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ を 超えた日数と その割合 (日) (%)	1日平均 値の 最高値 ( $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ )	1日平均 値の 年間98% 値 ( $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ )	環境基準の長期的 評価による 1日平均値が 35 $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)		黄砂観測日に1 日平均値が 35 $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日) ( $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ )	
									(μ g/m <sup>3</sup> )	(%)		
金沢市	(自)山科	住	0	0	—	—	—	—	—	—	—	
野々市市	(自)野々市	住	359	8,660	14.6	14	3.9	73.8	38.2	7	0	38.2

注) 「環境基準の長期的評価による1日平均値が35 $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ を超えた日数」とは、1年間の1日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、35 $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ を超えた日数。

(6) 非メタン炭化水素

市町	測定局	用途地域	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6~9時に おける 年平均 値 (ppmC)	6~9時 測定日 数 (日)	6~9時3時間平均 値が0.20ppmCを 超えた日数と その割合 最高値 (ppmC) 最低値 (ppmC)		6~9時3時間平均 値が0.31ppmCを 超えた日数と その割合 (日) (%)		
							最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)			
金沢市	(自)武蔵	商	8,671	0.14	0.12	365	0.38	0.01	28	7.7	1 0.3

(7) メタン及び全炭化水素

市町	測定局	用途 地域	メタ					全炭化水素				
			測定時 間 (時間)	年平均 値 (ppmC)	6~9時に おける 年平均 値 (ppmC)	6~9時 測定日 数 (日)	6~9時3時間平均 値 (ppmC) 最高値 (ppmC) 最低値 (ppmC)		測定時 間 (時間)	年平均 値 (ppmC)	6~9時に おける 年平均 値 (ppmC)	6~9時 測定日 数 (日)
							6~9時3時間平均 値 (ppmC)	最高値 (ppmC)				
金沢市	(自)武蔵	商	8,671	1.92	1.91	365	2.05	1.78	8,671	2.06	2.04	365 2.33 1.86













(17) 非メタン炭化水素 (6~9時における年平均値)

市町	測定局	用途 地域	6~9時における年平均値 (ppmC)									
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金沢市	三馬	住	0.12	0.13	0.13	0.12	0.13	0.11	0.09	0.09	0.09	0.08
七尾市	大田	未	0.06	0.05	0.07	0.06	0.06	0.07	0.08	0.08	0.07	0.08
内灘町	内灘	住	0.12	0.10	0.12	0.12	0.11	0.08	0.08	0.06	0.06	0.06

(18) メタン (年平均値)

市町	測定局	用途 地域	年 平 均 値 (ppmC)									
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金沢市	三馬	住	1.88	1.90	1.90	1.91	1.95	1.94	1.94	1.99	1.98	1.95
七尾市	大田	未	1.80	1.82	1.82	1.82	1.84	1.85	1.86	1.85	1.87	1.90
内灘町	内灘	住	1.87	1.87	1.88	1.88	1.89	1.90	1.90	1.91	1.92	1.92

(19) 全炭化水素 (年平均値)

市町	測定局	用途 地域	年 平 均 値 (ppmC)									
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金沢市	三馬	住	1.99	2.01	2.03	2.02	2.06	2.04	2.02	2.08	2.07	2.03
七尾市	大田	未	1.86	1.87	1.88	1.88	1.89	1.92	1.94	1.92	1.94	1.97
内灘町	内灘	住	1.96	1.95	1.98	1.98	1.98	1.97	1.97	1.95	1.96	1.96







### 第3章 微小粒子状物質（PM2.5）成分測定結果



### 第3章 微小粒子状物質(PM2.5)成分測定結果

大気汚染防止法に基づく常時監視の一環として、微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）の成分測定を国が定めるガイドラインに基づいて実施することが定められている。

本県では、平成24年は、松任測定局に採取装置を設置して測定を開始した。平成25年度は、新たに西南部測定局（金沢市所管）と輪島測定局に採取装置を設置し、計3測定局で成分測定を行った。なお、松任測定局では四季を通して測定を行ったが、西南部測定局は冬季、輪島測定局は秋季及び冬季のみ測定を行った。

#### 1 測定目的

PM2.5対策の推進に必要な知見の充実のために、成分測定を実施した。

#### 2 測定地点

測定地点は、表3-1のとおりである。

表3-1 PM2.5の成分測定の測定地点

測定地点	所在地	用途地域	区分	実施機関
西南部測定局	金沢市新保本1-149	住居専用地域	一般環境	金沢市
輪島測定局	輪島市三井町洲衛10部11-1	都市計画区域外	バックグラウンド	石川県
松任測定局	白山市馬場2-7	住居地域	一般環境	石川県

#### 3 測定方法

##### (1) 測定期間

測定期間は、表3-2のとおりである。

表3-2 PM2.5の成分測定の測定期間

測定地点	測定期間			
	春季	夏季	秋季	冬季
西南部測定局				H26.1.22～2.5の14日間
輪島測定局			H25.10.23～11.6の14日間	H26.1.22～2.5の14日間
松任測定局	H25.5.8～5.13, 5.15～5.16, 5.17～5.25 の14日間	H25.7.30～8.13 の14日間 (3日)	H25.10.23～11.6 の14日間	H26.2.14～2.28 の14日間 (2日)

注) 試料数は、各測定局の季節毎に14検体である。

( )は、PM2.5の質量濃度が環境基準(日平均値:35μg/m<sup>3</sup>)を超えた日数を示す。

## (2) 採取方法

### ア 採取装置

使用した採取装置は、表 3-3 のとおりである。

**表 3-3 PM2.5 の採取装置一覧**

測定地点	採取装置
西南部測定局	MCAS-SJ (ムラタ計測器サービス株式会社製)
輪島測定局	Partisol 2025i (Thermo Fisher Scientific 社製)
松任測定局	Partisol 2025i-D (Thermo Fisher Scientific 社製)

### イ フィルター

質量濃度及び無機元素の分析に供する試料の採取には PTFE フィルターを、イオン成分及び炭素成分の分析に供する試料の採取には石英纖維フィルターを用いた。

### ウ 試料採取時間及び採取試料数

採取開始時刻は、すべて午前 10 時とした。また、試料の採取時間は、西南部測定局は 23 時間 30 分、輪島測定局及び松任測定局は 24 時間とした。

1 日あたり 1 試料採取したため、採取試料数は以下のとおりとなった。

- ・ 西南部測定局 14 (14 日 × 1 季)
- ・ 輪島測定局 28 (14 日 × 2 季)
- ・ 松任測定局 56 (14 日 × 4 季)

## (3) 測定項目及び測定方法

測定項目及び測定方法は、表 3-4 のとおりである。

**表 3-4 PM2.5 成分測定の方法**

測定項目	測定方法
質量濃度	精密天秤による質量測定
イオン成分 〔 塩化物イオン ( $\text{Cl}^-$ )、硝酸イオン ( $\text{NO}_3^-$ )、硫酸イオン ( $\text{SO}_4^{2-}$ )、ナトリウムイオン ( $\text{Na}^+$ )、アンモニウムイオン ( $\text{NH}_4^+$ )、カリウムイオン ( $\text{K}^+$ )、マグネシウムイオン ( $\text{Mg}^{2+}$ )、カルシウムイオン ( $\text{Ca}^{2+}$ ) 〕	イオンクロマトグラフ法
無機元素 〔 ナトリウム (Na)、アルミニウム (Al)、カリウム (K)、カルシウム (Ca)、スカンジウム (Sc)、バナジウム (V)、クロム (Cr)、鉄 (Fe)、ニッケル (Ni)、亜鉛 (Zn)、ヒ素 (As)、アンチモン (Sb)、鉛 (Pb) 〕	誘導結合プラズマ質量分析 (ICP-MS) 法
炭素成分 〔 有機炭素 (OC)、元素状炭素 (EC) 〕	サーマルオプテカル・リフレクタンス法

## 4 測定結果

PM2.5 の各成分については、年平均値を平成 24 年度の全国平均と比較評価した。年平均値の算出にあたっては、測定データについて以下の取り扱いを行った。

- ・ 測定値が検出下限値以上、定量下限値未満の場合は、その値を測定値とした。
- ・ 測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限値の 1/2 を測定値とした。

### (1) 質量濃度

質量濃度の年平均値は、表 3-5 のとおりであり、本県の一般環境の質量濃度は全国平均値と同程度またはそれ以下であり、バックグラウンドの質量濃度は全国平均値の 1/2 程度であった。

表 3-5 質量濃度の測定結果

ア 一般環境

(単位 :  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

項目	西南部測定局			松任測定局			平成 24 年度全国測定結果		
	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値
質量濃度	11	5.3	22	17	4.6	63	16.0	1.8	67.3

イ バックグラウンド

(単位 :  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

項目	輪島測定局			平成 24 年度全国測定結果		
	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値
質量濃度	8.8	2.3	21.5	15	1.7	49

### (2) イオン成分

イオン成分の測定結果は、表 3-6 のとおりであった。本県におけるイオン成分は、一般環境、バックグラウンドとともに硫酸イオンの濃度が最も高く、次いでアンモニウムイオン、硝酸イオンの順に濃度が高かった。全国平均値も本県と同様の傾向であった。

表3－6 PM<sub>2.5</sub>中のイオン成分の測定結果

ア 一般環境

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

項目	西南部測定局			松任測定局			平成24年度全国測定結果		
	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値
塩化物イオン (Cl <sup>-</sup> )	0.27	0.050	0.54	0.073	0.0085	0.35	0.2	0.00034	5.8
硝酸イオン (NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> )	0.78	0.24	2.3	0.62	0.11	3.9	1.1	0.00025	18
硫酸イオン (SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )	3.8	1.7	7.3	6.7	0.96	22	4.2	0.0011	26
ナトリウムイオン (Na <sup>+</sup> )	0.21	0.050	0.44	0.28	0.027	0.66	0.1	0.00125	0.83
アンモニウムイオン (NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> )	1.5	0.72	3.1	2.1	0.16	8.7	1.8	0.007	24
カリウムイオン (K <sup>+</sup> )	0.17	0.060	0.48	0.19	0.027	0.80	0.1	0.00065	1.9
マグネシウムイオン (Mg <sup>2+</sup> )	0.030	0.0050	0.060	0.035	0.0089	0.091	0.0	0.00021	0.19
カルシウムイオン (Ca <sup>2+</sup> )	0.066	0.030	0.12	0.090	0.0315	0.18	0.1	0.00085	0.85

イ バックグラウンド

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

項目	輪島測定局			平成24年度全国測定結果		
	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値
塩化物イオン (Cl <sup>-</sup> )	0.083	0.022	0.22	0.053	0.00034	0.51
硝酸イオン (NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> )	0.21	0.057	0.66	0.34	0.00425	5.3
硫酸イオン (SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )	3.2	0.52	7.4	4.7	0.19	21
ナトリウムイオン (Na <sup>+</sup> )	0.16	0.076	0.24	0.11	0.00125	0.43
アンモニウムイオン (NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> )	0.93	0.050	2.4	1.8	0.039	8.4
カリウムイオン (K <sup>+</sup> )	0.12	0.029	0.34	0.13	0.00145	0.61
マグネシウムイオン (Mg <sup>2+</sup> )	0.023	0.0070	0.054	0.012	0.0017	0.13
カルシウムイオン (Ca <sup>2+</sup> )	0.084	0.0215	0.16	0.06	0.00205	0.5

(3) 無機元素

無機元素の測定結果は表3－7のとおりであった。一般環境においてはナトリウムの濃度が最も高く、次いでカリウム、鉄、アルミニウムの順に濃度が高かった。全国平均値もこれら4元素が高い傾向であった。なお、ナトリウム及びカリウムが全国平均と同程度の濃度であったのに対し、鉄及びアルミニウムは全国平均値の約半分の濃度であった。

一方、バックグラウンドにおいては、カリウムの濃度が最も高く、次いでナトリウム、鉄、アルミニウムの順に濃度が高かった。全国平均値も本県と同様の傾向を示した。なお、本県は測定したすべての元素が全国平均値より低かった。

**表3－7 PM2.5中の無機元素成分の測定結果**

ア 一般環境

(単位 : ng/m<sup>3</sup>)

項目	西南部測定局			松任測定局			平成24年度全国測定結果		
	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値
ナトリウム (Na)	180	45	350	150	15	420	150	0.75	2,000
アルミニウム (Al)	50	15	160	49	1.5	190	87	0.22	3,300
カリウム (K)	120	33	330	110	3.7	590	130	1.15	1,900
カルシウム (Ca)	44	14	130	40	3.55	130	58	0.006	410
スカンジウム (Sc)	0.050	0.050	0.050	0.013	0.00135	0.065	0.1	0.002	7.4
バナジウム (V)	1.6	0.30	5.4	2.2	0.16	9.1	3.1	0.0125	51
クロム (Cr)	0.92	0.25	1.9	1.3	0.25	3.1	2.7	0.015	300
鉄 (Fe)	52	21	130	68	11	230	120	0.19	4,100
ニッケル (Ni)	0.83	0.24	2.4	1.3	0.11	3.8	3.1	0.005	190
亜鉛 (Zn)	18	8.2	40	28	1.6	97	39	0.17	1,900
ヒ素 (As)	1.4	0.36	3.4	1.5	0.082	10	1.2	0.00415	24
アンチモン (Sb)	0.70	0.22	1.6	0.66	0.028	1.9	1.5	0.005	100
鉛 (Pb)	7.8	1.8	17	10	0.68	55	9.2	0.0345	86

イ バックグラウンド

(単位 : ng/m<sup>3</sup>)

項目	輪島測定局			平成24年度全国測定結果		
	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値
ナトリウム (Na)	71	4.1	170	100	2	1,000
アルミニウム (Al)	19	3.45	53	47	2	490
カリウム (K)	82	2.45	320	120	4.2	2,200
カルシウム (Ca)	14	1.75	44	43	3.05	1,200
スカンジウム (Sc)	0.0059	0.00135	0.044	0.081	0.008	4.7
バナジウム (V)	0.69	0.12	2.6	1.6	0.14	10
クロム (Cr)	0.94	0.25	3.4	1.4	0.165	19
鉄 (Fe)	22	3.2	100	51	2.1	420
ニッケル (Ni)	0.20	0.036	0.97	3.1	0.13	130
亜鉛 (Zn)	9.4	1.8	44	18	1.2	130
ヒ素 (As)	0.81	0.050	2.8	0.88	0.027	6.1
アンチモン (Sb)	0.29	0.022	1.1	1	0.031	17
鉛 (Pb)	5.1	0.27	28	8.5	0.13	74

#### (4) 炭素成分

炭素成分の測定結果は表3-8のとおりであった。有機炭素、元素状炭素の濃度は、一般環境及びバックグラウンドとも全国平均値より低い濃度であった。

**表3-8 PM2.5中の炭素成分の測定結果**

ア 一般環境

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

項目	西南部測定局			松任測定局			平成24年度全国測定結果		
	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値
有機炭素 (OC)	2.2	0.96	3.7	2.0	0.034	5.7	3.2	0.3	17.9
元素状炭素 (EC)	0.80	0.35	1.3	0.86	0.20	2.9	1.2	0.0025	6

イ バックグラウンド

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

項目	輪島測定局			平成24年度全国測定結果		
	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値
有機炭素 (OC)	1.1	0.066	3.0	2.4	0.5	6.3
元素状炭素 (EC)	0.52	0.21	1.3	0.77	0.017	2.4

成分濃度が「質量濃度 > (イオン成分) + (炭素成分)」の関係を満たしているものを抽出し、季節毎及び年平均値を集計した結果、一般環境については図3-1、バックグラウンドについては図3-2に示す結果となった。

これによると、一般環境においては、硫酸イオンの割合について、全国平均が26%であったのに対し、石川県(松任測定局)が39%と高く、有機炭素(OC)の割合について、全国平均が20%に対して、石川県が12%と低かったほかは、主な成分は全国平均と同程度の割合であった。

バックグラウンドについては、一般環境と同様に、全国平均に比べ、硫酸イオンの割合が高く、有機炭素の割合が低かった。

## 一般環境

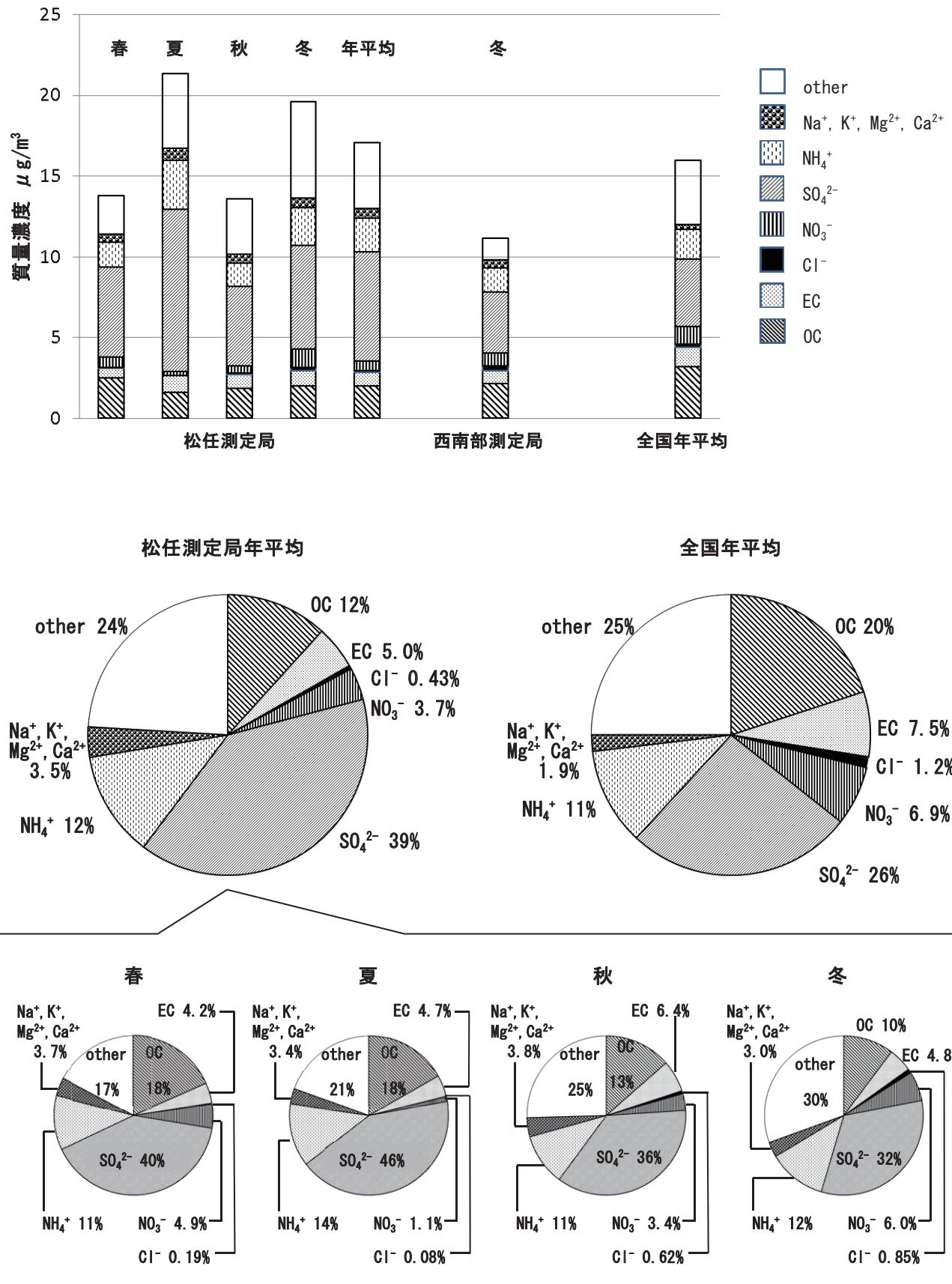


図3-1 PM2.5の成分組成（一般環境）

## バックグラウンド

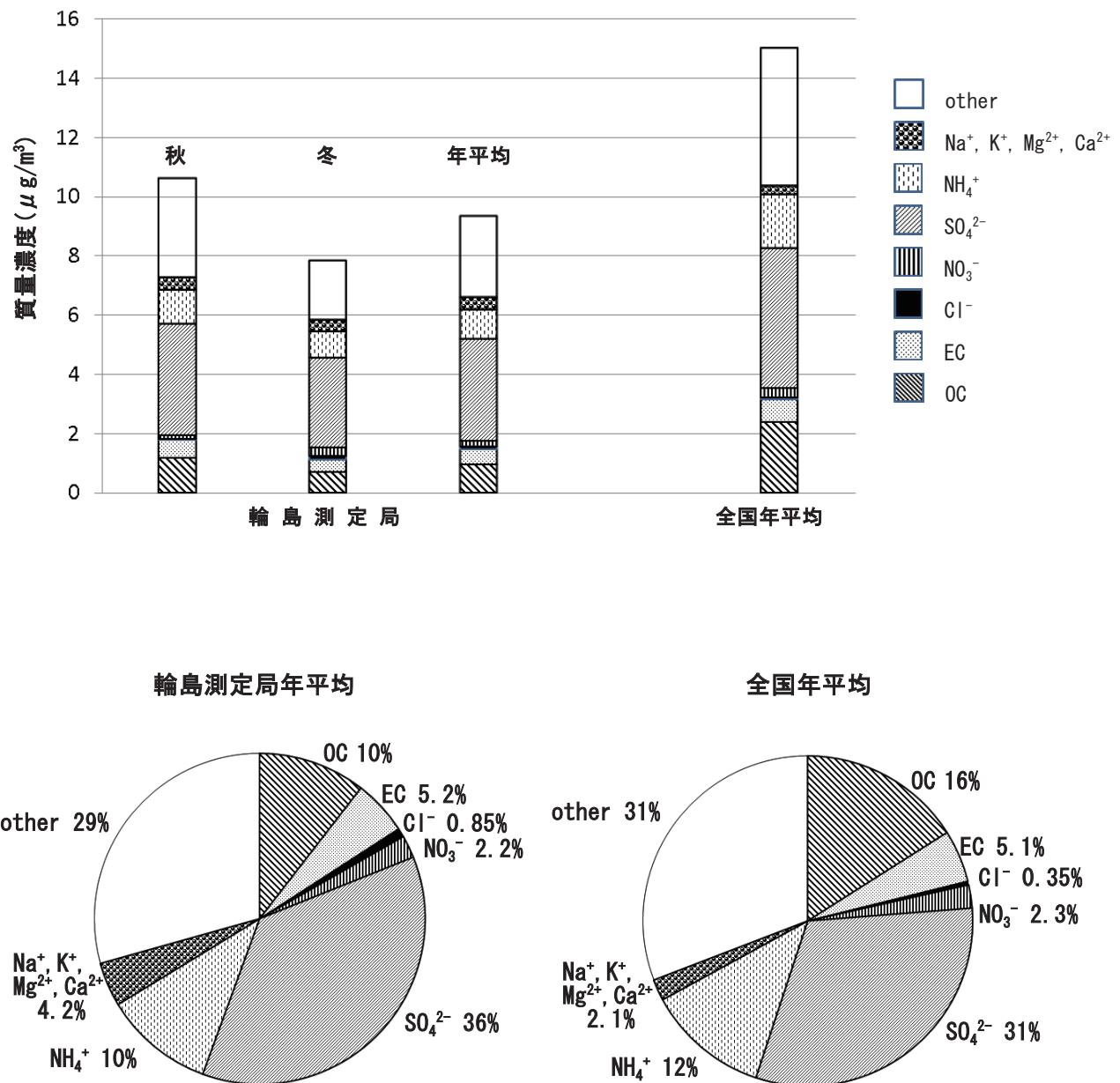


図3－2 PM2.5の成分組成（バックグラウンド）

## 第4章　環境大気測定車による調査結果



## 第4章 環境大気測定車による調査結果

石川県における大気汚染の状況は、一般環境大気測定局を設置して常時監視を行っているが、一般環境大気測定局を設置していない地域における大気汚染の状況の把握や住宅地の郊外への広がり、更には新たな道路の整備などによる影響を把握するため、環境大気測定車「大気くん」を県内に設置し、定期的に大気の状況を調査している。

表4-1 環境大気測定車「大気くん」の概要

車 体	トヨタ GE-RZU300
全長×全幅×全高	5,290mm × 1,940mm × 3,000mm
車両総重量	4,175kg
エンジン	ガソリン（総排気量2,693cc）
主要設備	風向風速計用電動式ポール（地上10m） 試料空気採取装置及び試料空気採取管 冷暖房装置・換気扇・測定時安定用油圧ジャッキ 屋上昇降用はしご・耐雷トランス
整備年月	平成12年10月

表4-2 環境大気測定車「大気くん」に搭載の大気汚染測定機器

二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	炭化水素
東亜 GFS-327	東亜 GLN-345	東亜 GFC-351	東亜 GUX-353	東亜 GFS-327	東亜 GHC-255

注) メーカー名 東亜:東亜ディーケーベー(株)

平成25年度は、表4-3に示す3地点において大気汚染の状況について測定を行った。

表4-3 環境大気測定車設置場所

測定地点	所在地	設置場所	測定期間	測定日数
珠洲	珠洲市野々江町ユ部1番地1	珠洲市総合病院	5月15日～7月15日	62
白山市 鶴来	白山市鶴来本町4丁目ヌ85番地	白山市鶴来支所	8月2日～9月1日	31
輪島	輪島市三井町洲衛10部11番1	輪島測定局	10月2日～11月28日 (10月7日～15日は欠測)	49

測定結果については、環境基準の達成状況（短期的評価）を○で達成、●で非達成を示した。

また、光化学オキシダントについては、昼間（5時～20時）の測定結果を示した。

非メタン炭化水素については、1時間値の最高値欄は6時～9時までの3時間平均値の最高値を、期間平均値の欄は6時～9時までの3時間平均値の平均値を、1時間値の最低値欄は、6時～9時までの3時間平均値の最低値を示した。

## 1 珠洲測定地点

珠洲測定地点は、珠洲市街地の大気環境の状況を把握するため、珠洲市総合病院の敷地内に設置した（図4-4参照）。

測定地点の周囲の状況は、西側300mに国道249号があり、北側は農免道路に面している。北東側300mに中学校、北側300mに高等学校がある。畑地を挟んで西側及び南側に住宅地が多くあり、東側及び北西側に畑地が広がっている。北側200mに若山川がある。

測定結果は表4-4のとおり、県内の他の測定局と同様に光化学オキシダントについて短期的評価による環境基準を超過したが、その他の項目については短期的評価による環境基準を達成し、その値も低く、清浄な大気であると考えられる。

表4-4 珠洲測定地点の測定結果

項目	測定結果			短期的評価
	1時間値最高値	期間平均値	1時間値最低値	
二酸化硫黄 (ppm)	0.003	0.000	0.000	○
一酸化窒素 (ppm)	0.007	0.001	0.000	—
二酸化窒素 (ppm)	0.010	0.002	0.000	—
一酸化炭素 (ppm)	0.4	0.2	0.0	○
光化学オキシダント (ppm)	0.087	0.042	0.002	●
非メタン炭化水素 (ppmC)	0.14	0.10	0.07	—
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.047	0.015	0.000	○

また、測定結果を近傍の七尾測定局及び羽咋測定局と比較した（図4-1）。珠洲測定地点は比較した2つの測定局とほぼ同じ程度の濃度であった。

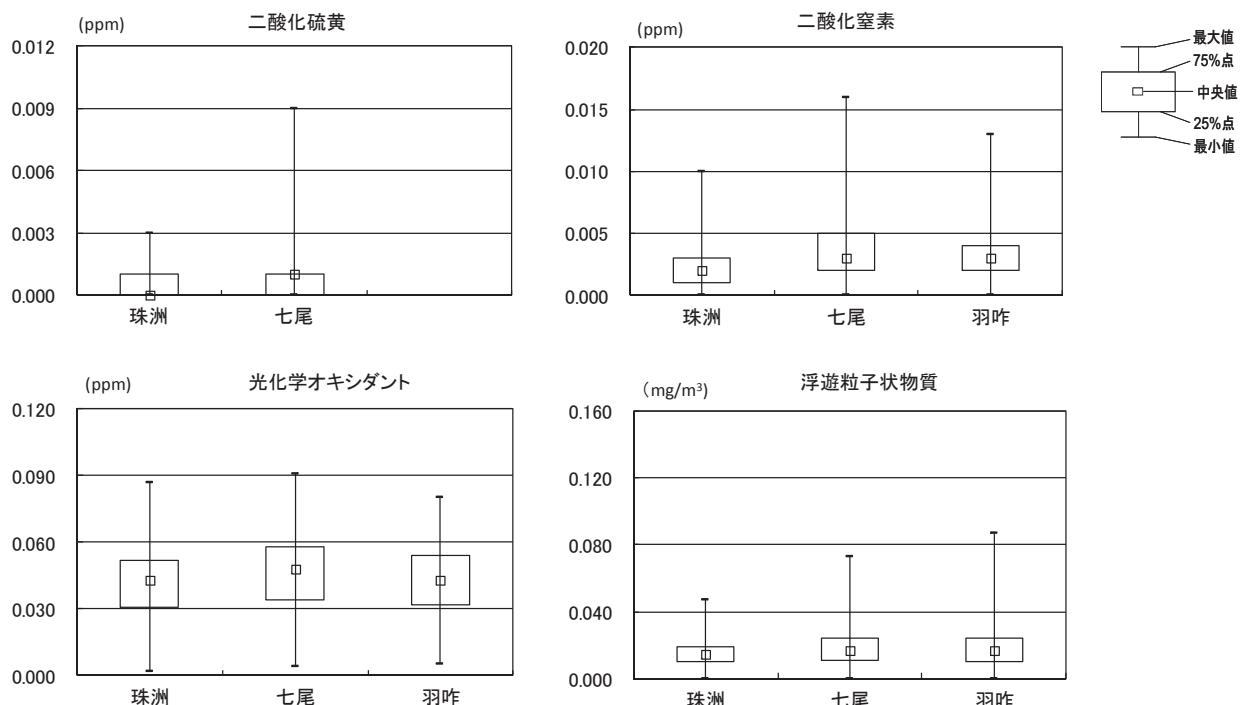


図4-1 近傍の一般環境大気測定局の測定値との比較

## 2 白山市鶴来測定地点

白山市鶴来測定地点は、旧鶴来町（平成 17 年 2 月 1 日、合併により白山市となる。）市街地の大気環境の状況を把握するため、白山市鶴来支所の敷地内に設置した（図 4-5 参照）。

測定地点の周囲の状況は、西側近傍に県道 45 号（金沢鶴来線）、東側 100m に県道 103 号（鶴来水島美川線）があり、西側 100m に高橋川が流れている。周辺は住宅地が多い。北側 150m に中学校、南側 200m に市立図書館がある。

測定結果は、表 4-5 のとおり、県内の他の測定局と同様に光化学オキシダントについて短期的評価による環境基準を超過したが、その他の項目については短期的評価による環境基準を達成し、その値も低く、清浄な大気であると考えられる。

表 4-5 白山市鶴来測定地点の測定結果

項目	測定結果			短期的評価
	1 時間値最高値	期間平均値	1 時間値最低値	
二酸化硫黄 (ppm)	0.001	0.000	0.000	○
一酸化窒素 (ppm)	0.007	0.001	0.000	—
二酸化窒素 (ppm)	0.011	0.002	0.000	—
一酸化炭素 (ppm)	0.3	0.2	0.0	○
光化学オキシダント (ppm)	0.069	0.030	0.004	●
非メタン炭化水素 (ppmC)	0.35	0.26	0.16	—
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.062	0.020	0.001	○

また、測定結果を近傍の三馬測定局、山島測定局及び松任測定局と比較した（図 4-2）。白山市鶴来測定地点は比較した 3 つの測定局とほぼ同じ程度の濃度であった。

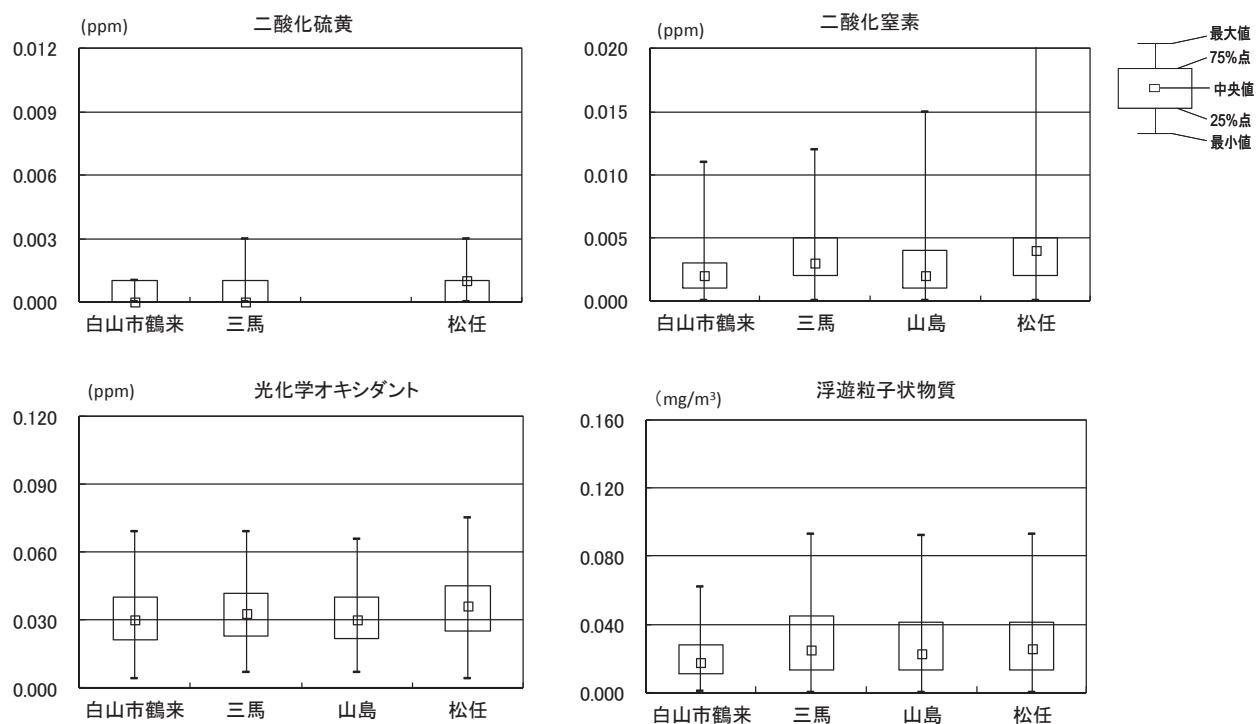


図 4-2 近傍の一般環境大気測定局の測定値との比較

### 3 輪島測定地点

輪島測定地点は、平成 25 年 7 月 1 日に新設した輪島一般環境大気測定局（微小粒子状物質を測定）における周辺地域の大気環境の状況を把握するため、石川県奥能登総合事務所の敷地内（輪島一般環境大気測定局の近傍）に設置した（図 4－6 参照）。

測定地点周辺の状況は、能登空港が隣接し、西側 200m に県道 303 号（柏木穴水線）があり、周囲は山林である。数は少ないが周辺に住宅地が点在する。

測定結果については、表 4－6 のとおり、短期的評価による環境基準を達成しており、清浄な大気であると考えられる。

表 4－6 輪島測定地点の測定結果

項目	測定結果			短期的評価
	1 時間値最高値	期間平均値	1 時間値最低値	
二酸化硫黄 (ppm)	0.006	0.000	0.000	○
一酸化窒素 (ppm)	0.019	0.001	0.000	—
二酸化窒素 (ppm)	0.018	0.002	0.000	—
一酸化炭素 (ppm)	0.5	0.2	0.0	○
光化学オキシダント (ppm)	0.060	0.035	0.004	○
非メタン炭化水素 (ppmC)	0.35	0.12	0.02	—
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.034	0.010	0.000	○

また、測定結果を近傍の七尾測定局及び羽咋測定局と比較した（図 4－3）。輪島測定地点は比較した 2 つの測定局とほぼ同じ程度の濃度であった。

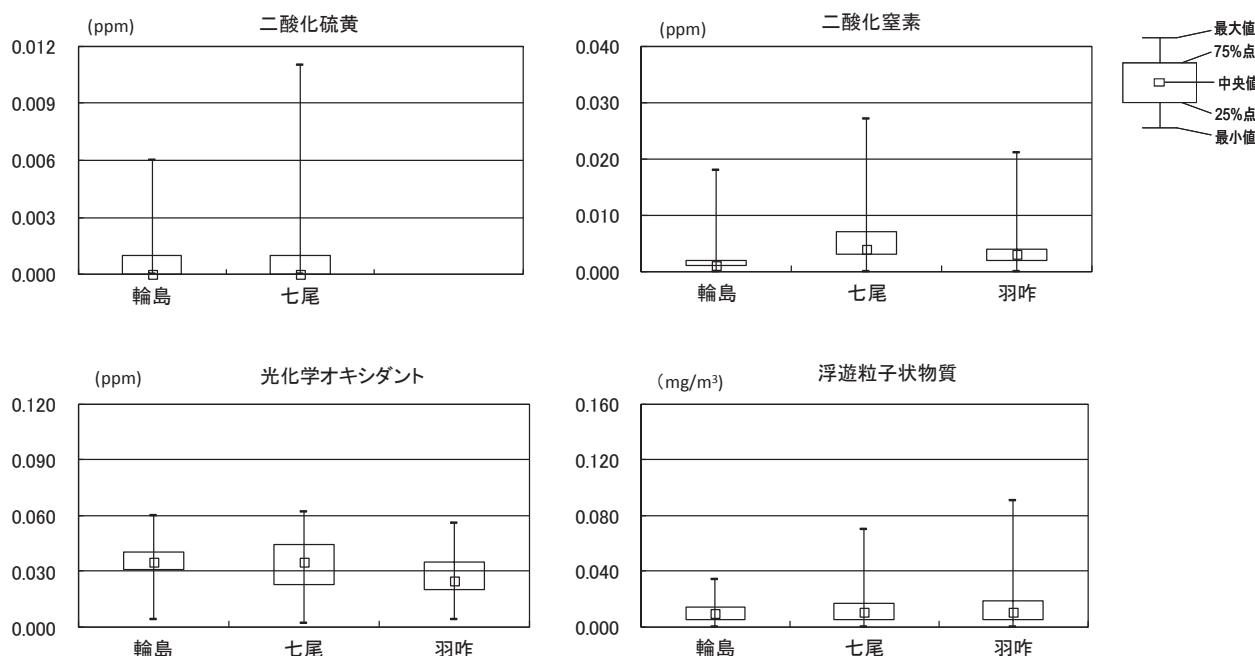


図 4－3 近傍の一般環境大気測定局の測定値との比較

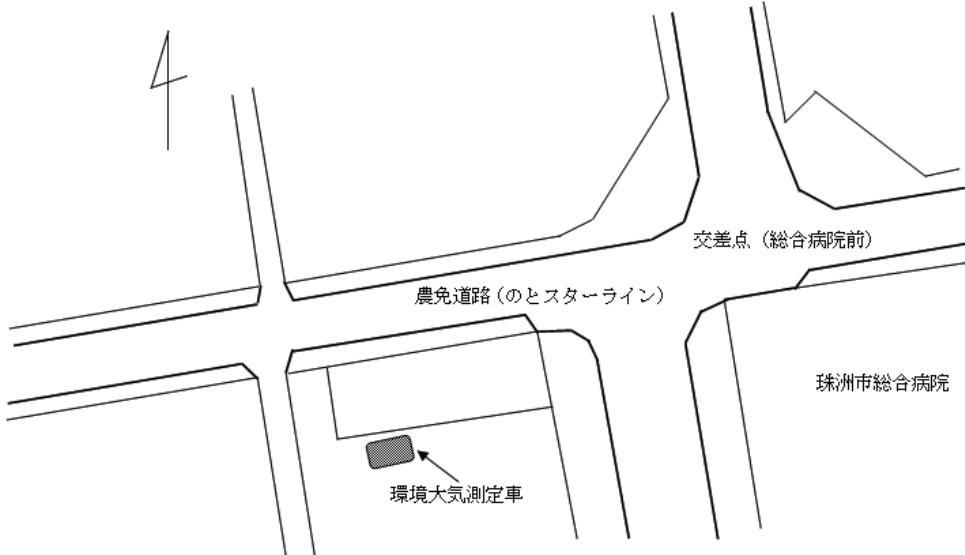


図4-4 珠洲測定地点周辺図



図4-5 白山市鶴来測定地点周辺図

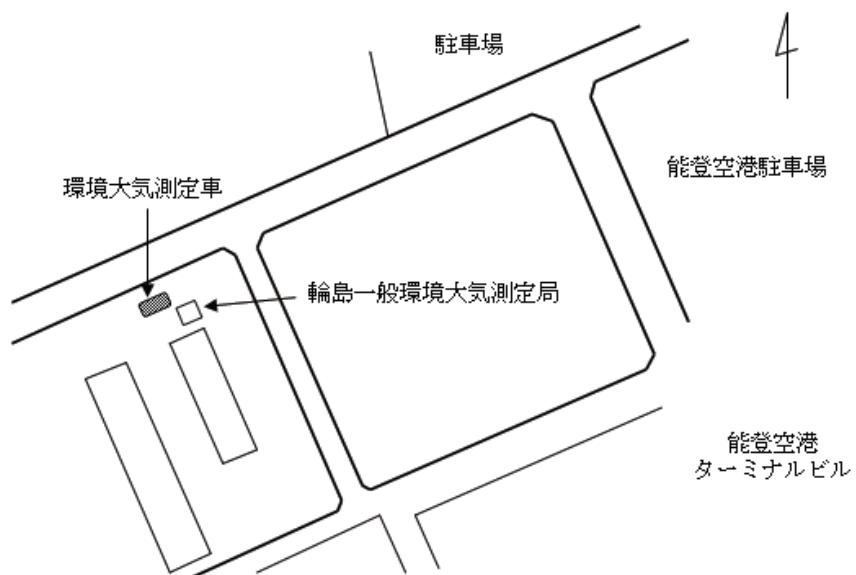


図4-6 輪島測定地点周辺図



## 第5章 有害大気汚染物質調査結果



## 第5章 有害大気汚染物質調査結果

平成9年度から、大気汚染防止法に基づき、地方公共団体(都道府県及び大気汚染防止法の政令市)において優先取組物質のモニタリングが実施されている。その後の平成22年10月の中央環境審議会答申(第九次答申)において、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」として248物質、「優先取組物質」として23物質に見直された。平成25年度は「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」(平成13年5月21日環境省策定、平成23年7月1日最終改正。)に基づき、「優先取組物質」23物質のうち21物質について調査した。なお、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき別途モニタリングが実施されていること、「六価クロム化合物」及び「クロム及び三価クロム化合物」については、形態別分析方法が確立されていないことから、「クロム及びその化合物」として測定していることを踏まえ、21物質となっている。

### 1 調査目的

発ガン性等、人の健康に悪影響を及ぼす可能性のあるベンゼン等の有害大気汚染物質について、汚染の実態を把握するため、環境モニタリングを実施した。

### 2 調査地点

調査地点は、表5-1のとおりである。

表5-1 有害大気汚染物質の調査地点

調査地点	所 在 地	用途地域	区 分	実施機関
七尾測定局	七尾市小島町二 33-4	住居地域	一般環境	石川県
小松測定局	小松市園町ホ 82	準工業地域	一般環境	石川県
野々市測定局	野々市市御経塚5-84	住居地域	沿道	石川県
駅西測定局	金沢市西念3-4-25	住居地域	一般環境	金沢市
藤江測定局	金沢市駅西本町6-15-13	準工業地域	沿道	金沢市

### 3 調査方法

#### (1) 調査期間

平成25年4月～26年3月

#### (2) 調査項目、捕集及び分析方法

表5-2に示すベンゼン等21物質(ただし、金沢市は環境基準が設定されている4物質)

#### (3) 調査頻度

12回/年(24時間採取)：環境基準値が設定されている4物質

6回/年(24時間採取)：指針値<sup>注)</sup>が設定されている9物質

4回/年(24時間採取)：上記以外の8物質

注) 指針値とは、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための数値として設定された環境目標値であり、大気調査の評価にあたっての指標や事業者による排出抑制の指標として機能する値である。なお、マンガンについては、平成26年5月1日に指針値が定められたため、平成25年度は4回/年で調査を行ったが、指針値設定物質として評価を行った。

表5-2 有害大気汚染物質の採取及び分析方法

調査項目	採取方法	分析方法
ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン 塩化メチル、トルエン	真空容器 <sup>注)</sup>	低温濃縮 GC-MS法
酸化エチレン	捕集管(臭化水素酸)	溶媒抽出 GC-MS法
アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド	捕集管(DNPH)	溶媒抽出 HPLC法
水銀及びその化合物	捕集管(金アマルガム)	加熱脱着 冷原子吸光法
ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、クロム及びその化合物	石英ろ紙	酸分解(テフロン容器) ICP-MS法
ベンゾ[a]ピレン		超音波抽出 HPLC法

注) 金沢市の採取方法は捕集管である。

#### 4 調査結果

環境基準が設定されているベンゼン等4物質については、表5-3のとおり、すべての地点で環境基準を達成していた。また、指針値が設定されているアクリロニトリル等9物質についても、表5-4のとおり、すべての調査地点で指針値を下回っていた。

一方、これらの基準が設定されていないアセトアルデヒド等8物質については、平成24年度の全国平均と比較すると、表5-5のとおり、全国平均をすべて下回っていた。

表5-3 有害大気汚染物質調査結果(環境基準設定物質)

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

環境基準が設定されている物質名	一般環境			沿道環境		環境基準(年平均値)
	七尾測定局	小松測定局	駿西測定局	野々市測定局	藤江測定局	
ベンゼン	0.59	0.55	0.50	0.84	0.97	3以下
トリクロロエチレン	0.051	0.086	0.040	0.060	0.044	200以下
テトラクロロエチレン	0.059	0.061	0.024	0.057	0.023	200以下
ジクロロメタン	0.67	1.4	0.60	0.67	0.72	150以下

注) 環境基準における単位は  $\text{mg}/\text{m}^3$  であるが、桁数が増えるため  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  で記している。

表5-4 有害大気汚染物質調査結果(指針値設定物質)

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  ※  $\text{ng}/\text{m}^3$ )

指針値が設定されている物質名	一般環境			指針値(年平均値)
	七尾測定局	小松測定局	野々市測定局	
アクリロニトリル	0.030	0.026	0.026	2以下
塩化ビニルモノマー	0.015	0.015	0.015	10以下
クロロホルム	0.12	0.12	0.16	18以下
1,2-ジクロロエタン	0.10	0.086	0.084	1.6以下
水銀及びその化合物	※ 2.1	1.8	2.0	40以下
ニッケル化合物	※ 1.0	2.2	1.0	25以下
ヒ素及びその化合物	※ 1.0	1.2	0.82	6以下
1,3-ブタジエン	0.049	0.034	0.070	2.5以下
マンガン及びその化合物	※ 5.2	12	6.7	140以下

注) 指針値における単位は  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  であるが、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物並びにマンガン及びその化合物は、桁数が増えるため  $\text{ng}/\text{m}^3$  で記している。

表5－5 有害大気汚染物質調査結果（基準が設定されていない有害大気汚染物質）

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  ※  $\text{ng}/\text{m}^3$ )

環境基準あるいは指針値が未設定の有害大気汚染物質名	一般環境		沿道環境	平成24年度全国調査結果	
	七尾測定局	小松測定局	野々市測定局	平均値	範囲
アセトアルデヒド	1.0	1.0	1.4	2.1	0.53 ~ 10
塩化メチル	1.0	1.0	1.0	1.5	0.11 ~ 5.6
クロム及びその化合物※	0.58	1.3	1.8	5.3	0.28 ~ 70
酸化エチレン	0.048	0.032	0.025	0.090	0.030 ~ 0.77
トルエン	2.6	2.2	4.1	8.4	0.74 ~ 43
ベリリウム及びその化合物※	0.0050	0.0064	0.0070	0.024	0.00064 ~ 0.17
ベンゾ[a]ピレン※	0.11	0.12	0.11	0.21	0.0060 ~ 2.7
ホルムアルデヒド	1.1	1.7	2.4	2.5	0.51 ~ 5.9

## 5 経年変化

環境基準が設定されている4物質の年平均値の推移は、図5－1から図5－4のとおりである。

ベンゼンは、野々市測定局で調査を開始した平成9年度に $4.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、平成10年度に $4.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ と環境基準を超過したが、平成11年度以降は、環境基準を達成し続けており、平成21年度以降は、全5地点で環境基準の3分の1から4分の1程度の濃度で推移している。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンは、それぞれ環境基準の2000分の1程度である。

ジクロロメタンは、平成21年度には全地点とも環境基準の100分の1程度となり、以降、小松、野々市両測定局で、若干の増減は見られるものの、概ね横ばいで推移している。

指針値が設定されているアクリロニトリル等9物質については、指針値の10分の1から500分の1程度の低い濃度であり、また、調査を開始以来、指針値を超えた地点はなく、いずれの物質もほぼ横ばいで推移している。

基準が設定されていないアセトアルデヒド等8物質のうち、酸化エチレンは七尾測定局において平成24年度に急増し、過去10年間で最高値を示したが、平成25年度は、例年の濃度レベルであった。それ以外の8物質については、各測定局とも、ほぼ同様のレベルであって、概ね横ばいで推移している。

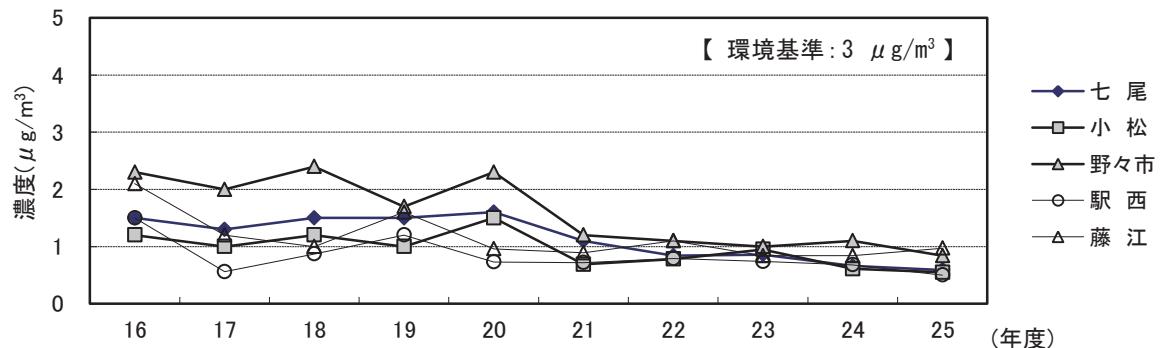


図5－1 ベンゼンの年平均値の経年変化

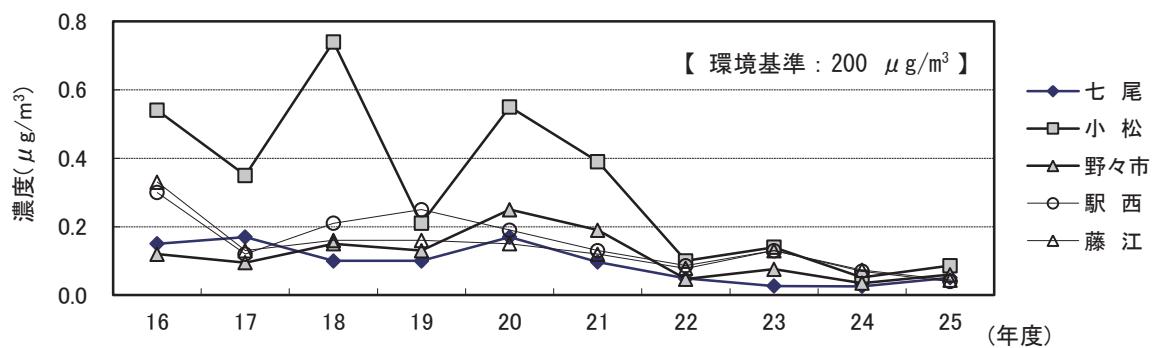


図5-2 トリクロロエチレンの年平均値の経年変化

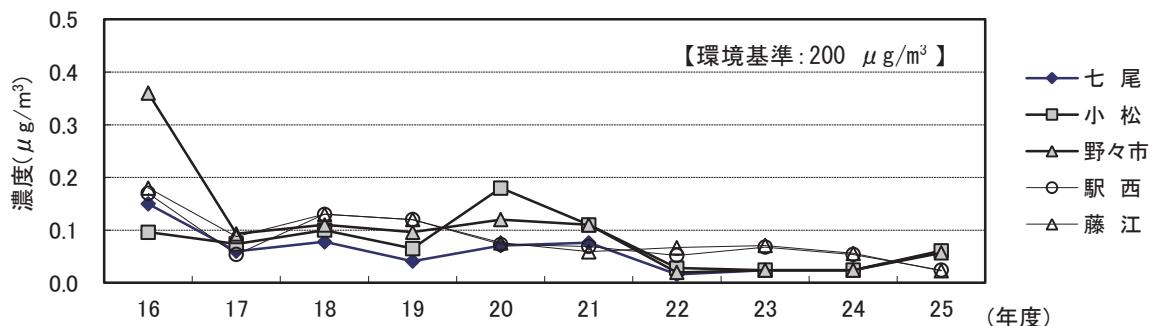


図5-3 テトラクロロエチレンの年平均値の経年変化

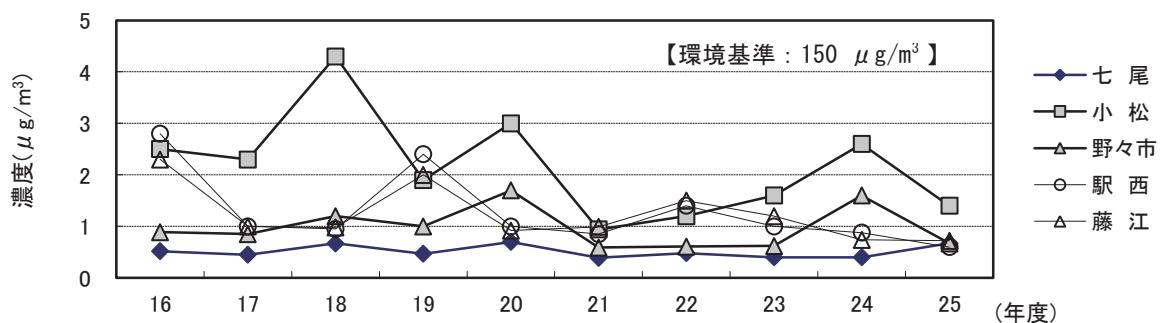


図5-4 ジクロロメタンの年平均値の経年変化

表5-6 環境基準が設定されていない物質の年平均値の範囲

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  ※  $\text{ng}/\text{m}^3$ )

有害大気汚染物質名 (指針値)	平成16~25年度の年平均値の範囲	基準値設定の無い有害大気汚染物質名	平成16~25年度の年平均値の範囲
アクリロニトリル(2以下)	0.0056 ~ 0.091	アセトアルデヒド	0.43 ~ 3.0
塩化ビニルモノマー(10以下)	0.0040 ~ 0.031	塩化メチル	1.0 ~ 1.1
クロロホルム(18以下)	0.085 ~ 0.23	クロム及びその化合物※	0.58 ~ 10
1,2-ジクロロエタン(1.6以下)	0.050 ~ 0.15	酸化エチレン	0.025 ~ 0.57
水銀及びその化合物※(40以下)	1.8 ~ 2.8	トルエン	2.2 ~ 5.7
ニッケル化合物※(25以下)	0.74 ~ 6.1	ベリリウム及びその化合物※	0.0048 ~ 0.094
ヒ素及びその化合物※(6以下)	0.45 ~ 2.1	ベンゾ[a]ピレン※	0.057 ~ 0.34
1,3-ブタジエン(2.5以下)	0.034 ~ 0.26	ホルムアルデヒド	1.0 ~ 3.3
マンガン及びその化合物※(140以下)	5.2 ~ 34		

ただし、「塩化メチル」と「トルエン」は、平成24年度からの年平均値である。

## 第6章 酸性雨調査結果



## 第6章 酸性雨調査結果

化石燃料などの燃焼により大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが、雲粒に取り込まれ、そこで硫酸イオンや硝酸イオンなどに変化して、pHの低い雨や雪などの形態で地表に沈着するものを酸性雨と呼んでおり、その状況が深刻化すれば、森林消失や湖沼生物など生態系へ影響を与える。

このため、本県では、降水の性状を明らかにし、併せて酸性雨発生機構解明の基礎資料を得て酸性雨対策に資するため、昭和58年度から石川県における降水の化学組成の調査を実施してきた。

なお、酸性雨は大陸からの影響もある広域的な大気汚染であるため、全国環境研協議会の全国共同調査に参画し、行政区域を超えて、地域的な評価も実施している。

### 1 調査目的

降水中に存在する各種イオン成分を測定することによって、雨の化学成分組成を明らかにし、酸性雨発生機構解明の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査地点及び調査期間

調査地点及び調査期間は表6-1のとおりである。平成25年度は太陽が丘（金沢市）1地点で通年調査を実施した。

表6-1 調査地点

調査地点	所在地	設置場所	区分	調査期間
太陽が丘	金沢市太陽が丘 1丁目11番地	石川県保健環境センター 屋上	1週間降水	平成25年3月25日～ 平成26年4月7日

### 3 調査方法

#### (1) 1週間降水の採取方法

自動降水採水器を用いて、原則月曜日毎に1週間分の降水を採取した。

#### (2) 測定項目及び測定方法

表6-2のとおり10項目を測定した。

表6-2 測定項目及び測定方法

区分	測定項目	測定方法
1週間降水 水溶性成分	pH	ガラス電極法
	E C (電気伝導率)	電気伝導率計による方法
	SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> (硫酸イオン)	イオンクロマトグラフ法
	NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> (硝酸イオン)	"
	Cl <sup>-</sup> (塩化物イオン)	"
	NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> (アンモニウムイオン)	イオンクロマトグラフ法
	Ca <sup>2+</sup> (カルシウムイオン)	"
	Mg <sup>2+</sup> (マグネシウムイオン)	"
	K <sup>+</sup> (カリウムイオン)	"
	Na <sup>+</sup> (ナトリウムイオン)	"

#### 4 調査結果

1週間降水のpH、EC及び降水成分分析結果は、表6-3のとおりであった。

pHの範囲は4.04～5.71、平均値4.54であり、これまでの最低値が観測された平成19年度の平均値4.31を上回っていた。また、平成24年度における全国平均値<sup>注)4.76</sup>に比べて、低い値であったが、植物に対する急性被害が懸念されるpH3未満の降水は観測されなかつた。

また、降水酸性化の指標である非海塩由来硫酸イオン(nss-SO<sub>4</sub><sup>2-</sup>)濃度は16.0 μmol/L、硝酸イオン(NO<sub>3</sub><sup>-</sup>)濃度は20.4 μmol/Lであり、前者は平成24年度における全国平均値<sup>注)12.6 μmol/L</sup>の1.3倍、後者は全国平均値<sup>注)14.4 μmol/L</sup>の1.4倍であった。

なお、本調査は、全国環境研協議会酸性雨調査研究部会が実施する精度管理調査に参加し、信頼性の確保を図るとともに、個々の測定値についてもイオンバランスの検定、電気伝導率の計算値と実測値を比較し、測定データの検証を行っている。

表6-3 pH、EC及び降水成分濃度の概要

項目	平成25年度調査結果		
	年平均値 <sup>2)</sup>	週最低値 <sup>3)</sup>	週最高値
降水量 <sup>1)</sup> (mm)	3,323.5	0.0	204.7
pH	4.54	4.04	5.71
電気伝導率(EC)(μS/cm)	35.9	9.5	116.7
硫酸イオン(SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )(μmol/L)	22.8	4.6	83.7
硝酸イオン(NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> )(μmol/L)	20.4	3.7	95.8
塩化物イオン(Cl <sup>-</sup> )(μmol/L)	126.3	3.9	563.3
アンモニウムイオン(NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> )(μmol/L)	19.0	3.9	78.2
カルシウムイオン(Ca <sup>2+</sup> )(μmol/L)	5.8	0.7	63.9
マグネシウムイオン(Mg <sup>2+</sup> )(μmol/L)	13.2	0.4	58.4
カリウムイオン(K <sup>+</sup> )(μmol/L)	3.5	0.0	15.3
ナトリウムイオン(Na <sup>+</sup> )(μmol/L)	112.9	0.9	516.1
水素イオン(H <sup>+</sup> )(μmol/L)	28.6	1.9	91.2
非海塩由来硫酸イオン(nss-SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )(μmol/L)	16.0	3.2	68.1
非海塩由来カルシウムイオン(nss-Ca <sup>2+</sup> )(μmol/L)	3.4	0.1	63.1

注) 1 降水量は、降水採取器の貯水量から換算した値であり、年平均値欄の数値は年間集計値である。

2 年平均値については、pHは、水素イオン濃度に換算した上で降水量(貯水量換算値)重み付き算術平均値、他の項目は降水量(同)重み付き算術平均値である。

3 降水量以外の項目の最低値については、降水量0mmの時を除いた値である。

4 非海塩由来硫酸イオン[nss(non sea salt)-SO<sub>4</sub><sup>2-</sup>]とは、海塩由来のSO<sub>4</sub><sup>2-</sup>を除いたSO<sub>4</sub><sup>2-</sup>濃度を示す。

[nss-SO<sub>4</sub><sup>2-</sup>]=[SO<sub>4</sub><sup>2-</sup>]-0.060[Na<sup>+</sup>] (海塩中のSO<sub>4</sub><sup>2-</sup>/Na<sup>+</sup>=0.060) (単位はモル濃度)

5 非海塩由来カルシウムイオン[nss(non sea salt)-Ca<sup>2+</sup>]とは、海塩由来のCa<sup>2+</sup>を除いたCa<sup>2+</sup>濃度を示す。

[nss-Ca<sup>2+</sup>]=[Ca<sup>2+</sup>]-0.0216[Na<sup>+</sup>] (海塩中のCa<sup>2+</sup>/Na<sup>+</sup>=0.0216) (単位はモル濃度)

注) 「平成24年度酸性雨調査結果について」環境省ホームページより引用した。

## 5 経年変化

### (1) pHの変化の状況

pHについて、1週間降水の年平均値、最低値及び最高値の経年変化を表6-4に、年平均値の推移を図6-1に示した。

図6-1からは、観測を開始した昭和58年度から平成12年度に比べ、平成13~19年度はpHが低下傾向、平成20~21年度はpHが上昇傾向であったが、平成22年度以降は横ばいである。また、日本海側における他の測定点(新潟、新潟巻)と比較すると変動傾向は似ているが、近年はこれらの地点より、pHがやや低めに推移する傾向であった。

本県においては、現在のところ酸性雨による深刻な被害を受ける状況には至っていないが、大陸方面からの大気汚染物質の長距離輸送の影響も懸念され、気象要因による変動等も考慮し、今後とも推移を注意深く観察する必要がある。

表6-4 一週間降水のpH(年平均値、最低値及び最高値)の経年変化

年 度	金沢				調査地点
	年平均値 <sup>注1)</sup>	最低値	最高値	降水量(mm) <sup>注2)</sup>	
昭和 5 8	4.73	4.4	6.7	2,936	三馬
	4.71	4.0	6.1	2,198	〃
	4.65	4.1	6.3	3,380	〃
	4.54	4.2	6.5	2,047	〃
	4.63	3.7	5.7	1,982	〃
	4.74	4.2	6.5	2,758	〃
平成 元	4.62	4.1	5.6	2,754.8	〃
	4.72	4.1	5.2	3,092.2	〃
	4.53	4.03	6.11	1,821.8	〃
	4.54	3.94	5.99	2,015.0	〃
	4.68	3.87	7.02	2,790.4	太陽が丘
	4.58	4.18	6.67	1,891.1	
	4.62	4.00	6.52	2,676.6	
	4.61	3.86	6.61	2,215.1	
	4.63	3.94	7.39	2,659.8	
	4.71	4.24	6.37	3,068.5	
	4.62	4.13	6.26	2,785.7	
	4.60	4.04	7.33	2,336.5	
	4.50	3.93	7.54	2,761.1	
	4.52	3.84	5.30	2,827.1	
	4.47	4.01	5.20	2,685.6	
	4.51	4.08	5.21	2,867.8	
	4.39	3.71	6.63	2,733.8	
	4.51	3.63	5.66	2,715.4	
	4.31	3.73	5.18	2,364.7	
	4.48	4.00	4.98	2,431.9	
	4.58	3.83	7.27	2,552.5	
	4.61	4.04	5.49	2,984.9	
	4.57	3.90	5.57	2,907.5	
	4.56	3.97	5.18	2,778.8	
	4.54	4.04	5.71	3,323.5	

注) 1 年平均値は、水素イオン濃度換算後の貯水量重み付き算術平均値である。

2 降水量は、降水採取器の貯水量から換算した値であるが、昭和58~61年については、最寄の気象官署及びアメダスに基づく降水量である。(石川県衛生公害研究所年報第26号 p.89-108 参照)

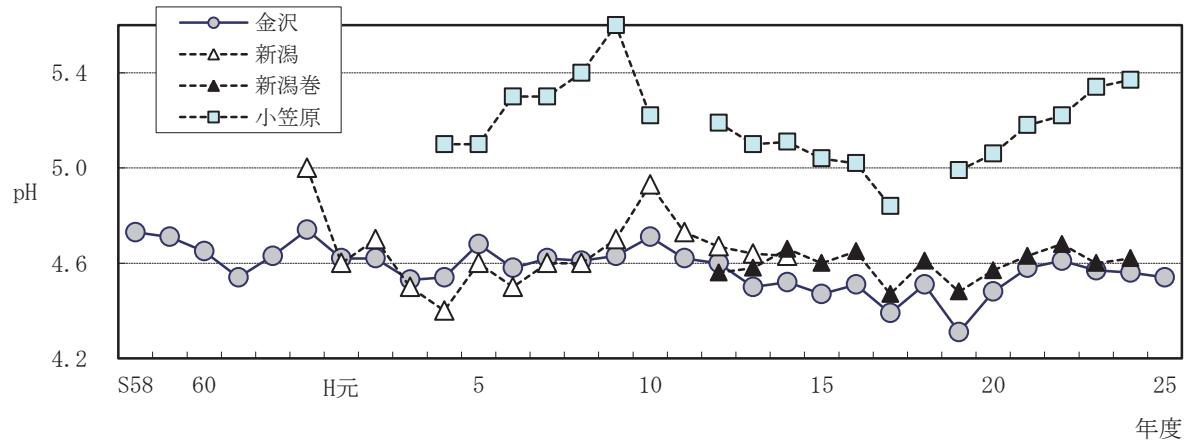


図 6－1 1週間降水の pH(年平均値)の推移

- 注)
- 1 新潟、小笠原(H4-14)のデータは「酸性雨対策調査総合とりまとめ報告書」酸性雨対策協議会(平成 16 年 6 月)から引用した。
  - 2 新潟巻、小笠原(H15-H19)のデータは「酸性雨長期モニタリング報告書」環境省(平成 21 年 3 月)から引用した。
  - 3 新潟巻、小笠原(H20-H24)のデータは、環境省 HP 酸性雨対策調査のモニタリングデータから引用した。

## (2) 降水成分の変化の状況

平成 16～25 年度の降水成分濃度は、表 6－5 のとおりであった。

過去 10 年間の経年変化をみると、湿性沈着の酸性化の指標である非海塩由来硫酸イオン( $\text{nss-SO}_4^{2-}$ )濃度及び硝酸イオン( $\text{NO}_3^-$ )濃度は、多少の変動はあるものの、ほぼ横ばい傾向である。また、酸性化を抑制する指標とされているアンモニウムイオン( $\text{NH}_4^+$ )及び非海塩由来カルシウムイオン( $\text{nss-Ca}^{2+}$ )濃度も、ほぼ横ばい傾向である。

表 6－5 降水成分濃度(年平均値)の経年変化

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
降水量 (mm)	2,867.8	2,733.8	2,715.4	2,364.7	2,431.9	2,552.5	2,984.9	2,907.5	2,778.8	3,323.5
p H	4.51	4.39	4.51	4.31	4.48	4.58	4.61	4.57	4.56	4.54
$\text{SO}_4^{2-}$ ( $\mu \text{mol/L}$ )	25.7	33.8	27.9	31.4	26.5	22.9	24.6	22.4	26.8	22.8
$\text{NO}_3^-$ ( $\mu \text{mol/L}$ )	18.4	25.6	21.8	27.7	20.8	17.5	21.8	19.1	21.1	20.4
$\text{Cl}^-$ ( $\mu \text{mol/L}$ )	132.6	150.0	130.4	131.1	149.3	112.2	142.5	108.2	165.8	126.3
$\text{NH}_4^+$ ( $\mu \text{mol/L}$ )	16.2	24.2	19.9	24.9	18.9	16.0	18.4	16.0	19.5	19.0
$\text{Ca}^{2+}$ ( $\mu \text{mol/L}$ )	6.7	9.4	8.5	9.0	6.9	8.7	8.2	5.5	7.9	5.8
$\text{Mg}^{2+}$ ( $\mu \text{mol/L}$ )	14.4	15.8	13.6	13.7	14.5	11.6	14.9	11.2	17.2	13.2
$\text{K}^+$ ( $\mu \text{mol/L}$ )	2.8	4.0	4.0	3.8	3.5	3.2	3.9	3.6	4.5	3.5
$\text{Na}^+$ ( $\mu \text{mol/L}$ )	114.9	132.4	117.3	118.2	129.2	102.9	126.3	97.3	149.4	112.9
$\text{H}^+$ ( $\mu \text{mol/L}$ )	30.9	40.3	30.8	49.3	33.5	26.2	24.6	27.2	27.9	28.6
$\text{nss-SO}_4^{2-}$ ( $\mu \text{mol/L}$ )	18.8	25.8	20.8	24.3	18.8	16.7	17.0	16.6	17.8	16.0
$\text{nss-Ca}^{2+}$ ( $\mu \text{mol/L}$ )	4.2	6.5	6.0	6.4	4.1	6.5	5.4	3.4	4.7	3.4

平成 21～25 年度における月別の非海塩由来硫酸イオン( $\text{nss-SO}_4^{2-}$ )、硝酸イオン( $\text{NO}_3^-$ )、非海塩由来カルシウムイオン( $\text{nss-Ca}^{2+}$ )及びアンモニウムイオン( $\text{NH}_4^+$ )の濃度の変化は、図 6－2 から図 6－5 のとおりである。

いずれの成分も夏季に濃度が低く、冬季を迎える 11 月頃から上昇し、2 月から 5 月にかけて最も濃度が高くなる傾向であるが、平成 25 年度については、非海塩由来硫酸イオン( $\text{nss-SO}_4^{2-}$ )、硝酸イオン( $\text{NO}_3^-$ )及びアンモニウムイオン( $\text{NH}_4^+$ )が、1 月に最も濃度が高くなる傾向がみられた。

酸性化の指標となる成分の推移については、気象要因による変動を考慮しながら、今後とも継続して調査を続けていくこととしている。

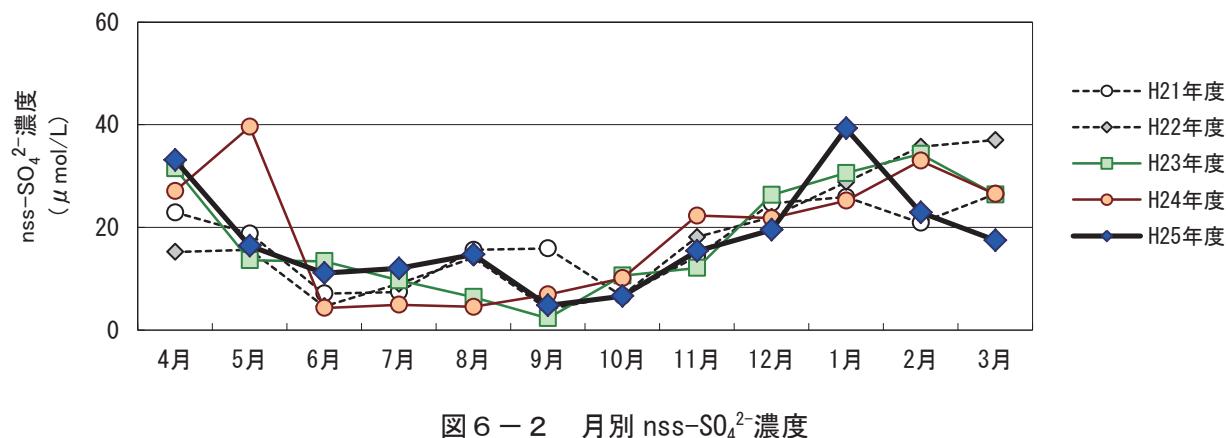


図 6－2 月別  $\text{nss-SO}_4^{2-}$  濃度

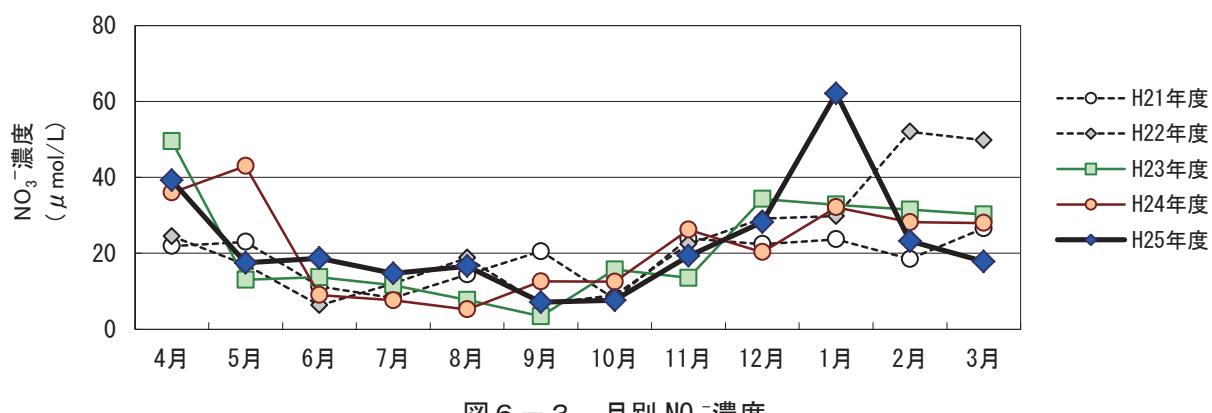


図 6－3 月別  $\text{NO}_3^-$  濃度

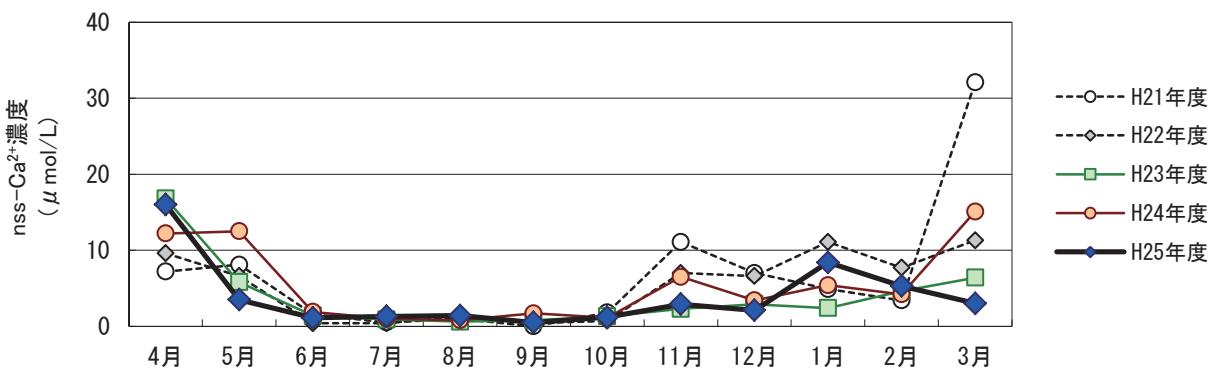


図 6－4 月別  $\text{nss-Ca}^{2+}$  濃度

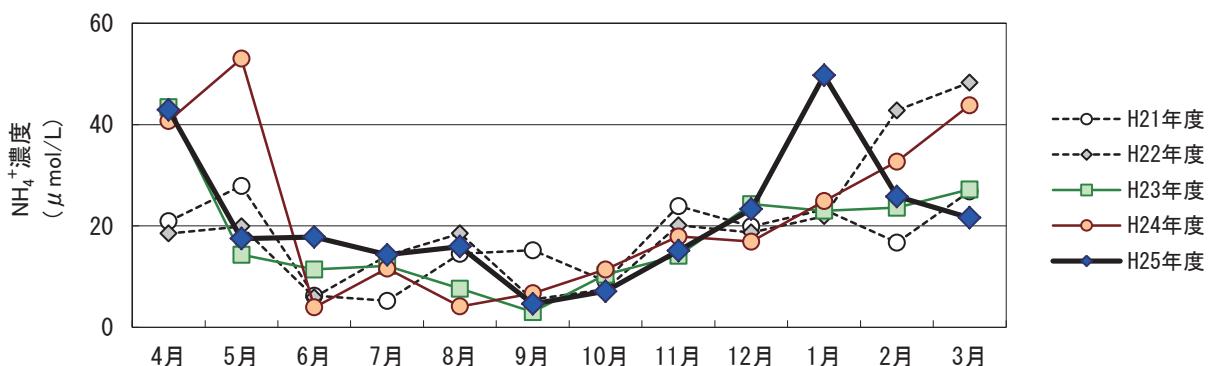


図6-5 月別NH<sub>4</sub><sup>+</sup>濃度

## 6 その他の酸性雨影響調査

環境省が実施している土壤・植生モニタリング調査は、白山国立公園（白山市）、石動山（中能登町）及び宝立山（輪島市）の3地点において、平成元年度から（白山国立公園は平成15年から）概ね5年に1度の頻度で継続的に実施されている。

「越境汚染・酸性雨長期モニタリング報告書（平成20～24年度）」環境省（平成26年3月）において、生態影響モニタリングの結果として、「一部の地点で、土壤pHの低下、湖沼や河川のpHの低下等、大気沈着との関連性が示唆される経年変化を確認した。また、樹勢の変化等が見られた地点（樹木）もあったが、これらの地点の中には、自然的要因による影響が考えられるものもあった。多くの場合は、樹木の成長量の観点から見た森林全体の衰退は、確認されていない。」としており、宝立山については、「宝立山では地点レベルでのpH低下が認められ、近傍の輪島試験林においても長期的なpH低下が観測されていることから、大気沈着による生態系影響を今後も注視する必要がある。」としている。

環境省の陸水モニタリング調査は、平成15年度から大畠池（倉ヶ岳大池：金沢市、白山市）で毎年、継続的に実施されている。これまでの調査結果について、同報告書によると、長期的傾向として、大畠池ではpHやアルカリ度の低下傾向は認められていない。

なお、これまでの調査結果の概要は次のとおりであり、本県では引き続き、これら環境省の実施する調査に協力していくこととしている。

表6-6 石動山の土壤（表層・適潤性褐色森林土）

（単位：水分含有量及びpHを除き cmol(+) / kg）

年度	水分含有量 (wt%)	pH		交換性陽イオン（塩基性）				交換性 酸度	交換性陽 イオン（酸性）	
		H <sub>2</sub> O	KCl	Ca	Mg	K	Na		A1	H
H13	5.0	4.4	3.7	0.36	0.37	0.44	0.18	13	12	1.4
H17	8.3	4.4	3.5	0.48	0.74	0.33	0.11	13	12	1.0
H22	6.5	4.3	3.5	0.76	0.86	0.31	0.13	12	11	1.0

注) 上記データは「平成22年度酸性雨モニタリング（土壤・植生）報告書」石川県（平成23年3月）より引用した。

表6-7 宝立山の土壤(表層・弱乾性赤色土)

(単位:水分含有量及びpHを除き cmol(+) / kg)

年度	水分含有量 (wt%)	p H		交換性陽イオン(塩基性)				交換性酸度	交換性陽イオン(酸性)	
		H <sub>2</sub> O	KCl	Ca	Mg	K	Na		A1	H
H13	5.5	4.6	3.8	0.49	0.78	0.40	0.35	16	14	2.0
H17	11.8	4.6	3.6	0.30	1.0	0.23	0.16	16	16	1.1
H22	8.6	4.3	3.4	0.89	1.4	0.28	0.22	13	12	0.98

注) 上記データは「平成22年度酸性雨モニタリング(土壤・植生)報告書」石川県(平成23年3月)より引用した。

表6-8 大畠池の水質

(単位:pH及びECを除き μ molc/L)

年度	p H	E C (μS/cm)	アルカリ度	SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	NO <sub>3</sub> <sup>-</sup>	Cl <sup>-</sup>	NH <sub>4</sub> <sup>+</sup>	Ca <sup>2+</sup>	Mg <sup>2+</sup>	K <sup>+</sup>	Na <sup>+</sup>
H15～H19	6.53	42.9	134	33.5	8.6	186.5	2.5	65.0	70.1	25.8	197.1
H20	6.73	44.6	140	39.1	8.88	195	3.05	56.5	84.8	27.2	198
H21	6.67	43.8	133	36.7	9.70	181	6.17	60.7	72.9	27.5	194
H22	6.73	46.6	141	36.2	12.6	185	注)1	67.2	74.9	28.7	202
H23	6.63	45.0	152	32.5	13.4	185	3.22	74.4	81.5	29.2	201
H24	6.77	45.2	170	27.8	8.69	181	注)1	77.0	84.8	29.9	199

注) 1 定量下限値又は検出下限値未満

2 H15～H19のデータは「酸性雨長期モニタリング報告書(平成15～19年度)」環境省(平成21年3月)より引用した。

3 H20～H24のデータは「酸性雨長期モニタリング報告書(平成20～24年度)」環境省(平成26年3月)より引用した。



## 第7章 黃砂実態把握調査結果



## 第7章 黄砂実態把握調査結果

黄砂は中国大陸内陸部のタクラマカン砂漠、ゴビ砂漠や黄土高原など、乾燥・半乾燥地域で、風によって数千メートルの高度にまで巻き上げられた土壤・鉱物粒子が偏西風に乗って日本に飛来し、大気中に浮遊あるいは降下する現象であり、わが国への黄砂の飛来頻度の増加に伴い、黄砂の環境影響への関心が高まっている。

しかしながら、黄砂の物質循環に関する影響は、科学的に明らかでない部分が多いことから、黄砂飛来時における浮遊粉じん量とその中に含まれるイオン成分の分析を行い、本県における黄砂の実態を把握することを目的として黄砂実態把握調査を行った。

### 1 黄砂飛来状況

金沢地方気象台の調べによれば、平成25年度において、黄砂は観測されなかった。

### 2 調査地点及び調査期間

#### (1) 調査地点

石川県保健環境センター庁舎屋上（金沢市太陽が丘）

#### (2) 調査期間

本調査は、黄砂飛来日と非飛来日の2区分に区分し実施しているが、平成25年度は黄砂が観測されなかつたため、非飛来日のみの実施となった。

年 月	黄砂飛来日	非飛来日
平成25年 4月	なし	なし
平成25年 5月	なし	なし
平成25年 6月	なし	なし
平成26年 3月	なし	3月17日～18日 18日～19日 19日～20日
計	0回	3回

### 3 調査方法

#### (1) 浮遊粉じん調査

ハイボリウムエアサンプラーを用いて浮遊粉じんを24時間連続採取し、粉じん量及びイオン成分濃度を測定した。

#### (2) 2段型粒径別浮遊粉じん調査

2段型ローボリウムエアサンプラーを用いて、浮遊粉じんを粗大粒子と微小粒子の2段階に分級（分離粒径は $2.5\mu\text{m}$ ）して24時間連続採取し、粒径別に粉じん量及びイオン成分濃度を測定した。

### 4 調査結果

#### (1) 浮遊粉じん調査結果

浮遊粉じん濃度については、表7-1及び図7-1のとおり、非飛来日の平均値は $45\mu\text{g}/\text{m}^3$ であ

った。

イオン成分は、調査日ごとに比較すると、3月17日～18日に硫酸イオン及びアンモニウムイオンが高く、3月18日～19日に塩化物イオン及びナトリウムイオンが高い傾向を示していた（図7-2）。

表7-1 浮遊粉じんの調査結果

No	採取開始日時	採取終了日時	吸引量 (20°C 1013hPa) (m³)	粉じん濃度 (μg/m³)	陰イオン			陽イオン				nss-SO₄²⁻ (μg/m³)	黄砂飛来	
					SO₄²⁻ (μg/m³)	NO₃⁻ (μg/m³)	Cl⁻ (μg/m³)	NH₄⁺ (μg/m³)	Ca²⁺ (μg/m³)	Mg²⁺ (μg/m³)	K⁺ (μg/m³)	Na⁺ (μg/m³)		
1	H26.3/17 17:00	H26.3/18 17:00	1,501	73	21.6	3.24	0.20	6.31	1.28	0.27	0.88	1.33	21.3	×
2	H26.3/18 17:00	H26.3/19 17:00	1,526	44	9.15	3.12	4.80	1.56	0.73	0.66	0.50	5.27	7.83	×
3	H26.3/19 17:00	H26.3/20 17:00	1,518	19	6.96	2.51	0.17	2.08	0.11	0.19	0.31	1.55	6.58	×
非飛来日平均値				45	12.6	2.96	1.72	3.32	0.70	0.37	0.56	2.72	11.9	

注) 黄砂飛来欄の×印は、採取期間中金沢地方気象台で黄砂が観測されなかった日であることを示す。

非海塩由来硫酸イオン(nss(non sea salt)-SO₄²⁻)とは、海塩由来のSO₄²⁻を除いたSO₄²⁻濃度を示す。  
[nss-SO₄²⁻]=[SO₄²⁻]-0.060[Na⁺] (海塩中のSO₄²⁻/Na⁺=0.060) (単位はモル濃度)

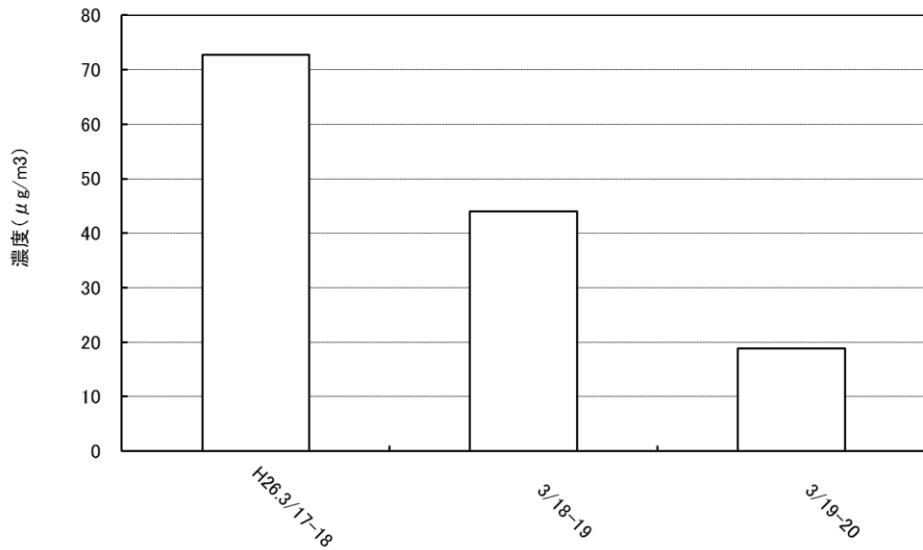


図7-1 調査日における浮遊粉じん濃度

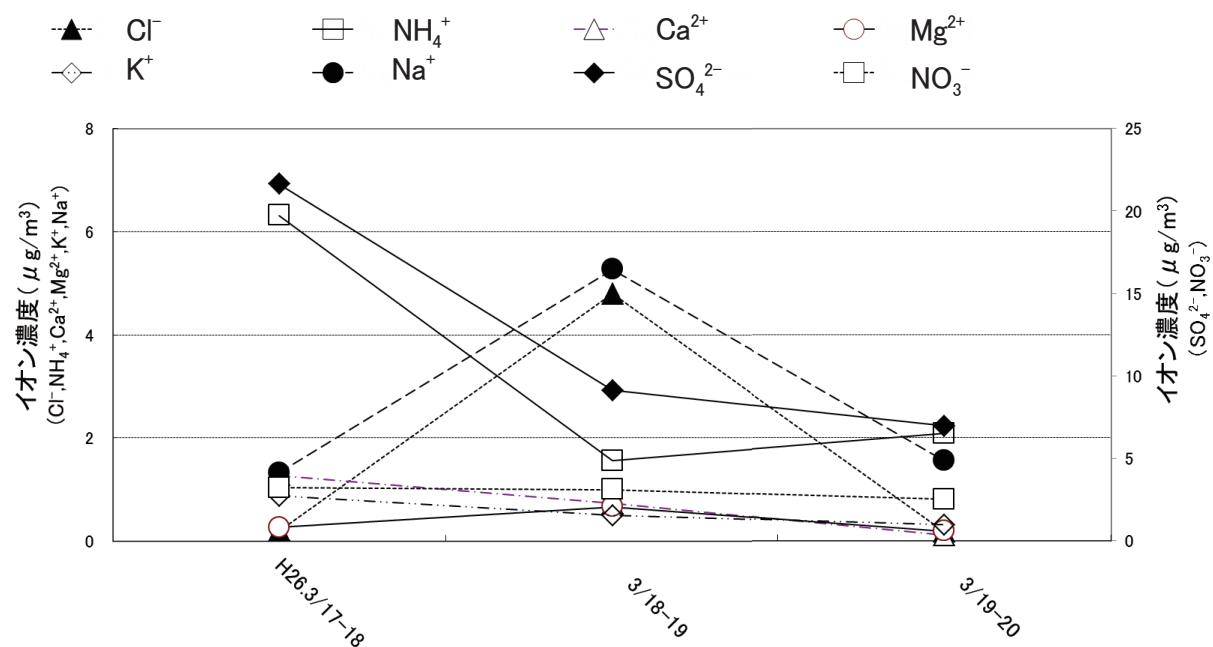


図7-2 浮遊粉じん中の各イオン成分

調査日

## (2) 2段型粒径別浮遊粉じん調査

調査日毎に比較すると、図7-3のとおり、3月17日～18日以外は微小粒子側（粒径  $2.5 \mu\text{m}$ 以下）が多かった。

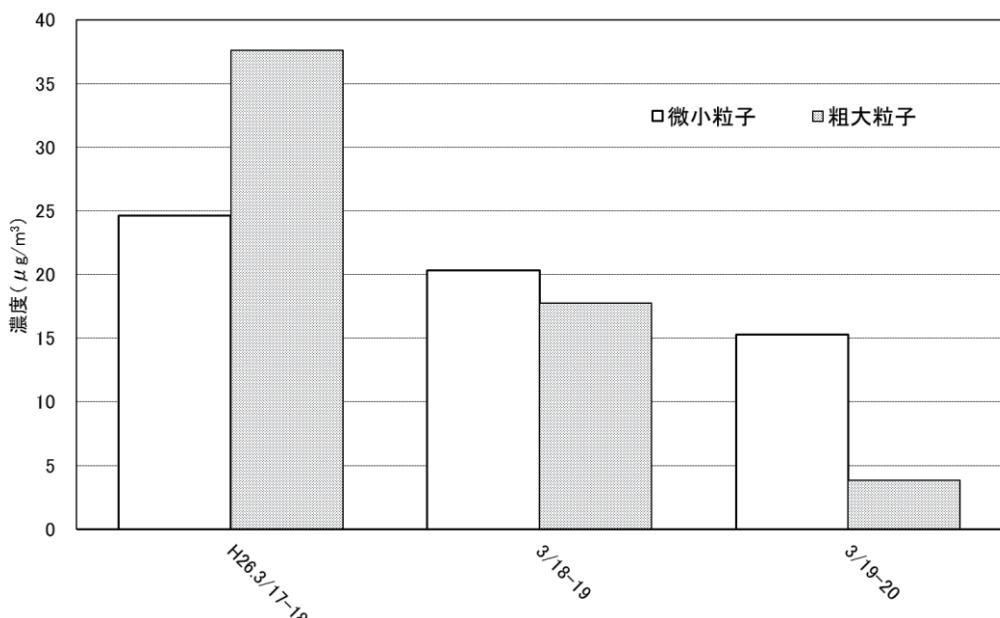


図7-3 粒径別浮遊粉じん濃度

粉じん濃度については、表7-2及び表7-3のとおり、微小粒子側（粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下）と粗大粒子側（粒径 $2.5\mu\text{m}$ 超）の非飛来日の平均値は、ともに $20\mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。

イオン成分については、図7-4のとおり、微小粒子側の濃度が高い傾向がみられたものは、硫酸イオン、アンモニウムイオン及びカリウムイオンで、粗大粒子側の濃度が高い傾向がみられたものは、塩化物イオン、カルシウムイオン、マグネシウムイオン及びナトリウムイオンであった。

表7-2 2段階粒径別の調査結果（微小粒子側 粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下）

No	採取開始日時	採取終了日時	吸引量 (20°C 1013hPa) (m³)	粉じん濃度 (μg/m³)	陰イオン			陽イオン				nss-SO₄²⁻ (μg/m³)	黄砂飛来	
					SO₄²⁻ (μg/m³)	NO₃⁻ (μg/m³)	Cl⁻ (μg/m³)	NH₄⁺ (μg/m³)	Ca²⁺ (μg/m³)	Mg²⁺ (μg/m³)	K⁺ (μg/m³)	Na⁺ (μg/m³)		
1	H26.3/17 17:00	H26.3/18 17:00	7.7	25	5.77	0.57	0.07	2.00	0.12	0.03	0.21	0.22	5.71	×
2	H26.3/18 17:00	H26.3/19 17:00	7.9	20	4.47	0.89	0.48	1.33	0.13	0.11	0.18	0.80	4.27	×
3	H26.3/19 17:00	H26.3/20 17:00	7.8	15	2.44	0.68	0.09	0.88	0.01	0.03	0.07	0.24	2.38	×
非飛来日平均値					20	4.23	0.71	0.21	1.40	0.09	0.06	0.16	0.42	4.12

表7-3 2段階粒径別の調査結果（粗大粒子側 粒径 $2.5\mu\text{m}$ 超）

No	採取開始日時	採取終了日時	吸引量 (20°C 1013hPa) (m³)	粉じん濃度 (μg/m³)	陰イオン			陽イオン				nss-SO₄²⁻ (μg/m³)	黄砂飛来	
					SO₄²⁻ (μg/m³)	NO₃⁻ (μg/m³)	Cl⁻ (μg/m³)	NH₄⁺ (μg/m³)	Ca²⁺ (μg/m³)	Mg²⁺ (μg/m³)	K⁺ (μg/m³)	Na⁺ (μg/m³)		
1	H26.3/17 17:00	H26.3/18 17:00	7.7	38	0.41	1.37	0.20	0.08	0.33	0.06	0.03	0.25	0.35	×
2	H26.3/18 17:00	H26.3/19 17:00	7.9	18	0.79	0.71	3.37	0.09	0.15	0.24	0.06	2.11	0.26	×
3	H26.3/19 17:00	H26.3/20 17:00	7.8	4	0.20	0.35	0.51	0.05	0.05	0.05	0.02	0.35	0.11	×
非飛来日平均値					20	0.47	0.81	1.36	0.07	0.18	0.12	0.04	0.90	0.24

注) 黄砂飛来欄の×印は、採取期間中金沢地方気象台で黄砂が観測されなかった日であることを示す。

## 5 まとめ

「黄砂解明実態調査報告書」環境省（平成21年3月）では、「多くの調査地点で、黄砂は粒径 $4\mu\text{m}$ 付近に代表粒径があり、西日本の方が飛来黄砂の粒径が大きくなる場合も見受けられた」とされているが、これまで、本調査では、黄砂飛来日は、粒径 $2.5\mu\text{m}$ で分級して捕集した微小粒子側と粗大粒子側のどちらが高いとはいはず、また、人為起源と考えられる硝酸イオンは黄砂飛来日で高く、非飛来日で低くなる傾向を示している。

なお、同報告書では「黄砂への大気汚染成分の付着状況は一様ではなく、調査地点までの到達時間や、中国の経済圏を通過するなどの発生から飛来までの経路、前線をともなう気団による輸送時の混合などによって異なる」と記載されているため、本県においても継続的な監視によって黄砂の状況を把握していく。

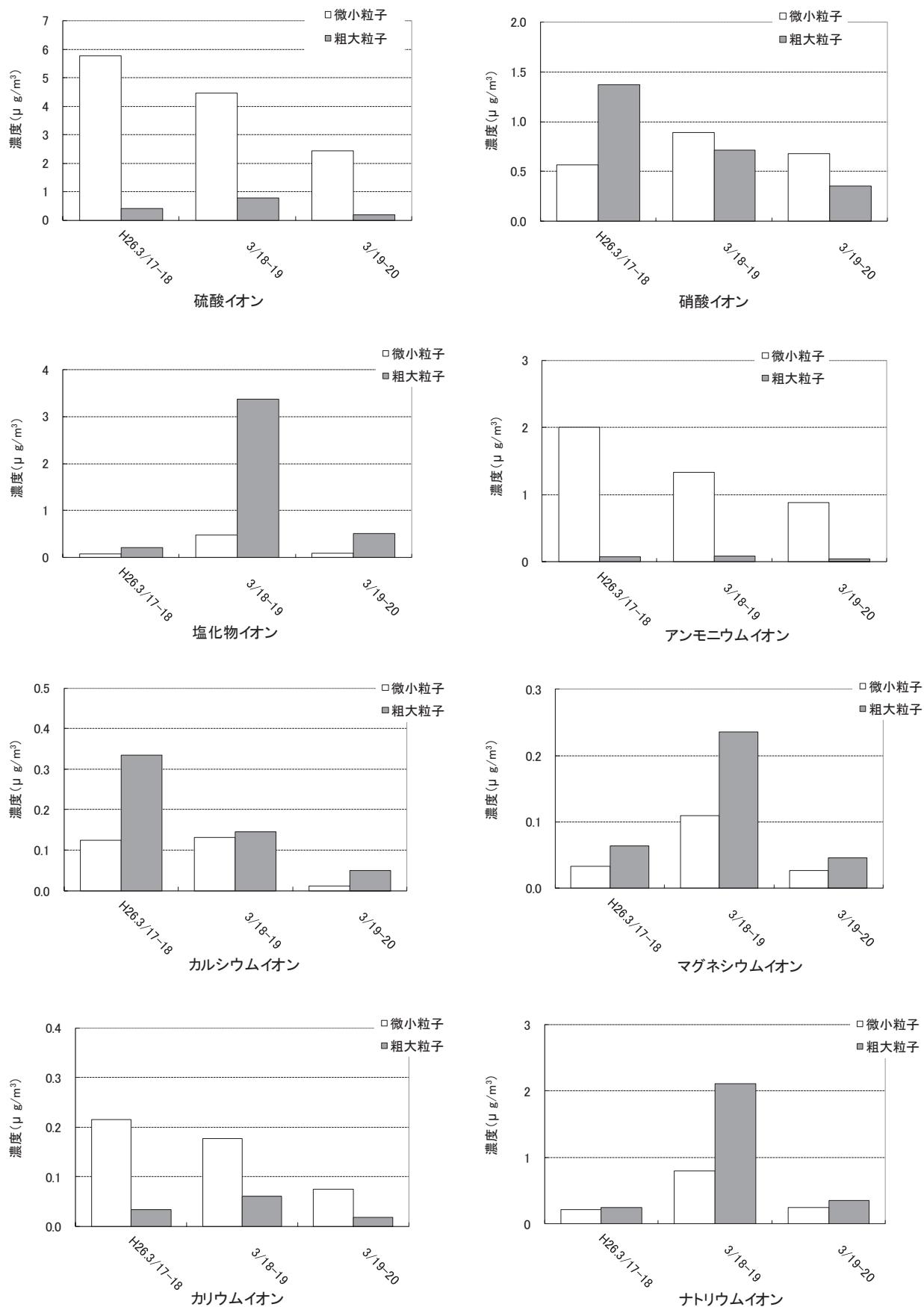


図 7-4 粒径別イオン濃度



## 參考資料



## 環境大気測定結果に係る凡例

- 1 市町欄は、市及び町について〇〇市、〇〇町のように市、町を付記している。
- 2 用途地域とは都市計画法第8条に定める地域の用途区分であって、「住」、「商」等の略名は次のことを意味する。

住	: 「第1種低層住居専用地域」「第2種低層住居専用地域」「第1種中高層住居専用地域」「第2種中高層住居専用地域」「第1種住居地域」「第2種住居地域」及び「準住居地域」 (旧「第1種住居専用地域」「第2種住居専用地域」及び「住居地域」)
商	: 「近隣商業地域」「商業地域」
準工	: 「準工業地域」
工	: 「工業地域」
工専	: 「工業専用地域」
風致	: 「風致地区」
臨港	: 「臨港地区」
未	: 未指定又は無指定地域
- 3 用途地域が工業専用地域、臨港地区の場合及び通常、住居の居住が考えられない場所にある測定局について※印をつけ、環境基準の定められている物質については環境基準の適用外とした。
- 4 経年変化のなかで測定値を（）で囲んだものは、測定時間が6,000時間に満たない又は有効測定日数が250日に満たない測定局のデータを示す。
- 5 環境基準に関する事項の記載は下記によっている。
  - (1) 有効測定日数  
1日20時間以上1時間値が測定された日数をいう。
  - (2) 1日平均値の2%除外値  
年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値で、除外する日数は少数点以下を四捨五入した日数である。
  - (3) 1日平均値の年間98%値  
年間にわたる1日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものである。なお、低い方から98%に当たる測定日は、小数点以下は四捨五入して算出する。
  - (4) 環境基準の長期的評価による1日平均値〇〇ppmを超えた日数：  
1日平均値の高い方から2%の範囲にある1日平均値を除外した後の1日平均値が0.04ppm(二酸化硫黄の場合)を超えた日数である。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外していない。
  - (5) 98%値評価による1日平均値0.06ppmを超えた日数  
1年間の1日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ0.06ppmを超えた日数である。
  - (6) 年平均値の前年度から見た増減状況  
前年度から見た増減状況が二酸化硫黄及び二酸化窒素において0.002ppm、一酸化炭素において0.2ppm、浮遊粒子状物質において0.002mg/m<sup>3</sup>若しくは微小粒子状物質において2μg/m<sup>3</sup>以下の場合を「横ばい」とする。  
同様に二酸化硫黄及び二酸化窒素において0.003～0.004ppm、一酸化炭素において0.3～0.4ppm、浮遊粒子状物質において0.003～0.004mg/m<sup>3</sup>若しくは微小粒子状物質において3～4μg/m<sup>3</sup>以内の場合を「やや増加」又は「やや減少」とする。  
また、二酸化硫黄及び二酸化窒素において0.005ppm、一酸化炭素において0.5ppm、浮遊粒子状物

質において  $0.005\text{mg}/\text{m}^3$  若しくは微小粒子状物質において  $5\mu\text{g}/\text{m}^3$  以上の場合を「増加」又は「減少」とする。

## 6 窒素酸化物

(1) 窒素酸化物の「 $\text{NO} + \text{NO}_2$ 」は  $\text{NO}$  及び  $\text{NO}_2$  が同時刻に測定された 1 時間値の算術加算値である。いずれか一方が欠測等の場合には欠測扱いとした。

(2) 月間値 ( $\text{NO}_2 / (\text{NO} + \text{NO}_2)$ )

月間にわたる  $\text{NO}$ 、 $\text{NO}_2$  測定のうち、 $\text{NO}$  と  $\text{NO}_2$  とを同時に測定している時間のみについて、 $\text{NO} + \text{NO}_2$  濃度が 0 (ゼロ) の場合でも欠測扱いとはしていない。

年間値についても月間値と同様の計算による。

(計算式)

$$\text{月(年)間値 } (\text{NO}_2 / (\text{NO} + \text{NO}_2)) = \frac{\text{NOが同時測定されている時間のNO}_2 \text{濃度の}}{\text{月(年)間にわたる総和}} \\ \frac{\text{NO及びNO}_2 \text{が同時測定されている時間のNO+NO}_2 \text{濃度の月(年)間にわたる総和}}{\text{NO+NO}_2 \text{濃度の月(年)間にわたる総和}}$$

## 7 光化学オキシダント

従来光化学オキシダントは、1 日のすべての時間帯についてデータの整理を行ってきたが、49 年度から昼間について、データの整理を行うこととし、また平均値(年、月、日)に関するデータをとることをやめ、一定の 1 時間値( $0.06\text{ppm}$ ,  $0.12\text{ ppm}$ )を超えた時間数、日数についてデータの整理を行うこととした。表の注解を以下に記す。

- (1) 昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯をいう。したがって 1 時間値は 6 時から 20 時まで得されることになる
- (2) 昼間測定日数とは 5 時から 20 時までの間に測定が行われた日の総和をいう。
- (3) 昼間測定時間とは 5 時から 20 時までの間に測定した時間の総和をいう。
- (4) 「 $0.06\text{ppm}$  を超えた」とは  $0.06\text{ppm}$  を含まない。
- (5) 「 $0.12\text{ppm}$  以上」とは  $0.12\text{ppm}$  を含む。

## 8 非メタン炭化水素

(1) 1 時間値は 75% 以上(1 時間当たり 6 回の測定を行う測定機にあたっては 5 回以上)の測定がなされた場合有効とする。

(2) 6~9 時における月(年)平均値は次式により算出している。

(計算式)

$$\text{6~9 時における月(年)平均値} = \frac{6\sim9 \text{ 時に測定された全測定値の総和}}{6\sim9 \text{ 時に測定された全測定時間数}}$$

この場合は後述の(4)の「6~9 時 3 時間平均値」と異なり、6~9 時に測定された全測定値を用いる。

(3) 6~9 時測定日数とは、午前 6 時から 9 時までの 3 時間がすべて測定された日の総和をいう。

(4) 6~9 時 3 時間平均値とは、午前 6 時から 9 時までの 1 時間値 3 個、即ち、午前 7 時、8 時、9 時の 3 個の 1 時間値の算術平均値をいう。この場合、当該時間帯の 3 個の 1 時間値のうち、1 個でも欠測のある場合は、3 時間平均値も欠測とし評価の対象としない。

## 9 一酸化炭素

8 時間値の算出方法は、固定平均値とする。すなわち「8 時間平均値」とは、0 時~8 時、8 時~16 時、16 時~24 時の 1 日 3 回の時間帯に区分される。

なお、平均値を算出するに当たって、8 時間平均値を求める場合には、6 時以上測定された場合を有効とし、この場合の平均値は測定された和を測定された時間数で除したものである。

## 10 微小粒子状物質

微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行う。

- (1) 微小粒子状物質に係る「1日平均値」は、0時から24時まで測定した値をいう。
- (2) 微小粒子状物質に係る「1年平均値」は、1年間にわたる1日平均値の総和を測定日数で除した値をいう。

# 1 大気の汚染に係る環境基準について

昭和48年5月8日  
環境庁告示第二十五号

改正 昭48環告35・昭53環告38・昭56環告47・平8環告73

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条の規定に基づく大気の汚染に係る環境基準について次のとおり告示し、「浮遊粒子状物質に係る環境基準について」(昭和47年1月環境庁告示第1号)は、廃止する。

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

## 第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確には握することができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

## 第2 達成期間

- 1 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。
- 2 二酸化いおうに係る環境基準は、維持されまたは原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。

## 別表

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
備考	1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。			

## 2 二酸化窒素に係る環境基準について

昭和 53 年 7 月 11 日  
環境庁告示第三十八号

改正 平8環告74

公害対策基本法(昭和 42 年法律第 132 号) 第 9 条の規定に基づく大気の汚染に係る環境上の条件のうち、二酸化窒素に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の規定による二酸化窒素に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間等は、次のとおりとする。

### 第 1 環境基準

- 1 二酸化窒素に係る環境基準は、次のとおりとする。  
1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
- 2 1 の環境基準は、二酸化窒素による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1 の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

### 第 2 達成期間等

- 1 1 時間値の 1 日平均値が 0.06ppm を超える地域にあっては、1 時間値の 1 日平均値 0.06ppm が達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として 7 年以内とする。
- 2 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 3 環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。

### 3 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について

平成 9 年 2 月 4 日  
環 境 序 告 示 第 四 号

改正 平13環告30

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条の規定に基づく大気の汚染に係る環境上の条件のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第 16 条第 1 項の規定によるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン(以下「ベンゼン等」という。)による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間は、次のとおりとする。

#### 第 1 環境基準

- 1 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1 の環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1 の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

#### 第 2 達成期間

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

#### 別表

物 質	環境上の条件	測 定 方 法
ベンゼン	1 年平均値が $0.003 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が $0.2 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
テトラクロロエチレン	1 年平均値が $0.2 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
ジクロロメタン	1 年平均値が $0.15 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法

#### 4 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について

平成 21 年 9 月 9 日  
環境省告示第三十三号

環境基本法第 16 条第 1 項の規定による微小粒子状物質による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

##### 第 1 環境基準

- 1 微小粒子状物質に係る環境基準は、次のとおりとする。  
1 年平均値が  $15 \mu g / m^3$  以下であり、かつ、1 日平均値が  $35 \mu g / m^3$  以下であること。
- 2 1 の環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1 の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が  $2.5 \mu m$  の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

##### 第 2 達成期間

微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され又は早期達成に努めるものとする。

#### 5 大気汚染防止法

(地方公共団体の施策)

- 第 18 条の 24 地方公共団体は、その区域に係る有害大気汚染物質による大気の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めなければならない。
- 2 地方公共団体は、事業者に対し、第十八条の二十二の措置を講ずることを促進するために必要な情報の提供を行うように努めるとともに、住民に対し、有害大気汚染物質による大気の汚染の防止に関する知識の普及を図るように努めなければならない。

(自動車排出ガスの濃度の測定)

- 第 20 条 都道府県知事は、交差点等があるため自動車の交通が渋滞することにより自動車排出ガスによる大気の著しい汚染が生じ、又は生ずるおそれがある道路の部分及びその周辺の区域について、大気中の自動車排出ガスの濃度の測定を行なうものとする。

(常時監視)

- 第 22 条 都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。

### (緊急時の措置)

第 23 条 都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者、揮発性有機化合物を排出し、若しくは飛散させる者又は自動車の使用者若しくは運転者であって、当該大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、ばい煙の排出量若しくは揮発性有機化合物の排出量若しくは飛散の量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。

2 都道府県知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙又は揮発性有機化合物に起因する場合にあっては、環境省令で定めるところにより、ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、ばい煙量若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度の減少、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命じ、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあっては、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

### (公表)

第 24 条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気の汚染の状況を公表しなければならない。

### 大気汚染防止法施行令（緊急時）

第 11 条 法第 23 条第 1 項の政令で定める場合は、別表第 5 の上欄に掲げる物質について、それぞれ、同表の中欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。

2 法第 23 条第 2 項の政令で定める場合は、別表第 5 の上欄に掲げる物質について、それぞれ、同表の下欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。

別表第 5

硫黄酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	二酸化窒素	オキシダント
1 大気中における含有率の 1 時間値（次項を除き、以下単に「1 時間値」という。）100 万分の 0.2 以上である大気の汚染の状態が 3 時間継続した場合	大気中における量の大気中における量の 1 時間値が 1 立方メートルにつき、2.0 ミリグラム以上である大気の汚染の状態	1 時間値 100 万分の 30 以上である大気の汚染の状態になった場合	1 時間値 100 万分の 0.5 以上である大気の汚染の状態になった場合	1 時間値 100 万分の 0.12 以上である大気の汚染の状態になった場合
2 1 時間値 100 万分の 0.3 以上である大気の汚染の状態が 2 時間継続した場合	が 2 時間継続した場合			
3 1 時間値 100 万分の 0.5 以上である大気の汚染の状態になった場合				
4 1 時間値の 48 時間平均値 100 万分の 0.15 以上である大気の汚染の状態になった場合				
1 1 時間値 100 万分の 0.5 以上である大気の汚染の状態が 3 時間継続した場合	大気中における量の大気中における量の 1 時間値が 1 立方メートルにつき、3.0 ミリグラム以上である大気の汚染の状態	1 時間値 100 万分の 50 以上である大気の汚染の状態になった場合	1 時間値 100 万分の 0.4 以上である大気の汚染の状態になった場合	1 時間値 100 万分の 0.4 以上である大気の汚染の状態になった場合
2 1 時間値 100 万分の 0.7 以上である大気の汚染の状態が 2 時間継続した場合	大気の汚染の状態が 3 時間継続した場合			
備 考 この表に規定する 1 時間値の算定に関し必要な事項並びに浮遊粒子状物質及びオキシダントの範囲は、環境省令で定める。				

## 6 大気汚染に係る環境基準について（通達）

環大企第143号  
昭和48年6月12日  
環境庁大気保全局長

大気汚染に係る環境基準については、これまでに、硫黄酸化物、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質についての環境基準がそれぞれ設定されていたところであるが、現下の大気汚染の状況から、硫黄酸化物、窒素酸化物及び光化学オキシダントの対策の徹底が緊急の課題となっていることにかんがみ、中央公害対策審議会からの答申（昭和48年4月26日）にそって、二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準の設定を行い、従来の一酸化炭素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準と合わせて、今般「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）として告示するとともに、硫黄酸化物に係る環境基準の改定を行い、二酸化硫黄について、同月16日環境庁告示第35号（前記環境庁告示第25号の一部改正）により告示した。

今般告示された大気汚染に係る環境基準は、公害対策基本法第9条第1項の規定に基づき、大気汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準を定めたものであり、大気汚染防止に関する施策について、大気汚染が進行している地域にあっては、汚染の改善の目標となり、大気汚染が進行していない地域にあっては、汚染の未然防止の指針となるべきものである。

上記の趣旨にかんがみ、政府においては、同法同条第4項の規定により、本環境基準が確保されるよう万全の努力を払うこととしているが、貴職におかれても本環境基準の維持達成が図られるよう格段の努力をお願いする。

とくに、今般、改定又は新たに設定された二酸化硫黄、二酸化窒素及び光化学オキシダント（以下「二酸化硫黄等」という。）に係る環境基準については、現下のエネルギー情勢、防除技術の開発の状況等にかんがみ、その維持達成には相当の困難が伴うものと考えられるので、施策を進めるにあたっては、本職はもとより関係行政機関と連絡を密にするとともに、以下の事項に十分御留意のうえ、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

### 第1 二酸化硫黄等に係る環境基準について

#### 1 二酸化硫黄等に係る環境上の条件について

二酸化硫黄等に係る環境基準として定められた環境上の条件は、WHO（世界保健機関）の大気の質に関する指針のレベル1（ある値、又はそれ以下の値ならば現在の知識では、直接的にも間接的に影響が観察されない濃度と暴露時間の組合せ）に相当するものとして、今までに得られた知見に基づき、次のような各物質ごとの人への影響の特性を考慮し、わが国における大気汚染の実態等をふまえて、二酸化硫黄等による大気汚染が人の健康に好ましからざる影響を与えることのないよう、十分安全を見込んで設定されたものである。

ア 二酸化硫黄は、呼吸器系器官に対して長期的影響及び短期的影響を及ぼすこと、ならびにそれが浮遊粒子状物質や窒素酸化物と共に存することによりその影響が強められること。

イ 二酸化窒素は、肺深部に容易に到達して肺及び他の臓器に悪影響を及ぼすなど、それ自体としての長期的な影響は二酸化硫黄に比較して強く、それが二酸化硫黄、あるいは浮遊粒子状物質と共に存することによりその影響が強められること。

ウ 光化学オキシダントは、眼に対する刺激あるいは呼吸器系器官への短期的な影響を与えること。

このような二酸化硫黄等に係る環境上の条件は、いずれも人の健康を保護するうえで、十分安全を見込んで定められたものであり、とくに二酸化硫黄及び二酸化窒素については、それらによる大気汚染の人への長期的な影響を防止することを目的として、厳しい水準に環境上の条件を定めたものであるので、これらの環境上の条件を若干超える測定値が得られた場合においても、直ちにそれが人の健康被害をもたらすものでないことに留意されたい。

#### 2 二酸化硫黄等の測定について

二酸化硫黄等について、適正な測定結果を得ることは、これらの汚染物質による汚染の現状の把握のみならず、その傾向の把握、その影響の判定及び防止対策の樹立とその効果の評価等今後の大気汚染防止行政を推進するうえで重要なことであるので、測定場所の選定、測定方法の採用等にあ

たっては、以下の事項に十分配意するとともに、測定器の適正な維持、管理に努められたい。

### (1) 測定場所

二酸化硫黄等の測定は、原則としてそれらの汚染物質による地域における大気汚染の状態を的確に把握することが可能な場所で行われるべきであるが、必要に応じて局地的な汚染状態の把握にも努めるべきである。

試料空気の採取は、人が通常生活し呼吸する面の高さで行われるべきであり、原則として地上1.5m以上 10m以下の高さにおいて行うものとするが、高層集合住居等地上 10m以上の高さにおいて人が多数生活している実態がある場合には、試料空気を採取する高さは適宜その実態に応じて選択すべきものとする。

### (2) 測定方法

二酸化硫黄等の測定方法はそれぞれ以下のとおりとする。なお、以下に示す測定方法と同等の結果が得られる他の方法を用いてもさしつかえない。

#### ア 二酸化硫黄の測定方法

二酸化硫黄濃度の測定は、過酸化水素水溶液を用いる導電率法により行うものとする。

なお、本測定方法においては、試料空気採取部にフィルターを使用することにより、試料空気中の硫酸ミストその他の浮遊粒子状物質を除去するものとする。

#### イ 二酸化窒素の測定方法

二酸化窒素濃度の測定は、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法により行うものとする。

この場合、二酸化窒素の亜硝酸イオンへの転換係数(ザルツマン係数)は0.72<sup>注)</sup>とする。

#### ウ 光化学オキシダントの測定方法

光化学オキシダント濃度の測定は、中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法もしくは電量法により行うものとする。本測定方法においては、オキシダント測定値を二酸化窒素濃度について補正するものとする。また、本測定方法においては、二酸化硫黄等の還元性物質の影響を受けるので、その妨害を除去するため、三酸化クロム含浸ろ紙(スクラバー)を使用するものとするが、この場合大気中の一酸化窒素が二酸化窒素に酸化され、光化学オキシダント測定値に影響するので、一酸化窒素濃度についても補正するものとする。

以上の二酸化窒素濃度及び一酸化窒素濃度についての補正方法については、おって通知するのでそれに従って補正を行うようお願ひする。

### (3) その他

ア 二酸化硫黄等の測定は連続測定を行うことが望ましく、また、測定結果の整理にあたっては、1時間を単位として整理するものとする。ただし、二酸化窒素については1日(24時間)を単位として測定結果を整理することとしてさしつかえない。

イ 測定装置の目盛範囲は大気中の二酸化硫黄等の濃度により適宜選択するものとする。

ウ 光化学オキシダントの測定値は前述のとおり二酸化窒素及び一酸化窒素についての補正を行う必要があるので、光化学オキシダントの測定場所で二酸化窒素及び一酸化窒素の測定を行うものとする。

## 3 環境基準による大気汚染の評価について

### (1) 短期的評価

二酸化硫黄等の大気汚染の状態を環境基準にてらして短期的に評価する場合は、環境基準が1時間値又は1時間値の1日平均値についての条件として定められているので、前記測定方法により連続して又は臨時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間についてその評価を行うものとする。

この場合、地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動等にてらし、異常と思われる測定値が得られた際においては、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等について慎重に検討を加え、当該測定値が測定器に起因する場合等地域大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合には、当然評価対象としないものとする。

なお、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測(上記の評価対象としない測定値を含む)が1日(24時間)のうち4時間をこえる場合には、評価対象としないものとする。

注) 昭和53年7月に0.84に改定された。

## (2) 長期的評価

本環境基準による評価は、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を適確に判断するうえから、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことが必要であるが、現在の測定体制においては測定精度に限界があること、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を実施されるようにされたい。

長期的評価の方法としては、WHO の考え方をも参考に、二酸化硫黄又は二酸化窒素に係る年間にわたる 1 日平均値である測定値(前記の評価対象としない測定値は除く)につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるもの(365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値)を除外して評価を行うものとする。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から 1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。

## 4 環境基準の適用範囲について

二酸化硫黄等に係る環境基準は、人の健康を保護する見地から設定されたものであるので、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 9 条第 8 項に規定する工業専用地域(旧都市計画法(大正 8 年法律第 36 号)による工業専用地区を含む)、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 4 項に規定する臨港地区、道路の車道部分その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所については適用されないものである。

このことは、当該地域、又は場所における大気汚染の改善の目標、あるいは未然防止の指針として、本環境基準を用いないという意味であって、当該地域又は場所における環境大気についてはすべて大気保全行政の対象としない趣旨ではないので念のため申し添える。

## 第 2 二酸化硫黄等に係る環境基準の達成期間及びその達成の方途について

二酸化硫黄等に係る環境基準は、前述のようにきわめてきびしいレベルに設定されていることなどから、これが維持達成は容易ではないと考える。したがって、これが維持達成には、今後着実かつ計画的に大気汚染の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講じていく必要がある。このため告示において物質ごとに環境基準の達成に必要な期間が定められているところであるので、この趣旨を十分留意され、その施策の遂行に遺憾のないようされたい。

### 1 達成期間

- (1) 大気汚染の状態が二酸化硫黄等に係る環境基準を満足している地域にあっては、当該環境基準が維持されるよう努めるものとする。
- (2) 大気汚染の状態が二酸化硫黄等に係る環境基準を超えている地域にあっては、二酸化硫黄及び二酸化窒素については原則として 5 年以内に、光化学オキシダントについてはできるだけ早期に、当該環境基準が達成されるよう努めるものとする。

二酸化窒素については、特に当該環境基準が 5 年以内に達成することが困難な地域については、5 年以内に中間目標を、8 年以内に当該環境基準を達成するものとする。

なお、中間目標を設定する必要がある地域については、当該地域の大気汚染の実態、発生源の状況及びその汚染への寄与、発生源に適用しうる防除技術の状況及び技術開発の見通し等について十分検討を加えたうえで達成の困難性につき、総合的に判断する必要がある。このため、これら地域については、別途関係都道府県知事と本職と協議を行いたいので、該当すると考えられる地域については、汚染の現況、発生源の状況及び今後 5 年間にわたる排出量予測等に関する資料の整備等に努められたい。なお、協議の対象となりうる地域は、おおむね公害防止計画策定又は策定予定地域に該当すると考えられるので、これらの地域のある都道府県におかれでは、公害防止計画の策定又は見直しとも関連することになるので、これらの点との整合性にも十分配意しておかれたいたい。

### 2 達成の方途

二酸化硫黄等に係る環境基準を達成するための方策については、告示においてはとくに示されていないが、政府においては中央公害対策審議会からの答申において環境基準の改定又は設定に伴う課題として示された諸施策を中心に各般にわたる対策を推進していくこととしており、これに関しては関係省庁の協力が必要なので閣議において協力を要請したところである。

貴職におかれても、これら施策を参考に必要な対策の推進に努められたい。

なお、これら施策の具体的な内容、取扱い等については、それぞれ排出規制の実施、低硫黄化計画の策定等に際して別途通知する予定である。

### 第3 その他

#### 1 一酸化窒素、オゾン等の測定

一酸化窒素濃度を把握しておくことは、光化学オキシダントの測定値を補正するためにも、また窒素酸化物による大気汚染の状態を明らかにするためにも必要である。したがって、一酸化窒素濃度についても測定を行うものとする。この場合における測定方法は第1の2の(2)に示した二酸化窒素の測定方法の例によられたい。

また、窒素酸化物濃度について補正した光化学オキシダント濃度の大部分はオゾンによるものと考えられており、光化学反応による大気汚染の実態を明らかにするため、オゾンの測定を直接行うよう努めることが望ましい。オゾンの測定は、エチレンとの反応を利用した化学発光法により行うものとするが、この場合、排気中のエチレンを除去する装置を装着することとし、またエチレンを装入したポンベの取扱いに十分注意するよう配慮されたい。

さらに、光化学オキシダントの発生機構にかんがみ、炭化水素の測定を行うよう努められたい。

#### 2 従来の環境基準の取扱い

硫黄酸化物、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準は、従前、それぞれ「硫黄酸化物に係る環境基準について」(昭和44年2月12日閣議決定)、「一酸化炭素に係る環境基準について」(昭和45年2月20日閣議決定)及び「浮遊粒子状物質に係る環境基準について」(昭和47年1月11日環境庁告示第1号)により設定されていたところであるが、今般大気汚染に係る環境基準として一括して告示されたこと等に伴い、硫黄酸化物に係る環境基準については従前の閣議決定が廃止されて、あらたに閣議了解がなされ、また浮遊粒子状物質に係る環境基準については従前の告示が廃止された。

なお、今回改定が行われなかった一酸化炭素に係る環境基準についての閣議決定は存続しているので念のため申し添える。

おって、今般の告示による一酸化炭素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準は、従前の環境基準の内容を変更したものではなく、一酸化炭素に係る環境基準のうち、環境上の条件及び適用範囲の規定については、他の物質の環境基準の規定に合わせるため若干の修正を行ったものであり、その意味するところは変わっていない。また、浮遊粒子状物質に係る環境基準の測定方法については、「浮遊粒子状物質に係る測定方法について」(昭和47年6月1日環大企第88号本職通知)の趣旨にしたがい誤解のないよう改めたものである。

また、浮遊粒子状物質による大気汚染などのように、その汚染の状況を環境基準にてらして長期的に評価することが必要な場合にあっては、その評価は第1の3の(1)に示した二酸化硫黄及び二酸化窒素に係る長期的評価の例により行うものとする。

## 7 二酸化窒素に係る環境基準の改定について（通達）

環大企第262号  
昭和53年7月17日  
環境庁大気保全局長

標記の件については、昭和53年7月11日付け環大企第252号をもって、環境事務次官より通知したところであるが、環境基準の改定の内容等については、下記第1のとおりである。また、環境基準の維持・達成のため、下記第2のとおり施策を講ずることとしているので、貴職におかれても、この方針にそって、格段の努力をお願いする。

なお、測定方法の一部変更の実施に伴う具体的措置等については、おって通知することとしているので申し添える。

### 記

#### 第1 二酸化窒素に係る環境基準の改定について

##### 1 改定の理由について

- (1) 従来の二酸化窒素に係る環境基準は、昭和47年6月までの限られた科学的知見を基として十分安全性を見込んで、昭和48年5月に設定されたものである。

公害対策基本法第9条第3項は、環境基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない、と限定している。これは、いったん設定された環境基準が不変なものではなく、科学的知見の充実や学問の進歩に応じて適切か否かについて検討を加え、必要と認められる場合には改定されるべき旨を明記したものである。

環境庁長官は、中央公害対策審議会に対しこの数年間に格段に豊かになった二酸化窒素の健康影響に係る内外の科学的知見に基づき、環境基準設定の基礎となる判定条件及び指針について純粹に学問的立場からの検討を依頼することとし、昭和52年3月28日公害対策基本法第9条第3項の趣旨にのっとり、二酸化窒素の人の健康影響に関する判定条件等について諮問した。諮問を受けた審議会は二酸化窒素に係る判定条件等専門委員会を設置して検討し、本年3月22日二酸化窒素の判定条件と指針について環境庁長官に答申した。

- (2) 二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等についての答申（以下「答申」という。）は動物実験、人の志願者における研究、疫学的研究などの二酸化窒素の生体影響に関する内外の最新の科学的知見を収集評価し、地域の人口集団の健康を適切に保護することを考慮して次の値を指針として提案した。

短期暴露については1時間暴露として0.1～0.2ppm。

長期暴露については、種々の汚染物質を含む大気汚染の条件下において二酸化窒素を大気汚染の指標として着目した場合、年平均値として0.02～0.03ppm。

提案された指針は、疾病やその前兆とみなされる影響が見出されないだけでなく、さらにそれ以前の段階である健康な状態からの偏りが見出されない状態に留意したものであり、換言すれば、正常な健康の範囲に保つというものであるで健康の保護について十分な安全性を有するものである。また、短期暴露の指針はこれを1回超えたからといって直ちに影響が現れるというものではないとされている。

- (3) 環境庁は答申を最大限に尊重し、各方面の意見をも慎重に検討、考慮した結果、公害対策基本法第9条第3項の趣旨にのっとり現在の環境基準を改定すべきであると判断したものである。科学的判断に基づいて、環境基準の改定が必要と認められるにもかかわらず、これを改定しないことは、公害対策基本法の定めるところに反するのみならず、今後の窒素酸化物対策について根拠と説得力を失わせ、その推進に大きな支障と混乱を生じさせることとなるものと考えられる。

##### 2 二酸化窒素に係る環境上の条件について

二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下と改定された。

この環境基準は、答申で示された判定条件及び指針が現在の時点における二酸化窒素の人の健康

影響に関する最新・最善の科学的・専門的判断であり、また、それは公害対策基本法第9条第1項に規定する人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい水準を示すものと判断し、答申で提案された幅をもった指針に即して改定されたものである。

環境基準は、従前と同様に1時間値の1日平均値を用いたが、1日平均値の年間98%値と年平均値は高い関連性があり、1日平均値で定められた環境基準0.04～0.06ppmは年平均値0.02～0.03ppmにおおむね相当するものであるとともに、この環境基準を維持した場合は、短期の指針として示された1時間値0.1～0.2ppmをも高い確率で確保することができるものである。

答申で示された指針は疾病やその前兆だけでなく、それより程度の高い健康を人口集団について保護しうるものとして合意されたものであり、十分安全性が考慮されていること、昭和47年当時懸念された二酸化窒素の発がん性等のおそれがこれまでの知見では認められていないこと、疫学的調査の健康影響指標に用いた持続性せき・たんの有症率は、医学的判断に基づく呼吸器系疾患の患者に係わる有症率とは異なるほか、環境大気中の二酸化窒素のみの特異的影響ではないことなどの理由から、これ以上に安全性を見込む必要はないとの判断した。新環境基準は国民の健康を十分保護し得るものであり、環境基準の改定によって国民の健康保護に問題の生ずるおそれではなく、これを超えたからといって直ちに疾病又はそれにつながる影響が現れるものではない。

### 3 環境基準による大気汚染の評価及び適用範囲について

#### (1) 環境基準による大気汚染の評価について

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間ににおける二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の年間98%値」と呼ぶ。)が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合環境基準が達成されていないものと評価する。

ただし、1日平均値の年間98%値の算定に当たっては、1時間値の欠測(地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動等にてらし異常と思われる1時間値が得られた際ににおいて、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等についての検討の結果、当該1時間値が測定器に起因する場合等地域大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合を含む)が4時間を超える測定日の1日平均値は、用いないものとする。

また、年間ににおける二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。

#### (2) 適用範囲

二酸化窒素に係る環境基準は、人の健康を保護する見地から設定されたものであるので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第8項に規定する工業専用地域(旧都市計画法(大正8年法律第36号)による工業専用地区を含む。)、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第4項に規定する臨港地区、道路の車道部分その他原野、火山地帯等一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されないものである。なお、道路沿道のうち、一般公衆が通常生活している地域又は場所については、環境基準が適用されるので念のため申し添える。

### 4 測定方法等について

二酸化窒素の環境基準による評価に用いる測定方法は、従来と同様、ザルツマン試薬を用いる吸光度法によることとされているが、より正確な測定を行うために二酸化窒素の亜硝酸イオンへの転換係数(以下「ザルツマン係数」という)を変更する必要があるので、これを従来の0.72から0.84に改定する。

ザルツマン係数の改定に伴い、従来の方法で測定された二酸化窒素の測定値については補正する必要があるので、53年度の測定値として本職に報告される年報等の公式統計の公表に当たっては、補正された測定値を用いることとされたい。

貴職におかれでは、これまで、測定局の設置、保守管理等、測定値の精度向上に努められてきたところであるが、今後とも、その一層の努力をお願いする。

### 5 達成期間等について

#### (1) 新環境基準の維持達成に当たっては、それがゾーンで示されたことにかんがみ、現在の二酸化窒素の濃度の水準によって1日平均値が0.06ppmを超える地域と1日平均値が0.04から0.06ppmまでのゾーン内にある地域とに地域を区分し、それぞれの地域において、次のように環境基準の

達成又は維持に努めるものとされた。

まず、1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、当該地域のすべての測定局において0.06ppmが達成されるよう努めるものとする。

次に、1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、都市化・工業化にあまり変化がみられない場合は現状程度の水準を維持し、都市化・工業化が進む場合はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。このことは、安易に0.06ppmまで濃度を上昇させてもよいと解されてはならないし、現実的に可能な無理のない範囲内の努力により現状の水準をゾーン内において改善することを否定するものではない。

なお、1日平均値が0.04ppm以下の地域にあっては、原則として0.04ppmを大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい。

新環境基準の達成期間は、改定の時点から原則として7年以内すなわち昭和60年までとした。これは、0.06ppmを超えるすべての地域について、0.06ppmを達成するには3年から5年という短期の間では不可能であること、これまでの固定発生源及び移動発生源に対する規制の効果が顕著に現れるのは昭和50年代の後半であること、0.06ppmを超える地域に係る総量規制を実施するには、事前の調査及び適用までの猶予期間等が必要であるので50年代の後半にならざるを得ないことなどによるものである。

- (2) 前記(1)に示す地域については、大気汚染防止法施行令別表第3に規定する地域の区分を参考に、ザルツマン係数改定後の52年度における1日平均値の年間98%値について、一般環境大気測定局のうち上位3局の平均値が0.06ppmを超えるか又は0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にあるかによって判定することを基本的考え方とし、更に次に例示するような地域の個別具体的事情に即して十分検討を加え、総合的に判断することとする。
- ア 特に地域の一部を除外し、又は補充する必要がある場合
  - イ 測定局が特定発生源による局所的影響を大きく受けている場合
  - ウ 52年度の測定値が地域産業の生産動向等にてらし特異的であるため、他の年度の測定値もあわせて考慮する必要がある場合
- これらの地域の判定については、本職が別途関係都道府県知事と協議を行うこととしているので、了知されたい。

## 第2 環境基準の維持・達成の方途等について

### 1 環境基準の維持・達成の方途

今後、環境基準の維持・達成を図るため、特に次のような窒素酸化物対策を推進することとしている。

#### (1) 固定発生源に対する排出規制

固定発生源については、次の諸点に配慮して、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。)第3条第1項に基づく全国一律の排出規制を進めるとともに、これまでの規制の効果も見つつ、環境基準を達成していない地域及び環境基準を維持することが困難な地域については、汚染の構造、規制の効果等を踏まえ、必要に応じ法第4条第1項に基づく上乗せ規制、法第5条の2に基づく総量規制等の対策を検討し、所要の措置を講ずるものとする。

- ア 硫黄酸化物、ばいじん等の対策との整合性を図りつつ、必要に応じ広域的観点にも配慮し、総合的な大気汚染対策の推進に資すること。

- イ 窒素酸化物防除技術の開発を促進しつつ、その進展に応じ対策を進めること。

- ウ 対策の実施に必要な設備、エネルギー、資源、用地の状況等を勘案し、効率的な実施を図ること。

なお、特に、既設施設に対し排煙脱硝を含む厳しい上乗せ規制を実施することについては、施設用地の状況や今後のばいじん等の対策との整合性等について十分検討し、慎重に対処されたい。

おって、総量規制については、本職から別途関係都道府県知事と協議を行いたいので、了知されたい。

(2) 自動車排出ガス規制

乗用車については世界で最も厳しい 53 年度規制が実施され、またバス、トラック等については 52 年 12 月 26 日の中央公害対策審議会答申で示された第 1 段階の目標値を 54 年規制として告示したところである。

更に、バス、トラック等については、引き続き自動車排出ガス低減技術の開発状況を促進しつつ、その進展に応じて、今後数年後、遅くとも 50 年代中に上記答申で示された第 2 段階の規制を実施することとしている。

2 その他

- (1) 光化学大気汚染対策については、その原因物質である二酸化窒素と炭化水素の両者について、必要に応じ広域的観点に配慮し、今後とも対策を進めていく方針である。
- (2) 貴県(市)において締結している公害防止協定については、今回の環境基準改定の理由を正しく理解され、適切に対応するよう配慮されたい。
- (3) なお、公害健康被害補償法に基づく第 1 種地域については、今後も認定患者及び住民の不安を招来することのないよう特に留意しつつ、環境基準のゾーン内において対策の推進に当たられたい。

## 8 大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準

環管大第177号、環管自第75号

平成13年5月21日

改正 平成17年6月29日管環管大発第050629001号、環管自発第050629001号  
平成19年3月29日環水大大発第070329002号、環水大自発第070329002号  
平成22年3月31日環水大大発第100331001号、環水大自発第100331002号  
平成23年7月1日環水大大発第110701001号、環水大自発第110701001号  
平成25年8月30日環水大大発第1308303号、環水大自発1308301号

### 目次

#### I 大気汚染状況の常時監視の目的

#### II 室素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視

##### 1. 測定対象

##### 2. 測定局の数及び配置

###### (1) 測定局数

###### (2) 測定局の配置

###### (3) 測定局の見直し

##### 3. 測定頻度

##### 4. 試料採取口の高さ

##### 5. 測定方法

##### 6. 測定値の取扱い及び評価

###### (1) 評価の対象としない測定値等

###### (2) 常時監視結果の評価

##### 7. 精度管理及び保守管理

##### 8. 結果の報告

#### III 微小粒子状物質に係る常時監視

##### 1. 測定対象

##### 2. 測定局の数及び配置

###### (1) 測定局数

###### (2) 測定局の配置

###### (3) 段階的整備

##### 3. 測定頻度

##### 4. 試料採取口の高さ

##### 5. 試料採取口の設置条件

##### 6. 測定方法

##### 7. 測定値の取扱い及び評価

###### (1) 評価の対象としない測定値等

###### (2) 常時監視結果の評価

##### 8. 成分分析

###### (1) 目的

###### (2) 実施体制

##### 9. 精度管理及び保守管理

##### 10. 結果の報告

#### IV 有害大気汚染物質に係る常時監視

##### 1. 測定対象

##### 2. 測定地点の数及び選定

###### (1) 測定地点数

###### (2) 測定地点の選定

- (3) 測定地点の見直し
  - (4) 既存の測定局の活用
3. 測定頻度等
  4. 試料採取口の高さ
  5. 測定方法
  6. 測定値の取扱い及び評価
    - (1) 評価の対象としない測定値
    - (2) 年平均値の算出
    - (3) 異常値の取扱い
  7. 精度管理及び保守管理
  8. 結果の報告

#### 附則

### I 大気汚染状況の常時監視の目的

都道府県等において継続的に大気汚染に係る測定を実施することにより、地域における大気汚染状況、発生源の状況及び高濃度地域の把握、汚染防止対策の効果の把握等を行うとともに、全国的な汚染動向、汚染に係る経年変化等を把握し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全のための大気汚染防止対策の基礎資料とすることを目的とする。

### II 室素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視

#### 1. 測定対象

主として、室素酸化物、粒子状物質その他の大気汚染防止法に基づく規制がなされている物質に関して大気汚染状況を把握するため、環境基準が設定されている以下に掲げる物質について測定を実施する。

二酸化硫黄

一酸化炭素

浮遊粒子状物質

光化学オキシダント

二酸化窒素

また、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントについての大気汚染状況を適切に評価するため、その生成の原因となる非メタン炭化水素についても測定を実施する。

ただし、これらの物質の一部のみを測定項目として選定する測定局にあっては、当該測定局周辺における発生源からの排出の状況、各物質の環境濃度の状況その他の当該測定局及び当該地域に係る実状を踏まえ、各物質の測定の必要性及び優先度合いを十分考慮し、測定項目を選定するものとする。

さらに、上記に掲げる物質についての大気汚染状況を適切に評価するため、一酸化窒素並びに風向及び風速等の気象要素についても測定を実施するよう努めるものとする。

#### 2. 測定局の数及び配置

##### (1) 測定局数

上記1. の測定対象に係る大気汚染状況を常時監視するための測定設備が設置されている施設を測定局という。都道府県は、政令市と協議の上、当該都道府県における測定項目ごとの望ましい測定局数の水準を決定するものとする。望ましい測定局数の水準は、以下のアに規定する全国的視点から必要な測定局数に、以下のイに規定する地域的視点から必要な測定局数を加えて算定する。

注) 望ましい測定局数の水準は、大気汚染による人の健康の保護及び生活環境の保全の見地から定めるものであることから、車道局など、人が通常生活していない地域又は場所に配置され、環境基準の達成状況の判断に使用されない測定局の数は含まないものとする。また、地域全体の大気汚染状況を把握するための数を示すものであることから、以下のような特殊な目的を有する測定局の数

も含まないものとする。

- ・特定発生源による突発的かつ高濃度の汚染の把握

#### ア 全国的視点から必要な測定局数の算定

##### ① 人口及び可住地面積による算定

大気汚染物質に係る環境基準又は指針値等（以下「環境基準等」という。）は、人の健康の保護の見地から設定されたものである。したがって、大気汚染物質の人への曝露の指標となる以下の人口基準及び可住地面積（総面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いたもの。）基準で算定された都道府県ごとの測定局数のうち、数の少ない方を都道府県ごとの基本的な測定局数とする。

(a) 人口 75,000 人当たり 1 つの測定局を設置する。

(b) 可住地面積 25 km<sup>2</sup> 当たり 1 つの測定局を設置する。

なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。

##### ② 環境濃度レベルに対応した測定局数の調整

都道府県の測定局のうち、過去 3 年程度の間において、測定項目ごとに環境基準等の評価指標で最高値を示した測定局の当該最高値を以下のように区分し、「高」に該当する測定局を有する都道府県にあっては①で算定された数を、「中」に該当する測定局を有する都道府県にあっては①で算定された数の概ね 1/2 の数を、「低」に該当する測定局を有する都道府県にあっては①で算定された数の概ね 1/3 の数を測定項目ごとの測定局数とする。

「高」：環境基準等を未達成又は達成しているが、基準値の 7 割を超える。

「中」：環境基準等を達成しているが、基準値の 3 割を超え、かつ、7 割以下。

「低」：環境基準等を達成し、かつ、基準値の 3 割以下。

なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに上記の環境濃度レベルに対応した測定局数の調整を行うこともできることとする。

注）調整の結果により、測定局の移設、統廃合又は廃止を行う場合は、測定データの継続性の確保、地域の代表性を考慮した効率的な測定等に留意することとする。

##### ③ 測定項目の特性に対応した測定局数の調整

###### (a) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び二酸化窒素

①及び②で算定された数を測定局数とする。

ただし、自動車 NOx・PM 法により定めた対策地域を含む都道府県にあっては、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素は、①及び②で算定された数の概ね 4/3 の数を測定局数とする。

また、光化学オキシダントの注意報が発令されていない都道府県にあっては、光化学オキシダントは、①及び②で算定された数の概ね 2/3 の数を測定局数とする。

###### (b) 一酸化炭素

移動発生源による汚染が中心であることから、①及び②で算定された数の概ね 1/2 の数を測定局数とする。

###### (c) 非メタン炭化水素

間接的な汚染物質であることから、①及び②で算定された数の概ね 1/2 の数を測定局数とする。

#### イ 地域的視点から必要な測定局数の算定

##### ① 自然的状況の勘案

以下のような地形的な状況や気象的な状況等の地域固有の自然的状況を勘案し、これに対応するために必要となる測定局数を定める。

###### (a) 地形的な状況

山地等により他の地域と分断されている地域、谷筋又は河川・湖沼等の近傍で気流が複雑な地域、海岸部で風速が大きい地域等にあっては、他の地域の大気環境と一体性がなく、一方の都市での測定結果で他方の都市の大気の状況を代表させるのは適当ではない。

###### (b) 気象的な状況

気温、風向、風速、日射量、季節変化等により大気環境に影響を与える。

## ② 社会的状況の勘案

以下のような大気汚染発生源への対応、住民のニーズへの対応、規制や計画の履行状況の確認、今後の開発の予定、各種調査研究への活用等の常時監視の社会的有用性を勘案し、これに対応するために必要となる測定局数を定める。

### (a) 大気汚染発生源への対応

固定発生源に関しては、工場等の分布、規模及び排出口の高さ等の状況並びに近傍の風向が大気環境に影響を与える。特に、工場が密集している地域等においては、事故等の異常発生時に迅速に対処する必要があることに留意する。また、常時監視の対象物質の測定値から、当該対象物質以外の大気汚染物質の排出動向についても推測ができ、大気汚染物質全般の監視の役割をも果たしている場合がある。

移動発生源に関しては、道路の配置又は変更予定とともに、道路の構造、車種別交通量、走向速度、沿道状況等が大気環境に影響を与える。

また、中・高層ビルの密集している都市部においては、気流やビルの排熱等が大気環境に影響を与える。

### (b) 当該都道府県以外からの越境汚染による影響への対応

当該都道府県以外からの越境汚染等が季節や気象条件により当該都道府県又は地域に与える影響を考慮して、測定局を配置する。

### (c) 住民のニーズへの対応

測定局の配置について、地域住民との約束や要望等の社会的要請が存在する場合は、十分な合意を得る必要がある。

### (d) 規制や計画の履行状況の確認

常時監視は、工場等が自ら行う環境監視体制を補完し、行政が規制の遵守状況を最終的に確認する手段としての役割をも担っている。また、公害防止計画、港湾計画等各種計画において、当該計画の進捗状況を確認する手段として常時監視が積極的に位置づけられている場合がある。

### (e) 今後の開発の予定

大規模な開発が予定される場合、事前に大気環境の測定を行う必要がある。

### (f) 各種調査研究への活用

これまで蓄積してきた測定局のデータは、測定局周辺の健康影響調査における平均曝露量等、研究や科学的データの基礎資料としても活用され、重要な役割を担っている。特に、環境影響評価調査において、測定局のデータが活用できる場合、過去からの傾向が明らかなことから、予測評価の精度向上が図られる等、調査の効率化や質的向上に貢献している。

## ③ これまでの経緯の勘案

設置されてから相当の期間を経過し、継続して測定をしてきた測定局については、大気環境の経年変化を知る上で重要な意義を有している。また、測定局の有用性について地域住民から高い評価を得ており、測定局が地域では所与のものとして受け止められている場合も多い。このように、既存の測定局については、これまでの経緯を十分に勘案し、必要に応じて、望ましい測定局数の水準に加算することにより、存続を図ることとする。

## (2) 測定局の配置

(1) の規定により算定された測定局数は、都道府県ごとの望ましい測定局の総数を示したものであり、具体的に測定局をどの地点に配置するかについては、測定局数を算定した際の全国的及び地域的視点を踏まえ、各都道府県及び政令市において適切に決定する。測定局は以下の2つの種類に区分されるが、それぞれの配置についても、以下に記載する点を考慮しつつ、地域の実情に応じて決定することとする。

### ① 一般環境大気測定局

大気汚染状況を常時監視するための測定局であって、以下②による自動車排出ガス測定局以外のものを一般環境大気測定局という。一般大気環境測定局は、一定地域における大気汚染状況の継続

的把握、発生源からの排出による汚染への寄与及び高濃度地域の特定、汚染防止対策の効果の把握といった、常時監視の目的が効率的に達せられるよう配置する。

#### ② 自動車排出ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近において大気汚染状況を常時監視するための測定局を自動車排出ガス測定局という。自動車排出ガス測定局は、自動車排出ガスによる大気汚染状況が効率的に監視できるよう、道路、交通量等の状況を勘案して配置する。

配置が決定された測定局については、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。

#### (3) 測定局の見直し

人口、環境濃度レベルの変化等により（1）アに規定する全国的視点から必要な測定局数の算定基礎データが変化した場合又は発生源、道路、交通量の状況等の社会的状況の変化により（1）イに規定する地域的視点から必要な測定局数の算定基礎データが変化した場合には、適宜、測定局の数及び配置について再検討を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。

### 3. 測定頻度

原則として、年間を通じて連続的に測定を行うものとする。

### 4. 試料採取口の高さ

#### (1) 基本的考え方

試料空気の採取は、人が通常生活し、呼吸する面の高さで行うこととする。

(2) 基本的考え方を踏まえ、その具体的な高さは、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント及び一酸化炭素については、地上1.5m以上10m以下、浮遊粒子状物質については地上からの土砂の巻き上げ等による影響を排除するため、地上3m以上10m以下とする。

(3) 高層集合住宅等地上10m以上の高さにおいて人が多数生活している実態がある場合であって、基本的考え方を踏まえて当該実態について十分検討した結果、（2）によることが適當ではないと考えられるときは、適宜その実態に応じ適切な高さを設定する。

(4) 用地の確保が困難な場合等やむを得ない事由により（2）及び（3）のいずれにもよることができない場合又はそれによることが適當ではないと考えられる場合は、次の要件を満たす採取口を設定するよう努めるものとする。

ア 採取口の高さが30mを超えていないこと。かつ、

イ 近隣の地点において（2）における採取口高さにより、連続して1月間以上並行して測定を行った場合の測定結果と比較して、1時間値の日平均値の平均の差が大気環境基準の下限値の1/10を超えていないこと。なお、四季の変化による影響を把握するため、この並行して行う測定は四季に併せて1年に4回以上行うこと。

### 5. 測定方法

測定方法、測定機器の仕様及び構成については、「環境大気常時監視マニュアル」（平成22年3月31日環水大大発第100331002号、環水大自発第100331003号）によることとする。

### 6. 測定値の取扱い及び評価

#### (1) 評価の対象としない測定値等

ア 測定局が、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定による工業専用地域（旧都市計画法（大正8年法律第36号）による工業専用地域を含む。）、港湾法（昭和25年法律第218号）の規定による臨港地区、道路の車道部分その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民が生活している

- とは考えられない地域、場所に設置されている場合の当該測定局における測定値  
イ 測定値が、測定器に起因する等の理由により当該地域の大気汚染状況を正しく反映していないと認められる場合における当該測定値  
ウ 1日平均値に係る1時間値の欠測が1日（24時間）のうち4時間を超える場合における当該1日平均値

## （2）常時監視結果の評価

常時監視の結果は、環境基準により測定局ごとに短期的評価・長期的評価を行うこととし、以下による。

### ア 短期的評価

大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、環境基準が1時間値または1時間値の1日平均値についての条件として定められているので、定められた方法により連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間についてその評価を行う。

### イ 長期的評価

大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行う場合は、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を行う。

#### ① 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連續した場合は、このような取扱いは行わない。

#### ② 二酸化窒素

年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（1日平均値の年間98%値）で評価を行う。

## 7. 精度管理及び保守管理

精度の高い測定を行うため、「環境大気常時監視マニュアル」（平成22年3月31日環水大大発第100331002号、環水大自発第100331003号）に基づき、維持管理体制を整備し、測定機器に応じた日常点検、定期点検等の保守点検を適切に行い、その内容を記録するものとする。

## 8. 結果の報告

法第22条第2項の規定に基づく常時監視の結果の報告については、別途環境省が指定する方法により指定する期日までに行うものとする。

## III 微小粒子状物質に係る常時監視

### 1. 測定対象

平成21年9月に環境基準が設定された微小粒子状物質、いわゆるPM2.5について測定を実施する。

### 2. 測定局の数及び配置

#### （1）測定局数

IIの2.（1）の例による。

#### （2）測定局の配置

IIの2.（2）の例による。また、測定機の設置場所については、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の他の項目との比較が必要になることから、原則として、既存の測定局に設置することとするが、5.の試料採取口の設置条件を勘案し、設置場所を検討するものとする。

### (3) 段階的整備

(1) の規定により算定された測定局については、平成 22 年度から 3 年を目途に整備を図るものとする。

## 3. 測定頻度

原則として、年間を通じて連続的に測定を行うものとする。

## 4. 試料採取口の高さ

### (1) 基本的考え方

試料空気の採取は、人が通常生活し、呼吸する面の高さで行うこととする。

### (2) 基本的考え方を踏まえ、微小粒子状物質におけるその具体的な高さは、IIの4.

(2)～(4)の浮遊粒子状物質の例による。

## 5. 試料採取口の設置条件

吸着等による微小粒子状物質の損失を防ぐため、試料大気導入口と粒子捕集部は鉛直管で連結させ、試料大気導入口から粒子捕集部までの長さは 5 m 以下、分粒装置出口から粒子捕集部までの長さは 1.5 m 以下とする。測定局舎屋内にサンプラを設置する場合には、試料導入管は局舎の天井を貫通させて取り付けることとする。

また、試料採取口の周囲は十分に開けている必要があり、周辺に他の試料採取口や採取装置その他設置物等がある場合は、それらの影響を避けるために、それら設置物等より 1 m 以上離すことが望ましい。

## 6. 測定方法

標準測定法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機を用いることとする。その他、測定方法、測定機器の仕様及び構成については、「環境大気常時監視マニュアル」（平成 22 年 3 月 31 日環水大大発第 100331002 号、環水大自発第 100331003 号）によることとする。

## 7. 測定値の取扱い及び評価

### (1) 評価の対象としない測定値等

ア 測定局が、都市計画法の規定による工業専用地域（旧都市計画法による工業専用地域を含む。）、港湾法の規定による臨港地区、道路の車道部分その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民が生活しているとは考えられない地域、場所に設置されている場合の当該測定局における測定値

イ 測定値が、測定器に起因する等の理由により当該地域の大気汚染状況を正しく反映していないと認められる場合における当該測定値

ウ 1 日平均値に係る欠測が 1 日（24 時間）のうち 4 時間を超える場合における当該 1 日平均値。

また、1 年平均値の計算においては、有効測定日が 250 日に満たないもの

### (2) 常時監視結果の評価

微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。

長期基準に関する評価は、測定結果の 1 年平均値を長期基準（1 年平均値）と比較する。

短期基準に関する評価は、測定結果の 1 日平均値のうち年間 98 パーセンタイル値を代表値として選択して、これを短期基準（1 日平均値）と比較する。

なお、評価は測定局ごとに行うこととし、環境基準達成・非達成の評価については、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。

## 8. 成分分析

### (1) 目的

微小粒子状物質の健康影響調査に資する知見の充実を図るとともに、その原因物質の排出状況の把握及び排出インベントリの作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等、科学的知見の集積を踏まえたより効果的な対策の検討を行うため、質量濃度の測定に加え、成分分析を行う。

### (2) 実施体制

成分分析については、全国で体系的に進める必要があることから、別途定める国と都道府県等との役割分担、分析地点（数）の選定方法、調査時期及び調査方法等を明確化するためのガイドラインに基づき、順次、実施していくものとする。

## 9. 精度管理及び保守管理

精度の高い測定を行うため、「環境大気常時監視マニュアル」（平成22年3月31日環水大大発第100331002号、環水大自発第100331003号）に基づき、維持管理体制を整備し、測定機器に応じた日常点検、定期点検等の保守点検を適切に行い、その内容を記録するものとする。

## 10. 結果の報告

法第22条第2項の規定に基づく常時監視の結果の報告については、別途環境省が指定する方法により指定する期日までに行うものとする。

## IV 有害大気汚染物質に係る常時監視

### 1. 測定対象

有害大気汚染物質のなかの優先取組物質（当該物質の有害性の程度や我が国の大気環境の状況等にかんがみ健康リスクがある程度高いと考えられる物質で、別添に掲げるものをいう。）のうち、既に測定方法の確立している物質（ダイオキシン類を除く。）で、以下に掲げるものについて、測定を実施する。

アクリロニトリル  
アセトアルデヒド  
塩化ビニルモノマー  
塩化メチル  
クロム及び三価クロム化合物  
六価クロム化合物  
クロロホルム  
酸化エチレン  
1, 2-ジクロロエタン  
ジクロロメタン  
水銀及びその化合物  
テトラクロロエチレン  
トリクロロエチレン  
トルエン  
ニッケル化合物  
ヒ素及びその化合物  
1, 3-ブタジエン  
ベリリウム及びその化合物  
ベンゼン  
ベンゾ[a]ピレン  
ホルムアルデヒド  
マンガン及びその化合物

以上に掲げる物質のうち、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物並びにマンガン及びその化合物については、原則として粒子状の物質に限る。水銀及びその化合物については、原則としてガス状のものに限る。

水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物並びにマンガン及びその化合物については、個別の物質によって健康リスクが異なると思われるが、現時点では、個別の物質ごとに選択して測定を実施することが困難であるため、それぞれの金属及びその化合物ごとに、当該金属化合物の全量又は当該金属及びその化合物の全量（金属換算値）を測定するものとする。クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物については、現時点では測定が困難であるため、当面、クロム及びその化合物の全量（クロム換算値）を測定するものとする。

個々の測定地点における測定物質については、2. (1) に規定する全国標準監視地点においては、原則として測定可能な全ての優先取組物質を測定することとし、2. (1) に規定する地域特設監視地点については、2. (3) ②イ及び③イによる。

また、風向、風速等の気象要素についても測定を実施するよう努めるものとする。

## 2. 測定地点の数及び選定

### (1) 測定地点区分

#### ① 全国標準監視地点

全国標準監視視点とは、全国的な視点を踏まえ、1. で示した全ての優先取組物質の大気環境の全般的な状況とその経年変化の把握を目的に選定される測定地点をいう。

#### ② 地域特設監視地点

地域特設監視地点とは、全国標準監視地点以外の測定地点であって、地域的な視点を踏まえ、発生源の状況を勘案し、それらの人の健康への影響が懸念される場所の監視等、地域の実情に応じた目的で選定される測定地点をいう。

### (2) 測定地点数

都道府県は、政令市と協議の上、当該都道府県における望ましい測定地点の水準をを決定するものとする。望ましい測定地点数の水準は、全国標準監視地点と地域特設監視地点のそれぞれについて、以下のとおり算出する。

#### ① 全国標準監視地点の測定地点の算定

##### ア 人口及び可住地面積による測定地点の算定

有害大気汚染物質による大気汚染の防止に関する施策その他の措置は、科学的知見の充実の下に、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、実施されなければならない。この理念に基づき、有害大気汚染物質の人への暴露の指標となる以下の人 口基準及び可住地面積（総面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いたもの。）基準で算定された都道府県ごとの測定地点のうち、数の少ない方を都道府県ごとの基本的な測定地点数とする。

(a) 人口 75,000 人当たり 1 つの測定地点を選定する。

(b) 可住地面積 25km<sup>2</sup> 当たり 1 つの測定地点を選定する。

なお、都道府県等を発生源の状況、人口区分、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定地点数の調整を行うこともできることとする。

##### イ 環境濃度レベルに対応した測定地点数の調整

環境濃度レベルに対応した測定地点数の調整として、II の 2. (1) のア②に規定する環境濃度レベル「中」を想定し、アで算定された数の概ね 1/2 の数を測定地点数とする。

注) 調整の結果により、測定地点の移動、統廃合又は廃止を行う場合は、測定データの継続性の確保、地域の代表性を考慮した効率的な測定等に留意することとする。

##### ウ 測定項目の特性に対応した測定地点数の調整

ウで算定された数の概ね 1/3 の数を測定地点数とする。

#### ② 地域特設監視地点の測定地点数の算定

II の 2. (1) のイの例による。ただし、地域の実情に応じ、環境基準等を超える可能性のある地域や幹線道路区間及びそれに準ずる道路区間については、測定地点を移動する又は測定地点を新

たに選定する等の対応により、優先的に監視を行うことが望ましい。

### (3) 測定地点の選定

(2) の規定により算定された測定地点数は、都道府県ごとの望ましい測定地点の総数を示したものであり、具体的に測定地点をどこに選定するかについては、測定地点数を算定した際の全国的及び地域的視点を踏まえ、各都道府県及び政令市において適切に決定する。測定地点は、測定項目ごとに以下の3つの種類に区分されるが、それぞれの配置についても、以下に記載する点を考慮しつつ、地域の実情に応じて決定することとする。

#### ① 一般環境

一般環境における測定地点は、固定発生源又は移動発生源からの有害大気汚染物質の排出の直接の影響を受けにくいと考えられる地点について、地域における有害大気汚染物質による大気汚染の状況の把握が効果的になれるよう選定するものとする。また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。

#### ② 固定発生源周辺

##### ア 測定地点の選定

固定発生源周辺における測定地点については、固定発生源における有害大気汚染物質の製造、使用及び排出の状況、気象条件及び地理的条件を勘案して、排出が予想される物質の濃度が、固定発生源における他の地点と比較して相対的に高くなると考えられる地点を優先的に選定するよう努めるものとする。

なお、排出の状況については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づくPRTR届出データ及びそれに準ずる情報を踏まえ把握することを基本とする。

また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。しかし、それぞれの固定発生源によって、有害大気汚染物質の製造・使用状況等が異なることが考えられるため、ある地点における測定結果から他の地点における大気汚染の状況を推測することは難しい。このため、より多くの地点においてきめ細かく有害大気汚染物質の汚染状況を監視する必要性等の観点から、年度ごとに測定地点を変えて監視を実施することは差し支えない。

##### イ 測定項目

固定発生源周辺においては、地域の固定発生源で製造・使用され、排出されると考えられる物質について測定を実施するものとする。

#### ③ 沿道

##### ア 測定地点の選定

沿道における測定地点については、交差点、道路及び道路端付近において、自動車から排出される有害大気汚染物質による大気汚染状況が効率的に監視できるよう、車種別交通量、走行速度、気象条件及び地理的条件を勘案し、自動車からの排出が予想される有害大気汚染物質の濃度が、沿道における他の地点と比較して相対的に高くなると考えられる地点を優先的に選定するよう努めるものとする。

また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。

##### イ 測定項目

沿道においては、自動車からの排出が予想されるアセトアルデヒド、トルエン、1, 3-ブータジエン、ベンゼン、ベンゾ [a] ピレン、ホルムアルデヒド等について監視を実施するものとする。

### (4) 測定地点の見直し

人口等の変化等により 2. ①に規定する全国標準監視地点の地点数の算定基礎データが変化した場合又は発生源、道路、交通量の状況等の社会的状況の変化等により 2. ②に規定する地域特設監視地点の地点数の算定基礎データが変化した場合には、適宜、測定地点の数及び配置について再検討を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。

### (5) 既存の測定局の活用

これまでに設置された一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局を有害大気汚染物質の測定地点として活用することは、サンプリングを確実に実行し、また効率的に常時監視体制を整備する上でも有効である。このため、上記(3)に基づき、選定すべき測定地点として適正であるか判断の上、既存の測定局の中から測定地点を選択することは差し支えない。

## 3. 測定頻度等

長期曝露による健康リスクが懸念されている有害大気汚染物質の常時監視においては、原則として年平均濃度を求めるものとする。

有害大気汚染物質の排出等は、人の社会・経済活動に密接に関係しているため、季節変動、週内変動及び日内変動が認められる。常時監視に当たって、これらの変動が適切に平均化されるよう、原則として月1回以上の頻度で測定を実施するものとする。その際、連続24時間のサンプリングを実施し、日内変動を平均化するものとする。さらに、サンプリングを実施する曜日が偏らないようにし、週内変動を平均化することが望ましい。

サンプリング方法及び対象物質によっては、連続24時間のサンプリングによると破過する場合があるが、この場合はサンプリングを数回に分けて連続して行うものとする。

## 4. 試料採取口の高さ

サンプリングにおける試料採取口の地上高さは、粒子状でない物質については、原則として、通常人が生活しうる高さである地上1.5mから10mにおいて行うものとする。粒子状の物質については、地上からの土砂の巻上げ等による影響を排除するため、原則として、地上3mから10mの高さにおいて行うものとする。なお、高層集合住宅等地上10m以上の高さにおいて人が多数生活している実態がある地域においては、その実態を勘案し、試料採取口の高さを適切に設定するものとする。

## 5. 測定方法

測定方法については、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成9年2月12日環大規第27号、平成23年4月1日最終改正）によるものとする。

## 6. 測定値の取扱い及び評価

### (1) 評価の対象としない測定値等

IIの6.(1)ア及びイの例による。

### (2) 年平均値の算出

測定結果を評価する際には、地点ごとに、測定値を算術平均して求めた年平均値を用いるものとし、環境基準値が設定されている物質については基準値との比較によってその評価を行うものとする。測定値が検出下限値未満のときは、検出下限値の1/2として年平均値の算出に用いるものとする。十分な測定頻度で測定を実施できなかった場合又は欠測が多く測定値の得られた季節が偏っている場合等は、結果の評価に際し留意する必要がある。

### (3) 異常値の取扱い

これまでの測定結果等から判断して、極端に高い若しくは低いと考えられる測定値が得られた場合又は前回の測定値と比較して極端に測定値が変動している場合には、その測定値は異常値である可能性がある。このときは、サンプリング、試料の輸送、前処理、機器分析という一連の作業に問題がないかを確認し、問題がない場合には、サンプリング時の周囲の状況に通常考えにくい事象等がなかつたかを確認するものとする。以上の情報を総合的に勘案して、異常値と考えられる場合には、測定値は欠測とするものとする。

なお、異常値の可能性がある測定値が得られた場合には、可能な限り速やかに再測定を行うことが望ましい。

## 7. 精度管理及び保守管理

有害大気汚染物質の測定は、サンプリング、試料の輸送、前処理、機器分析といったバッチ処理によって行われることが通常であり、有効な測定を行うため、それぞれの作業及び機器の管理等を適切に実施するものとする。また、作業に係る情報等を記録し、測定が終了した後に精度管理が十分にされているかを記録によって確認できるようにするものとする。

## 8. 結果の報告

法第22条第2項の規定に基づく常時監視の結果の報告については、別途環境省が指定する方法により指定する期日までに行うものとする。

### 別添 優先取組物質

1. アクリロニトリル
2. アセトアルデヒド
3. 塩化ビニルモノマー（別名：クロロエチレン又は塩化ビニル）
4. 塩化メチル（別名：クロロメタン）
5. クロム及び三価クロム化合物
6. 六価クロム化合物
7. クロロホルム
8. 酸化エチレン（別名：エチレンオキシド）
9. 1, 2-ジクロロエタン
10. ジクロロメタン（別名：塩化メチレン）
11. 水銀及びその化合物
12. ダイオキシン類
13. テトラクロロエチレン
14. トリクロロエチレン
15. トルエン
16. ニッケル化合物
17. ヒ素及びその化合物
18. 1, 3-ブタジエン
19. ベリリウム及びその化合物
20. ベンゼン
21. ベンゾ[a]ピレン
22. ホルムアルデヒド
23. マンガン及びその化合物

### 附則（平成17年6月29日）

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。

### 附則（平成19年3月29日）

平成17年6月29日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。

### 附則（平成22年3月31日）

1. 平成19年3月29日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75

号)」は、本通知により改める。

2. IIIの2. (1) の算定方法については、蓄積された観測値により把握される濃度の地域分布や経年変化等についての検討を行い、この通知の施行後3年を目途に見直しを行うこととする。

附則（平成23年7月1日）

1. 平成22年3月31日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。

2. 本通知は、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成25年8月30日）

1. 平成23年7月1日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。

2. 本通知は、平成26年4月1日から適用する。ただし、本通知の適用により、測定地点数や各測定地点の測定項目数が大幅に変動する場合にあっては、平成26年度から3年を目途に測定地点や測定項目の見直しを行うことで良い。

## 9 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（通知）

環水大総発第 090909001 号  
平成 21 年 9 月 9 日

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」を別紙のとおり告示した（平成 21 年 9 月環境省告示第 33 号）。

政府においては、同条第 4 項の規定に基づき、微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準が確保されるよう、「微小粒子状物質に係る環境基準の設定について」（平成 21 年 9 月 3 日中央環境審議会答申。以下「答申」という。）において示された環境基準の設定に伴う課題に係る施策等を総合的かつ有効適切に講ずることとしているが、貴職におかれても、下記の事項に留意の上、これらの環境基準が維持達成されるよう有効かつ適切な施策の推進を図られたい。

### 記

#### 第 1 環境基準について

##### 1 設定の背景

我が国では、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、呼吸器に吸入されて、人の健康に影響を及ぼす粒径  $10 \mu\text{m}$  以下のものについて、昭和 48 年に浮遊粒子状物質と定義して環境基準を定めている。今日に至るまで、その削減に係る各種対策が進められ、近年では一般環境大気測定期局及び自動車排出ガス測定期局（以下「測定期局」という。）のうちおよそ 9 割の測定期局において、この環境基準の達成がみられているところである。一方、近年において、浮遊粒子状物質の中でも微小な粒子状物質の曝露によって一定の健康影響を及ぼしていることを示す国内外の疫学分野、その他の科学的知見が蓄積されており、国外では、これらの知見により微小粒子状物質について、独立の項目として環境目標値を設定する動きがある。このような状況を踏まえ、平成 20 年 12 月 9 日に環境大臣から中央環境審議会に「微小粒子状物質に係る環境基準の設定について」諮問を行い、国内外の科学的知見や大気環境濃度の情報等を踏まえ専門的な審議をいただき、平成 21 年 9 月 3 日に答申がなされたところである。

今般の環境基準はこの答申を踏まえ設定したものである。

#### 2 環境上の条件について

##### （1）環境上の条件

微小粒子状物質に係る環境上の条件は、次のとおり設定した。

微小粒子状物質：1 年平均値が  $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1 日平均値が  $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること。

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が  $2.5 \mu\text{m}$  の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

##### （2）設定の考え方

微小粒子状物質の曝露による健康影響については、疫学及び毒性学の数多くの科学的知見から、呼吸器疾患、循環器疾患及び肺がんの疾患に関して総体として人々の健康に一定の影響を与えていていることが、答申において了承された「微小粒子状物質環境基準専門委員会報告」（以下「報告」という。）に示されている。その一方で、報告において、現時点の科学的知見にみられる微小粒子状物質の健康影響は、疫学知見や解析手法の充実により、初めて検出可能となった人の健康に影響を及ぼすおそれ（健康リスク）の上昇を示すものとされている。微小粒子状物質に関する疫学知見において集団として観察される健康リスクの上昇は、集団を構成する個人の個別的な因果関係を推測できるものではないが、公衆衛生の観点から低減すべきものとされている。これらの健康リスクの低減を図り、更なる健康の保護を目指すため、微小粒子状物質に係る環境基準を設定することとした。

微小粒子状物質については、長期曝露による健康影響と短期曝露による健康影響の両者が報告において示されている。これらの健康影響を踏まえ、曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での 1 年平均値に関する基準（長期基準）と高濃度領域の濃度出現を減少させる意味での 1 日平均値に関する基準（短期基準）を併せて環境基準として設定することとした。

環境基準として定められた環境上の条件は、現時点で収集可能な国内外の科学的知見から、地域の人口集団の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準と考え、設定したものである。このことから、大気環境濃度が環境上の条件に示される数値を超過した場合でも、直ちに人の健康に影響が現れるというものではない。

なお、微小粒子状物質の健康影響に関する評価や長期基準及び短期基準の導出の考え方については、報告を参照されたい。

### 3 測定について

#### (1) 測定方法

微小粒子状物質の測定は、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法によるものとし、その詳細については、別途、通知する。

#### (2) 測定地点等

微小粒子状物質の測定に関し、測定地点、測定頻度及び試料採取口高さ等については、「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」を改訂して定める予定である。

### 4 環境基準による大気環境濃度の評価等について

#### (1) 環境基準による大気環境濃度の評価

今般、微小粒子状物質の環境基準について、微小粒子状物質の曝露から人の健康の保護を図る観点から、曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と曝露濃度分布のうち高濃度領域の濃度出現を減少させる意味での短期基準の両者を設定することとした。このため、長期基準及び短期基準に対応した環境基準達成状況の評価を行うものとする。

長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98パーセンタイル値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果（1年平均値及び98パーセンタイル値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

#### (2) 黄砂時等の特異的現象に関する評価への考慮

報告において、黄砂期間の健康影響を曝露期間全般の健康影響から特定することは現時点では困難であり、大気環境濃度の評価の対象期間から黄砂期間を除いて評価することは適切ではなく、黄砂期間も評価の対象期間に含めることが適当とされている。その一方、長期的評価は施策の効果を見る観点も含むことから、長期基準による評価が非達成のときに、非黄砂期間中の測定結果の平均値を算定し、その数値が長期基準を達成している場合にあっては、黄砂の影響で非達成と注釈を付して評価し、同様に、短期基準による評価が非達成のときに、非黄砂期間中の測定結果の中から年間98パーセンタイル値を選定し、その数値が短期基準を達成している場合にあっては、黄砂の影響で非達成と注釈を付して評価するものとする。

黄砂期間か否かの判別は、貴職において、貴管轄下の測定局の近傍にある気象庁の観測所における黄砂観測日を参考に、測定局ごとに判断されたい。

また、黄砂以外にも火山の噴火や山火事等、微小粒子状物質の濃度の上昇の原因となる特異的現象が特定される場合で、貴職において、環境基準達成の評価に特異的現象が影響を与えると判断できる場合においては、黄砂期間の評価方法を準用して評価を実施されたい。

#### (3) 欠測の取扱い

年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしないものとする。

なお、自動測定機を用いる場合の有効測定日数とは、1時間値の欠測（地域の汚染の実情、濃度レベル

の時間的変動等に照らし異常と思われる1時間値が得られた際において、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等についての検討の結果、当該1時間値が測定器に起因する場合等地域大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合を含む。) が4時間以内の測定日数とする。

また、24時間連続して測定するタイプの自動測定機については、1日の測定時間が延べ20時間以上存在する測定日数とする。

## 5 環境基準の適用範囲について

微小粒子状物質に係る環境基準は、人の健康を保護する見地から設定されたものであるので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第12項に規定する工業専用地域、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第4項に規定する臨港地区、道路の車道部分、事業場の敷地境界、その他原野等一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されないものである。なお、道路沿道や事業場の周辺のうち、一般公衆が通常生活している地域又は場所については、環境基準が適用されるので念のため申し添える。

## 第2 環境基準の達成期間等について

### 1 達成期間

大気環境濃度が微小粒子状物質に係る環境基準を満足している地域にあっては、当該環境基準が維持されるよう努めるものとする。

大気環境濃度が微小粒子状物質に係る環境基準を超えている地域にあっては、当該物質の大気環境濃度の着実な低減を図りつつ、当該環境基準が早期に達成されるよう努めるものとする。

### 2 その他

答申において示された微小粒子状物質に係る環境基準の設定に伴う課題への取組は、政府として着実に進めていく方針であるが、貴職においても監視測定体制の整備及び固定発生源や移動発生源に対してこれまで実施してきた粒子状物質全体の削減対策の着実な実施を行うとともに、成分分析の実施に努め、さらに、より効果的な対策について検討するため国において行う微小粒子状物質やその原因物質の排出状況の把握及び排出インベントリの作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等の科学的知見の集積に協力されたい。

なお、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ から $10 \mu\text{m}$ までの粗大粒子についても、健康影響が示唆されることから、報告を踏まえ、粗大粒子の曝露から人の健康を保護するため、従来から設定している浮遊粒子状物質に係る環境基準を維持することとした。その際、浮遊粒子状物質に係る黄砂の影響についても、第1の4(2)に示した考え方方に準じて、評価に当たって考慮することとされたい。

## 平成 25 年度 環境大気調査報告書

平成 26 年 9 月

### 【発行】

石川県環境部環境政策課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

TEL 076-225-1463(直通)

FAX 076-225-1466

メールアドレス [taiki@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:taiki@pref.ishikawa.lg.jp)

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/index.html>

### 【作成】

石川県保健環境センター

〒920-1154 石川県金沢市太陽が丘 1 丁目 11 番地

TEL 076-229-2011

FAX 076-229-1688

メールアドレス [hokan@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:hokan@pref.ishikawa.lg.jp)

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/hokan/index.html>



リサイクルシンボルマーク

リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

- この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示  
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。